

江南市

地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）

平成 30 年 1 月

江南市・江南市社会福祉協議会

# 目 次

## 第 1 章 計 画 の 策 定 に あ た つ て

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 1 計画策定の前提となる考え方.....               | 2 |
| (1) 地域福祉とは.....                    | 2 |
| (2) 地域福祉を進めるうえでの江南市の地域の範囲 .....    | 3 |
| (3) 「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉計画の役割 ..... | 4 |
| 2 計画策定の趣旨.....                     | 5 |
| 3 計画の位置づけ.....                     | 5 |
| 4 計画の期間.....                       | 6 |

## 第 2 章 江 南 市 の 地 域 福 祉 を 取 り 卷 く 現 状 と 課 題

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1 計画策定の前提となる考え方.....                | 8  |
| (1) 人口・世帯の状況.....                   | 8  |
| (2) 高齢者の状況.....                     | 10 |
| (3) 障害のある人等の状況.....                 | 13 |
| (4) 子ども・子育て世帯の状況.....               | 16 |
| (5) 外国籍市民の状況.....                   | 17 |
| (6) 生活保護世帯の状況.....                  | 17 |
| (7) 虐待、DVの状況.....                   | 18 |
| (8) 地区の状況.....                      | 19 |
| 2 アンケート等からみる市民や活動主体者の意識.....        | 22 |
| (1) アンケート調査結果概要 .....               | 22 |
| (2) NPO・ボランティア団体へのヒアリング調査結果概要 ..... | 26 |
| 3 地域福祉懇談会からみる江南市の現状.....            | 29 |
| (1) 地域福祉懇談会の概要 .....                | 29 |
| (2) 主な意見.....                       | 29 |
| 4 地域福祉を取り巻く主要課題.....                | 31 |

## 第 3 章 計 画 の 基 本 的 な 考 え 方

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 計画の基本理念.....           | 34 |
| 2 計画の基本目標と重点プロジェクト ..... | 35 |
| (1) 計画の基本目標 .....        | 35 |
| (2) 計画の重点プロジェクト .....    | 36 |
| 3 施策体系.....              | 37 |

## 第4章 重点プロジェクト

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 「第4章 重点プロジェクト」の見方.....               | 40 |
| 重点プロジェクト1 子どもも大人も福祉を学び、実践しよう！ .....  | 42 |
| 重点プロジェクト2 地域福祉を進める「活動主体者」になろう！ ..... | 43 |
| 重点プロジェクト3 地域がつながり、活動を充実させよう！ .....   | 44 |

## 第5章 施策の展開

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 「第5章 施策の展開」の見方.....                  | 46 |
| 基本目標1 福祉の「心」をはぐくむ.....               | 47 |
| 施策の方向性1 地域福祉についての意識の醸成.....          | 47 |
| 施策の方向性2 地域の関係を深めるきっかけづくり .....       | 51 |
| 施策の方向性3 市民が活動・交流できる場の提供 .....        | 53 |
| 基本目標2 地域福祉を進める「人」をつくる.....           | 56 |
| 施策の方向性1 活動の担い手の育成.....               | 56 |
| 施策の方向性2 福祉を進める活動主体者への支援 .....        | 60 |
| 基本目標3 地域福祉推進の「しくみ」をつくる.....          | 64 |
| 施策の方向性1 必要な人に必要な支援を届けるための体制の充実 ..... | 64 |
| 施策の方向性2 多様な主体の参画促進.....              | 68 |
| 施策の方向性3 小地域福祉活動の推進.....              | 70 |
| 基本目標4 安心・安全な暮らしの「環境」をつくる.....        | 73 |
| 施策の方向性1 自立を促す支援の推進.....              | 73 |
| 施策の方向性2 共に生きるまちづくりの推進 .....          | 75 |
| 施策の方向性3 権利擁護対策の推進 .....              | 81 |
| 施策の方向性4 防災・防犯対策の推進.....              | 84 |

## 第6章 各地区の方向性

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 「第6章 各地区の方向性」の見方..... | 90  |
| 古知野 中学校区.....         | 91  |
| 布袋 中学校区.....          | 95  |
| 宮田 中学校区.....          | 98  |
| 北部 中学校区.....          | 102 |
| 西部 中学校区.....          | 106 |

## 第7章 計画の推進

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1 計画の推進体制.....          | 110 |
| (1) 連携・協働による計画の推進 ..... | 110 |
| (2) 地域力の強化.....         | 110 |
| 2 計画の進行管理.....          | 111 |

## 資料編

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1 計画の策定経過.....            | 114 |
| 2 策定委員会等設置要綱・委員名簿.....    | 115 |
| (1) 地域福祉計画策定委員会設置要綱.....  | 115 |
| (2) 地域福祉計画策定会議設置要綱.....   | 116 |
| (3) 地域福祉活動計画策定部会設置要綱..... | 118 |
| (4) 地域福祉計画策定委員会委員名簿.....  | 119 |
| 3 用語解説.....               | 120 |





第 1 章

計画の策定に  
あたつて



# 1

# 計画策定の前提となる考え方

## (1) 地域福祉とは

### ① 「地域福祉」とは何か

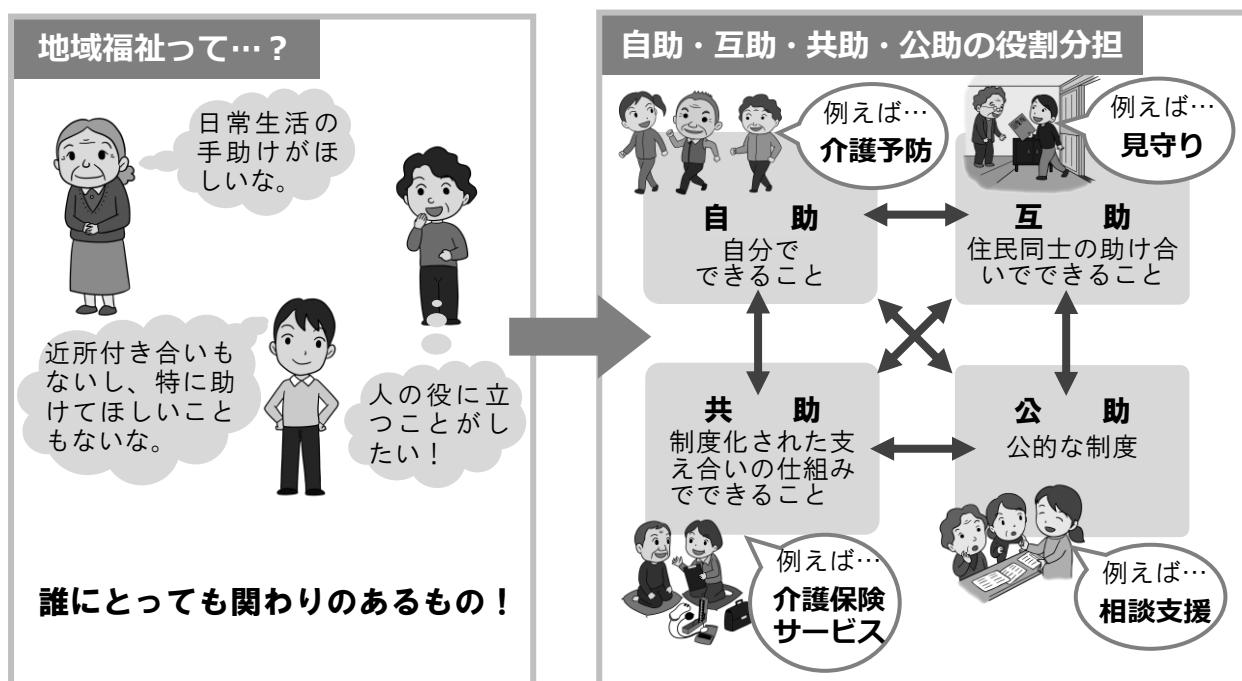
「福祉」という言葉は一般的に、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、困りごとを抱えた特定の人に対するもの、という「社会福祉」の概念でとらえられることが多いっています。しかし「地域福祉」とは、対象を限定せず、地域のなかの困りごとを、家族や友人、近隣住民、事業所や行政などとの関係性のなかで解決していくための仕組みのことをいいます。つまり、地域福祉は特別なものではなく、誰にとっても身近で関わりのあるものといえます。

住み慣れた地域で安心して暮らすこと、そして誰かに支えられ、また誰かの役に立ちながら暮らすことは、心豊かでしあわせな生活につながります。地域福祉とは、そんな地域の「しあわせづくり」に寄与するものです。

### ② 地域福祉を進めるうえで大切な「自助」「互助」「共助」「公助」

様々な人が暮らしている地域のなかでは、悩みや困りごとも多様であり、専門的なサービスを利用しないと解決できないこともあります。そこで大切なのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

自分でできること（自助）、住民同士の助け合いできること（互助）、介護保険制度や社会保険制度など被保険者による制度化された支え合いの仕組みできること（共助）、公的な制度（公助）、この「自助」「互助」「共助」「公助」を最適に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決の仕組みづくりをしていくことが大切です。



## (2) 地域福祉を進めるうえでの江南市の地域の範囲

### ①重層的な地域範囲

本市には小学校区や中学校区、高齢者福祉における「日常生活圏域」など、様々な地域の範囲があり、地域の範囲によってできることは異なります。例えば高齢者世帯の見守り・声かけを行おうとするときには、隣近所といったより身近な範囲での活動が効果的となります。一方で、複雑な事例など専門的・組織的な対応が必要な場合は、中学校区や市全域といった比較的大きな規模で取り組む方が効果的です。このように、地域を重層的にとらえ、最も効果を発揮する範囲で取り組みを行っていくことが重要です。

### ②小地域福祉活動<sup>※</sup>を進めるうえでの区域設定

本市では様々な地域範囲で多様な活動が進められていますが、地域福祉の取り組みを計画的・戦略的に進めていくためには、ある程度組織的なまとまりをもつ「小地域福祉活動」の区域を定めていく必要があります。

本市においては、人口や地域資源の状況、住民実感的な地域範囲等を総合的に勘案し、「中学校区」を小地域福祉活動の区域として設定することとします。それに伴い、本計画において、中学校区ごとの今後の地域福祉の方向性を取りまとめて、「第6章 各地区の方向性」に示しています。

ただし、この区域設定は全市一律的な展開を図るものではなく、区・町内会や小学校区ごとの活動、子ども会、老人クラブなどそれぞれの範囲で行われている既存の住民活動を尊重しながら、それら個別の活動から出てきた課題を吸い上げ、意見をまとめ、今後の方向性を決定していくための範囲として考えるものとします。

| 江南市の小地域福祉を進めるうえでの区域 |   |  |              |  |                               |                                   |
|---------------------|---|--|--------------|--|-------------------------------|-----------------------------------|
| 地域                  | 隣近所   | 区・町内会<br>約130地区                                    | 小学校区<br>10校区 | 中学校区<br>5校区  | 日常生活圏域<br>3圏域                 | 市全域                               |
| できること               | * 日頃からの声かけ、見守り<br><br>* 緊急時における避難行動要支援者 <sup>※</sup> への支援等の対応 | * 区・町内会単位の住民主体の地域福祉活動の展開<br><br>* 住民団体による地域福祉活動の展開 |              | * 小学校区単位の地域福祉課題の吸い上げ・まとめ<br><br>* 住民に身近な相談窓口や支援機関の整備 | * 地域包括ケアシステム <sup>※</sup> の構築 | * 全体コーディネート<br><br>* 専門的な支援、指導・助言 |

#### \* 小地域福祉活動

生活に密着した小地域単位で行われる住民の自主的な福祉活動のこと。①住民間のつながりを再構築する活動、②要援護者に対する具体的な援助を行う活動、③地域社会の福祉的機能を高める組織化活動が含まれる。

#### \* 避難行動要支援者

障害のある人や高齢者、乳幼児など、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。

#### \* 地域包括ケアシステム

高齢者ができる限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供される仕組み。

### (3) 「地域共生社会<sup>※</sup>」の実現に向けた地域福祉計画の役割

国では、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。そのなかで、従来高齢者分野に限られていた「地域包括ケア」の理念を普遍化し、個別福祉分野の縦割りにとらわれない包括的な支援体制を構築していくことがめざされており、福祉分野の共通事項を記載する「地域福祉計画」の重要性が強調されています。

「地域福祉計画」は、高齢者や障害者など個別の福祉計画の上位計画として位置づけられているのですが、単なる個別計画のまとめ直しではなく、それらを有機的につなげ、また個別計画だけでは網羅できない隙間を補完していく計画としての機能を持っています。特に地域共生社会の実現のために地域住民の参画と協働<sup>※</sup>が必要となるなかで、地域課題を「他人事」ではなく『我が事』としてとらえ、地域のなかでできることからはじめてみるきっかけづくりの役割も、「地域福祉計画」は担っているといえます。

---

#### \* 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

#### \* 協働

協働とは、住民、事業者、行政など、様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。

## 2

# 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行や障害のある人の増加、核家族化などによる家族機能の低下や地域社会のつながりの希薄化などを背景に、福祉ニーズが増大しています。さらに、「福祉」の概念自体の変化や、地方分権の推進により、市民の主体的な活動がより一層求められており、公的サービスだけでなく、地域全体で、防犯や防災なども含めた生活全般における支援をしていくことが必要となっています。

市では、これまでに、介護・子育て・障害等の個別計画を策定し、福祉の充実に努めてきました。また、社会福祉協議会※では「江南市地域福祉活動計画」の策定により、地域福祉実践のための計画的な施策の展開を進めてきました。

今後は国で示す「地域共生社会」の理念等を踏まえ、これまでの縦割りのサービスを超えて、地域住民全体を巻き込みながら支援の輪を広げ、分野横断的な取り組みを進めていく必要があります。そのうえで、地域福祉推進の基盤となる市と、地域福祉推進の中核的な役割を果たす社会福祉協議会が、理念と方向性を共有し、連携・協働しながら取り組みを進めていくことが重要となります。そこで、本計画では、市の策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、江南市における地域共生社会実現に向けた取り組みを推進します。

## 3

# 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

また、本市の最上位計画である「江南市総合計画」の方向性に基づき策定するとともに、「江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「江南市障害者計画」「江南市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合性を図りながら策定します。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会を中心に、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わり地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

本計画においては、地域福祉の推進を全市的に進めていくために、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。また、本計画の一部は、「成年後見制度利用促進基本計画」としても位置づけるものとします。

---

\* 社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。

## 4

## 計画の期間

本計画の期間は平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。計画の最終年度である平成 35 年度には、本計画の評価・見直しを行い、次期計画に反映させます。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化した場合は、計画期間中においても柔軟に見直しをすることとします。

|                                       | H30           | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 |
|---------------------------------------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| <b>江南市総合計画</b>                        |               |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                                       | 第 6 次         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| <b>江南市<br/>地域福祉計画・<br/>地域福祉活動計画</b>   |               |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                                       | 本計画           |     |     |     |     |     | …   |     |     |     |
| <b>江南市<br/>介護保険事業計画<br/>及び高齢者福祉計画</b> |               |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                                       | 第 7 期         |     |     | …   |     |     |     |     |     |     |
| <b>江南市障害者計画</b>                       |               |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                                       | 第 3 次         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| <b>江南市障害福祉計<br/>画・障害児福祉計画</b>         |               |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                                       | 第 5 期・第 1 期   |     |     |     | …   |     |     |     |     |     |
| <b>江南市子ども・子育<br/>て支援事業計画</b>          |               |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                                       | 第 1 次<br>H27～ |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| <b>健康日本 21<br/>こうなん計画</b>             |               |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                                       | 第 2 次<br>H25～ |     |     |     |     | …   |     |     |     |     |

※江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画には、成年後見制度利用促進基本計画も含みます。



# 第2章 江南市の 地域福祉を 取り巻く 現状と課題



# 1

# 計画策定の前提となる考え方

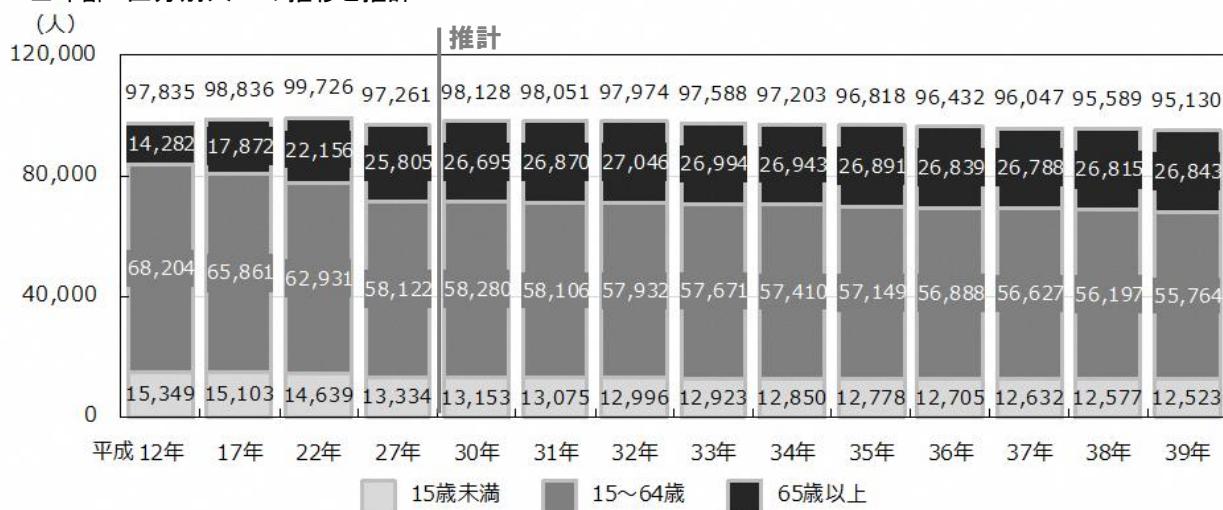
## (1) 人口・世帯の状況

### ①年齢3区分別人口の状況

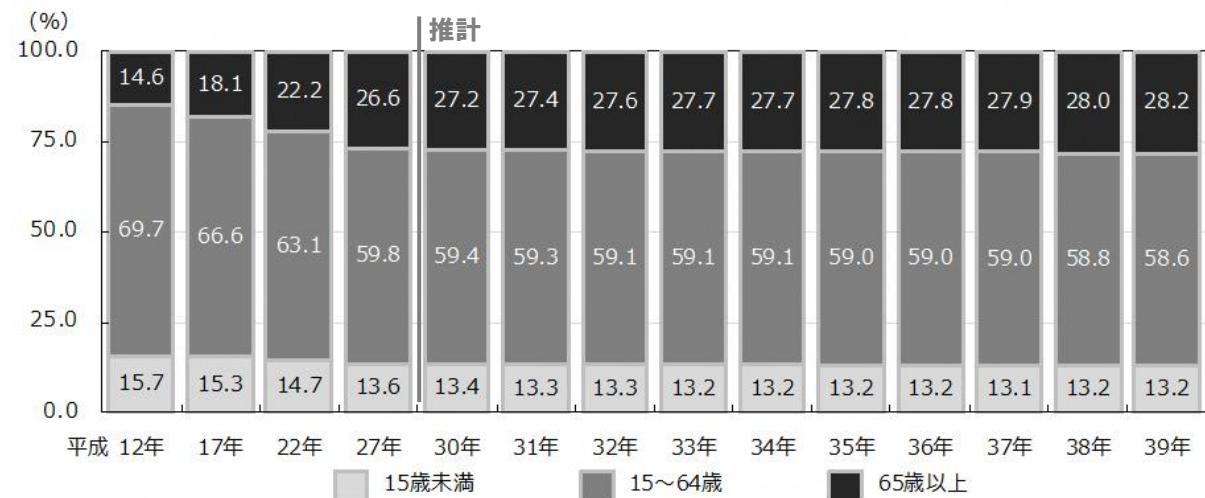
本市の人口は平成 22 年をピークに減少に転じており、平成 30 年以降の推計でも減少傾向が継続することが見込まれています。

年齢 3 区分別人口割合の推移と推計をみると、15 歳未満、15~64 歳の人口割合が減少を続けていくのに対し、65 歳以上の高齢者人口割合は増加を続けていくことが見込まれています。

#### ■年齢3区分別人口の推移と推計



#### ■年齢3区分別人口割合の推移と推計

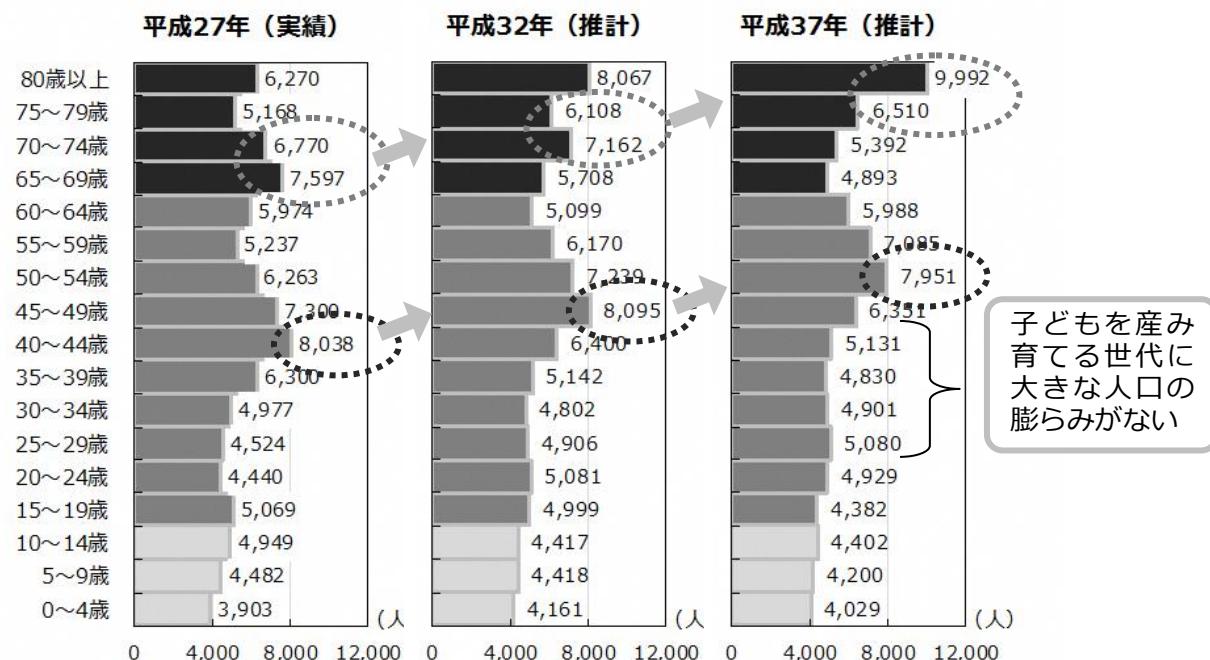


## ②人口構成の状況

本市の人口構成は、平成 27 年時点では 40 歳代前半の働き盛り・子育て世代、65~74 歳の前期高齢者が多くなっています。前期高齢者は今後 10 年間で後期高齢者に移行し、80 歳以上の人人が人口の多くを占めることが予想されています。

平成 37 年の推計では 40 歳未満の若い世代に大きな膨らみがなく、少子化や人口減少が進行していくことが懸念されます。

### ■人口構成の変化(推計)

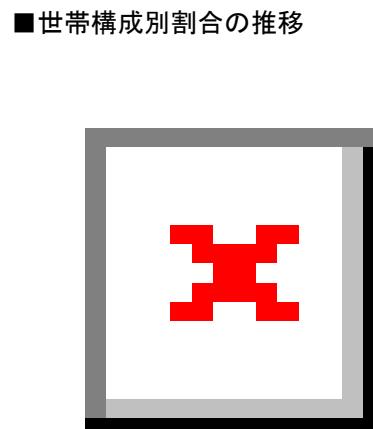
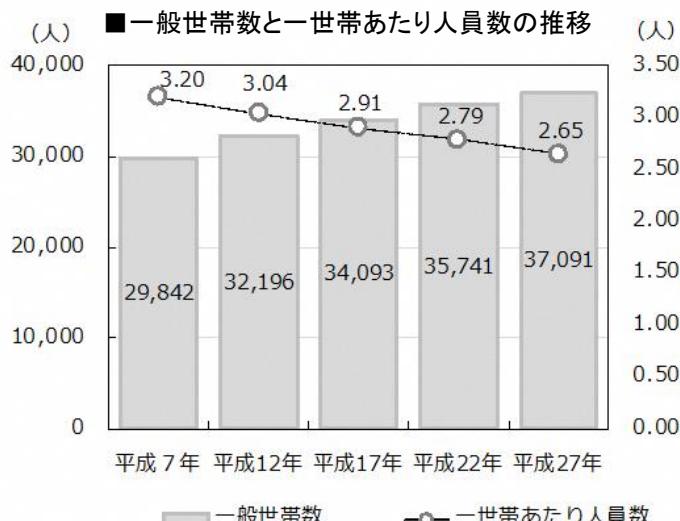


資料：平成 27 年…国勢調査、平成 32 年・37 年…第 6 次江南市総合計画

### ③世帯数・世帯構成の状況

本市の一般世帯数は増加を続けていますが、その一方で一世帯あたり人員数は減少しています。

世帯構成別割合の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も大きくなっています。また単独世帯の割合が増加していることからも、世帯規模が縮小化していることがうかがえます。



資料：国勢調査

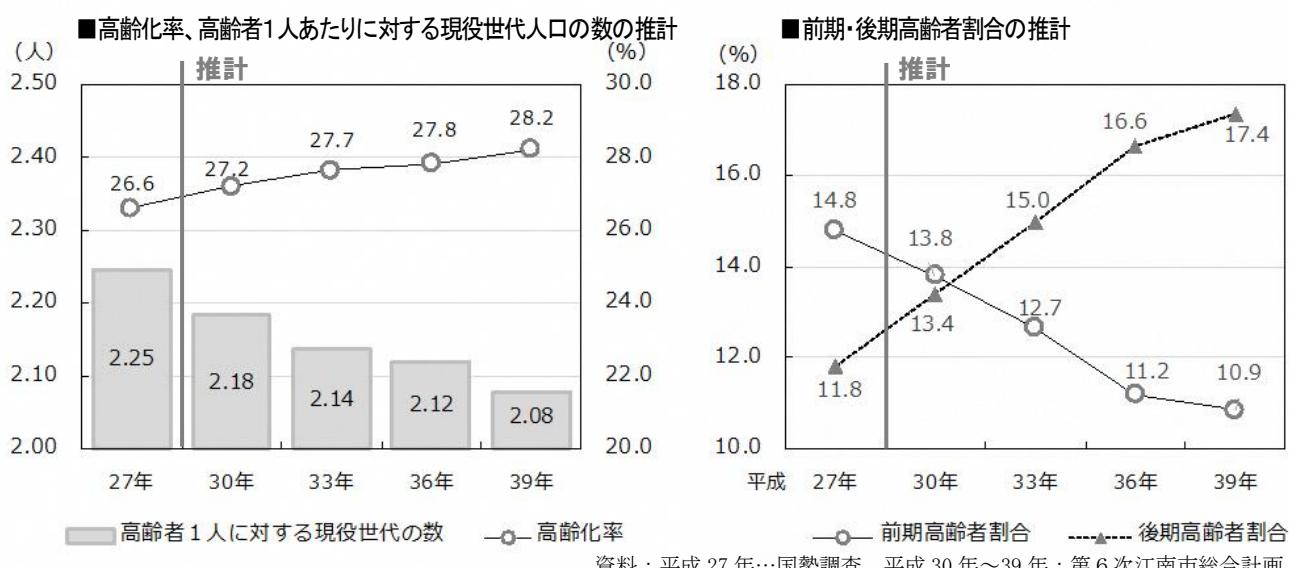
資料：国勢調査

## ( 2 ) 高齢者の状況

### ①高齢化率の状況

本市の少子高齢化・人口減少に伴い、高齢者 1 人に対する現役世代人口の数も減少し、いわゆる支援の担い手が減少していくことが予想されています。

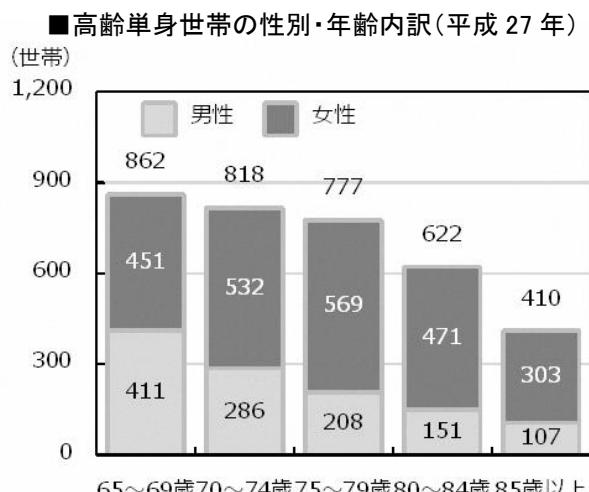
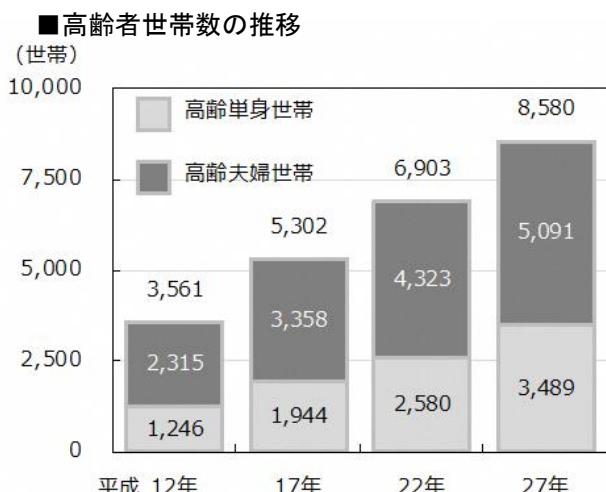
また、65 歳から 74 歳の前期高齢者及び 75 歳以上の後期高齢者割合は平成 30 年より後に逆転し、その後も後期高齢者割合は増加傾向で推移していくことが見込まれています。



## ②高齢者世帯数の状況

本市の高齢者世帯数は、高齢化の進行に伴い平成 12 年から平成 27 年にかけて約 2.4 倍に増加しており、特に高齢単身世帯で増加割合が大きくなっています。

高齢単身世帯の内訳をみると、80 歳以降の世帯が約 3 割を占めており、その約 7 割を女性が占めています。



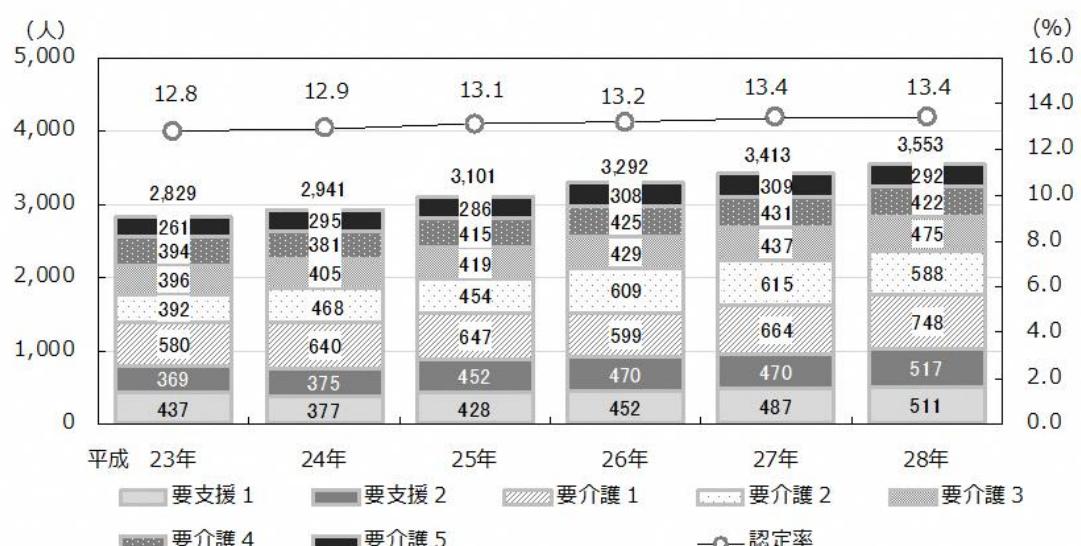
資料：国勢調査

資料：国勢調査

## ③要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数は増加しています。認定率（要支援・要介護認定者数を第 1 号被保険者数で除した割合のこと）は平成 23 年から平成 27 年まで増加で推移しています。

### ■要支援・要介護認定者数、認定率の推移



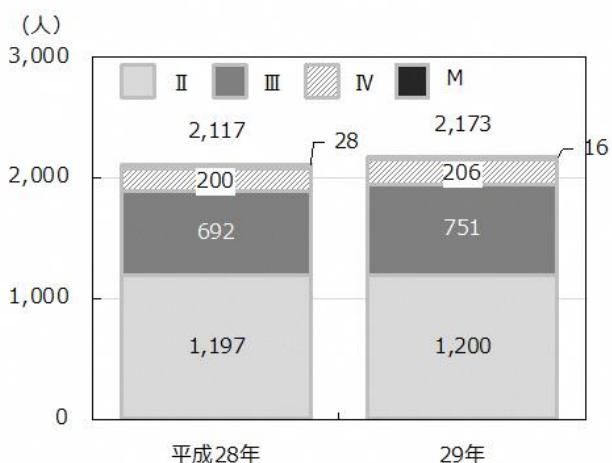
資料：介護保険事業状況報告（月報） 各年 3 月末現在

## ④認知症※高齢者の状況

認知症高齢者は平成28年から平成29年にかけて増加しています。

※認定調査員が訪問調査をした人のうち、以下の判定に基づき、日常生活自立度Ⅱ以上と判定された人を「認知症高齢者」としています。

■認知症高齢者数の推移



資料：高齢者生きがい課（各年3月末現在）

### ■判定基準

| ランク   | 判定基準   |
|-------|--|
| I     | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。                 |
| II    | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 |
| II a  | 家庭外で上記IIの状態が見られる。                                    |
| II b  | 家庭内でも上記IIの状態が見られる。                                   |
| III   | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。        |
| III a | 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。                               |
| III b | 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。                               |
| IV    | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。       |
| M     | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。              |

#### ※ 認知症

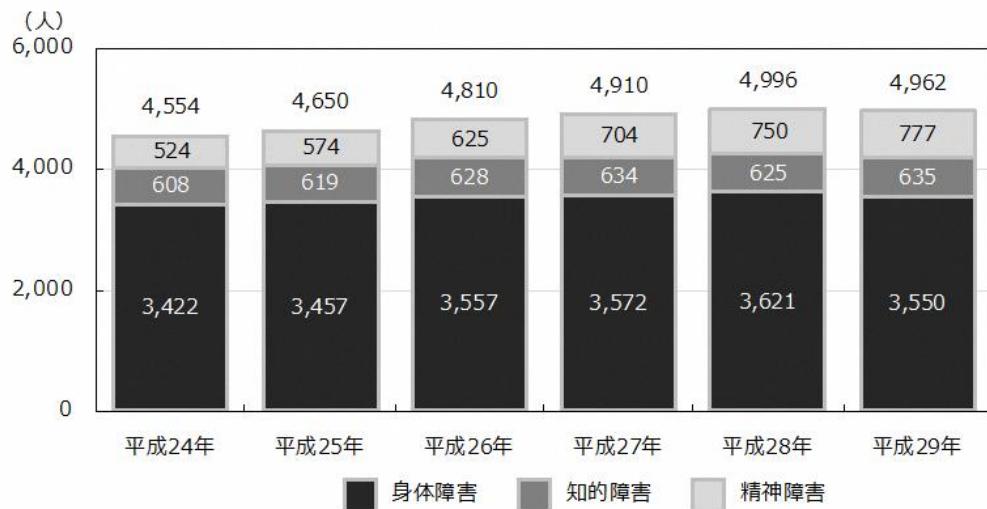
いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。

### (3) 障害のある人等の状況

#### ①障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者で増加がみられます。

##### ■障害者手帳所持者数の推移



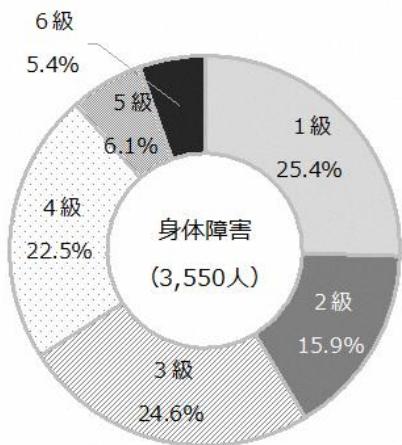
資料：福祉課（各年4月1日現在）

※グラフ中の「身体障害」は「身体障害者手帳所持者」、「知的障害」は「療育手帳所持者」、「精神障害」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」を表しています。

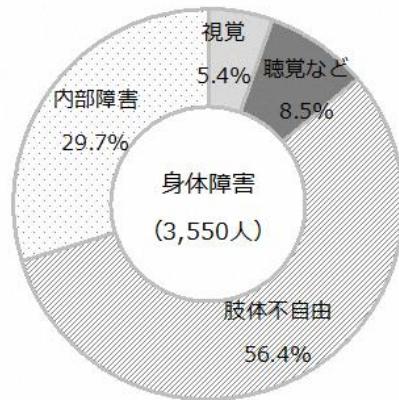
#### ②各手帳所持者の状況

身体障害の内訳をみると、等級別割合では「1級」が最も多くなっています。また、障害種別の割合では、「肢体不自由」が半数、「内部障害」が約3割で大多数を占めています。

##### ■身体障害 等級別割合(平成29年)



##### ■身体障害 障害種別割合(平成29年)



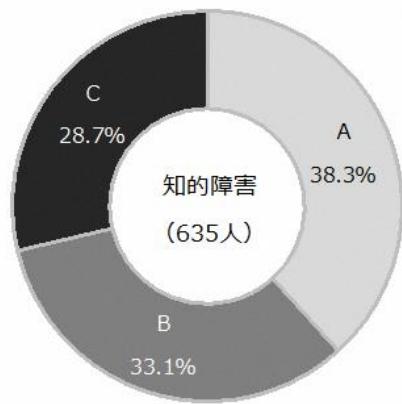
資料：福祉課（4月1日現在）

資料：福祉課（4月1日現在）

知的障害の内訳をみると、「A」が最も多くなっています。

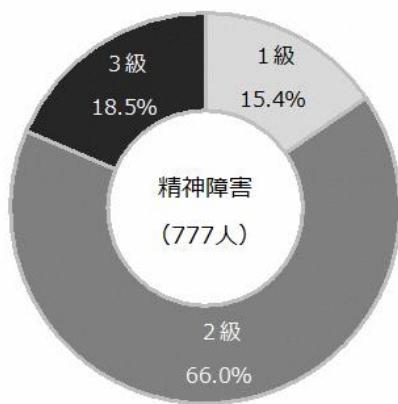
精神障害の内訳をみると、「2級」が半数以上を占めています。

■知的障害 判定別割合(平成 29 年)



資料：福祉課（4月1日現在）

■精神障害 等級別割合(平成 29 年)



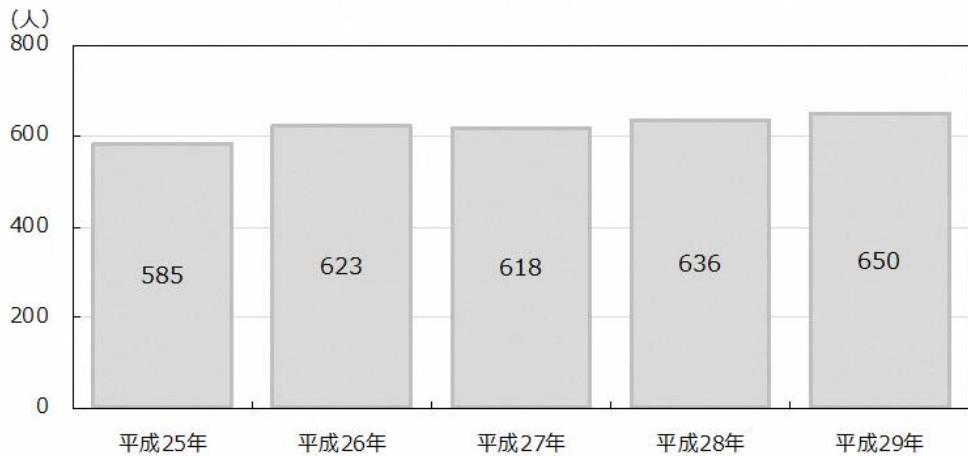
資料：福祉課（4月1日現在）

### ③難病患者の状況

障害者総合支援法※の施行により障害者の範囲に難病患者が加えられています。

本市の難病患者数（指定難病特定医療費公費負担分）の推移をみると、平成 25 年から平成 29 年にかけて増加傾向となっています。

■難病患者数の推移



資料：江南保健所（各年4月1日現在）

※ 障害者総合支援法

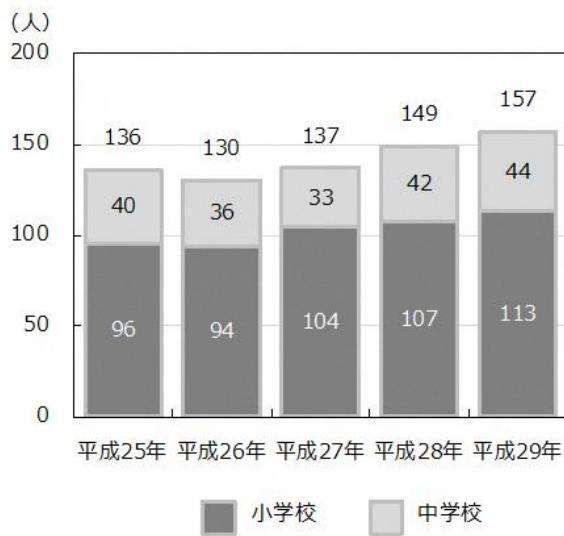
正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成 25 年 4 月 1 日に施行。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

#### ④特別な支援が必要な子どもの状況

本市の特別支援学級の児童・生徒数は増加傾向にあり、特に小学校児童数が増加しています。

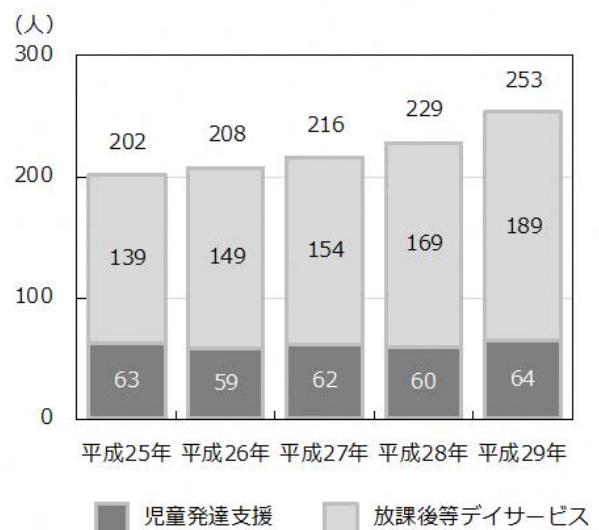
障害児通所支援サービス利用者数も増加しており、特別な支援が必要な子どもが増加していることがうかがえます。

■特別支援学級の児童・生徒数の推移



資料：教育課（各年5月1日現在）

■障害児通所支援サービス利用者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

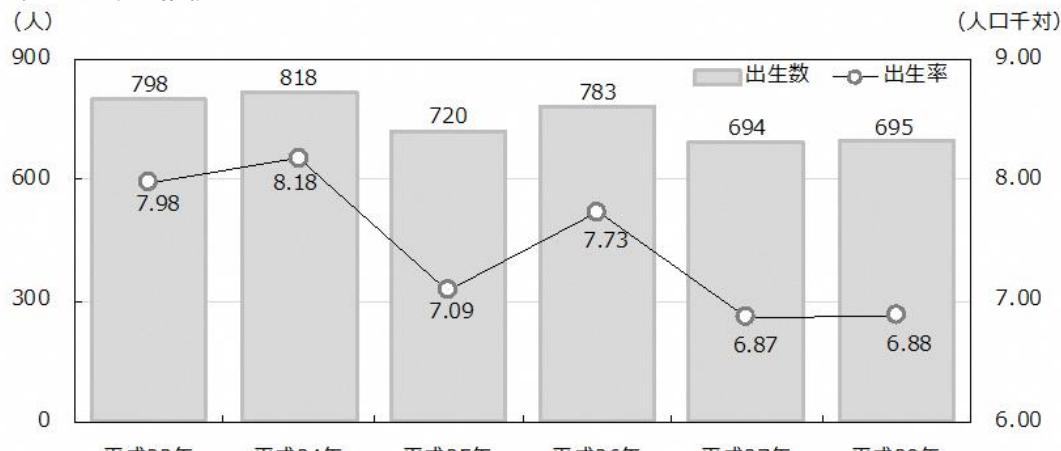
## (4) 子ども・子育て世帯の状況

### ①出生の状況

本市の出生数は増減を繰り返していますが、平成23年と平成27年を比べると減少しています。出生率※もあわせて減少傾向となっています。

※出生率…人口1,000人あたりの出生数

#### ■出生数・出生率の推移



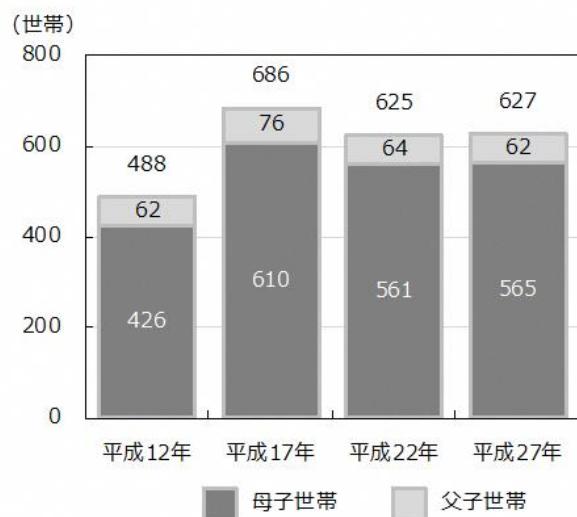
資料：出生数…人口動態調査、出生率の算出に用いた人口…市民サービス課（各年4月1日現在）

### ②ひとり親世帯等の状況

本市の母子・父子世帯（未婚、死別または離別の父または母と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯）数は平成12年から平成17年にかけて大きく増加し、その後はほぼ横ばいで推移しており、平成27年には627世帯となっています。

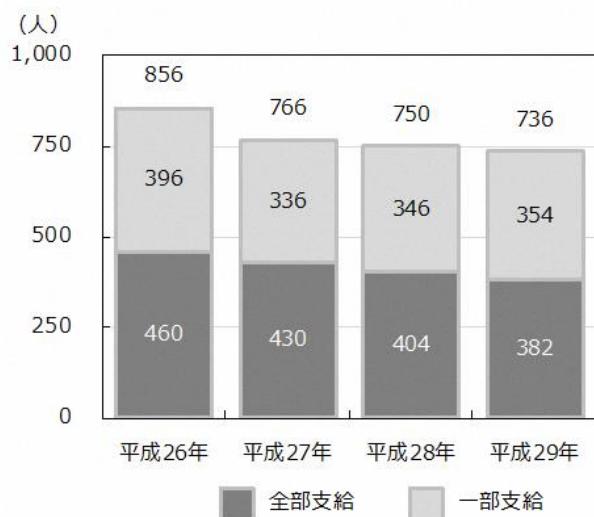
児童扶養手当（ひとり親家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のために手当を支給する制度）受給者数は平成26年から平成27年にかけて減少し、その後はほぼ横ばいで推移しており、平成29年には736人となっています。

#### ■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

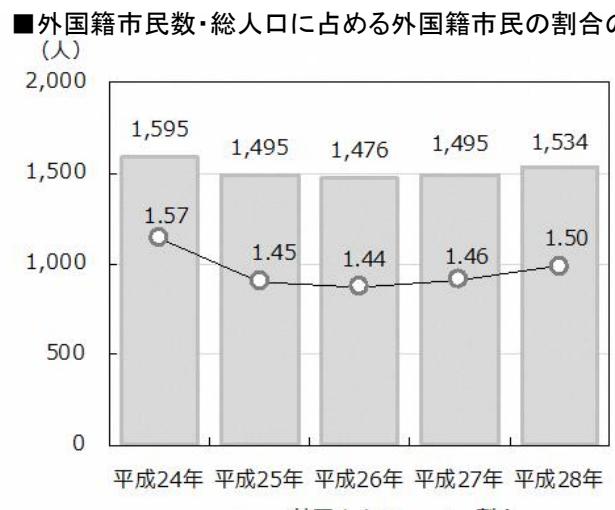
#### ■児童扶養手当受給者数の推移



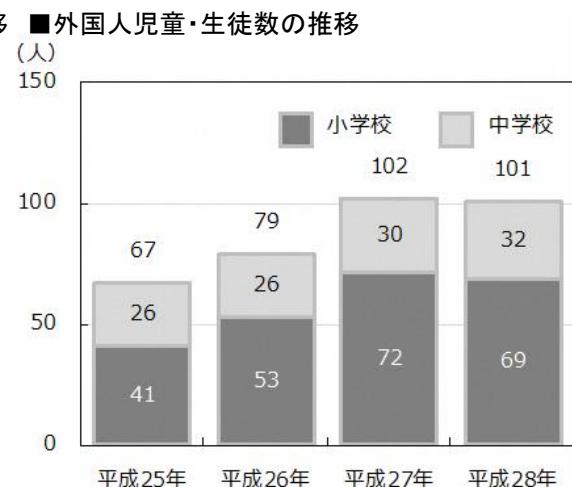
資料：子育て支援課（各年3月末現在）

## (5) 外国籍市民の状況

本市の総人口に占める外国籍市民の割合は横ばいで推移しています。少子化により児童・生徒数が減少しているなかで、外国人児童・生徒数は増加しています。



資料：市民サービス課（各年3月末現在）



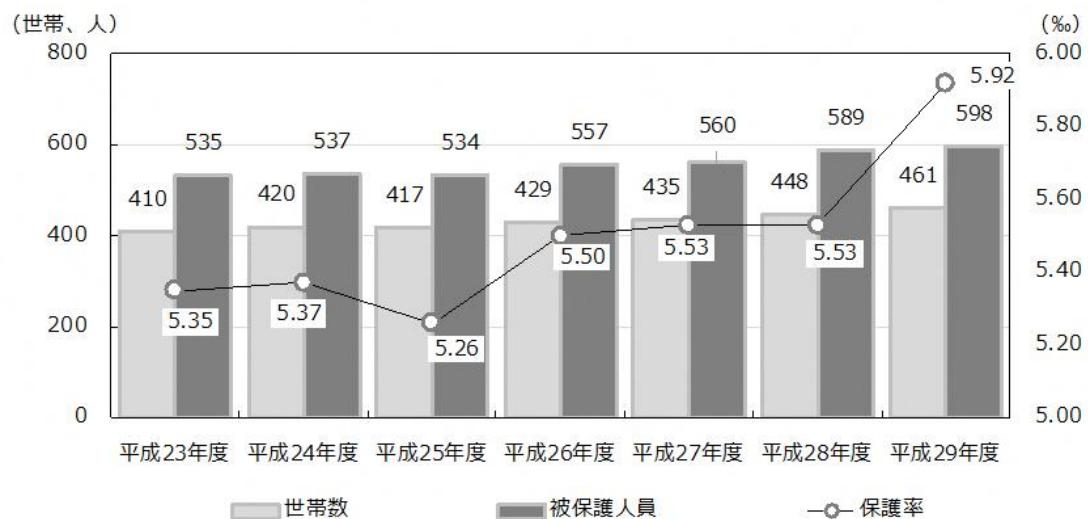
資料：教育課（各年5月時点）

## (6) 生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯数・被保護人員は増加しています。

保護率（総人口 1,000 人あたりの被保護人員の割合）もあわせて増加し、平成 29 年度には 5.92‰（1000 分の 1 を表す単位）となっています。

### ■生活保護世帯数等の推移



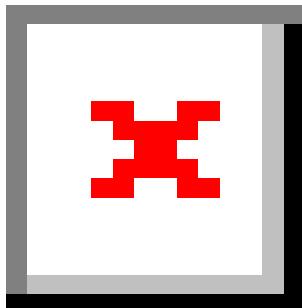
資料：福祉課（各年4月1日現在）

## (7) 虐待、DV<sup>※</sup>の状況

本市の高齢者、障害者虐待相談件数、DV相談件数はいずれも年によって大きく違いがあります。

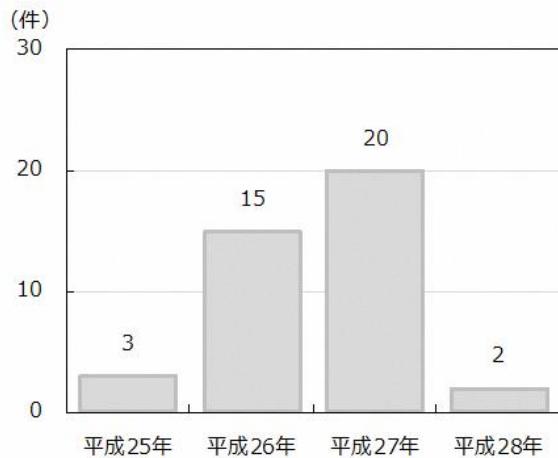
児童虐待認定件数は、平成27年から平成28年にかけて減少していますが、平成27年までは増加で推移しています。

■高齢者、障害者虐待相談件数の推移



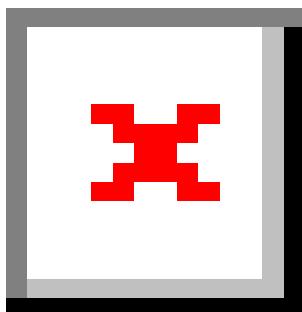
資料：高齢者生きがい課、福祉課（各年3月末現在）

■DV相談件数の推移



資料：福祉課（各年3月末現在）

■児童虐待認定件数の推移



資料：一宮児童相談センター（各年3月末現在）

※ DV(ドメスティックバイオレンス)

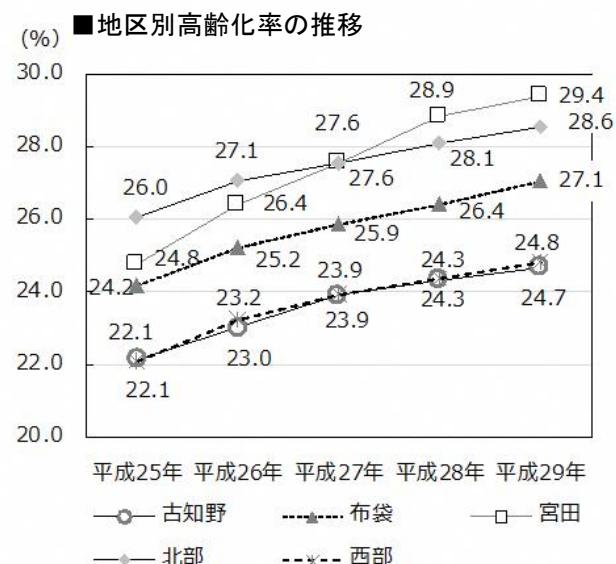
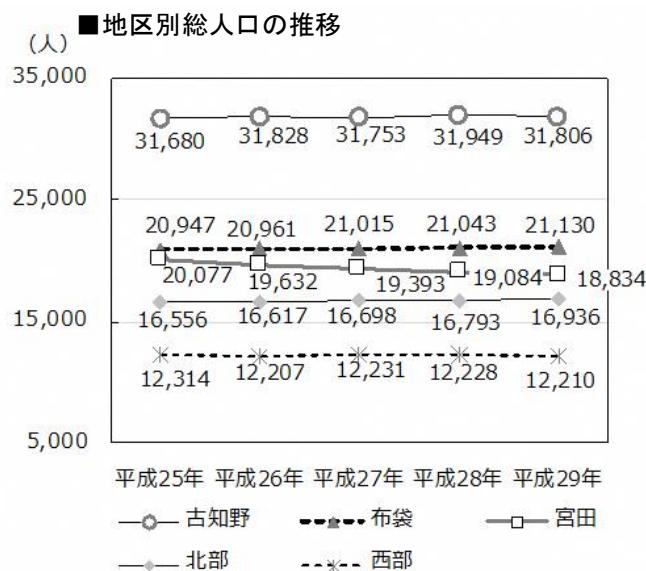
夫婦や恋人など親しい人間関係のなかでおこる暴力を言い、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

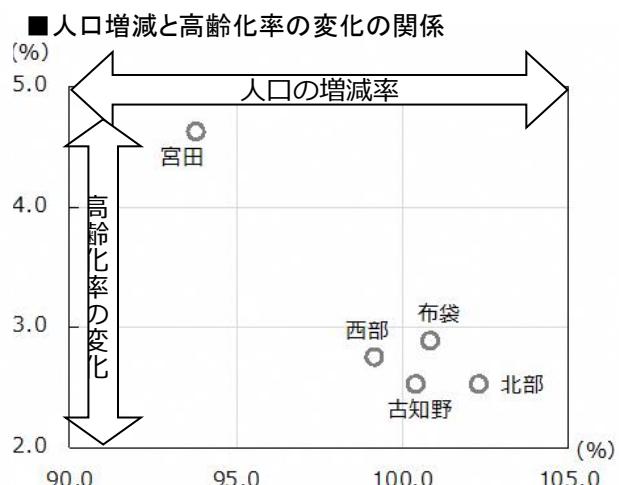
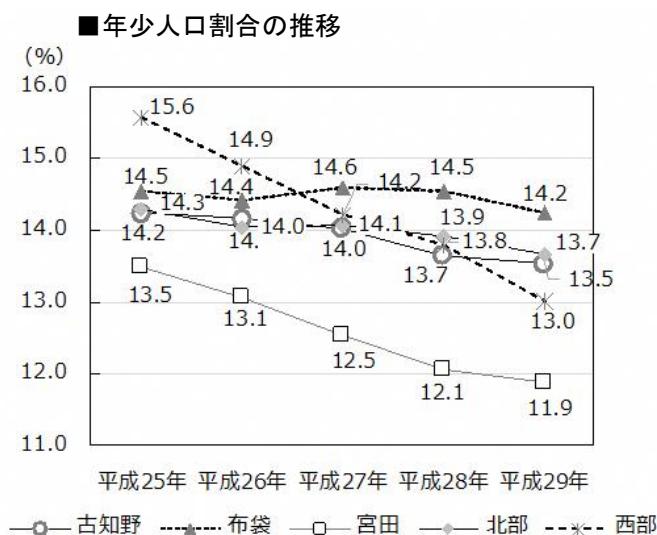
## (8) 地区の状況

### ①地区別人口の状況

各地区の人口等の状況は以下のとおりです。

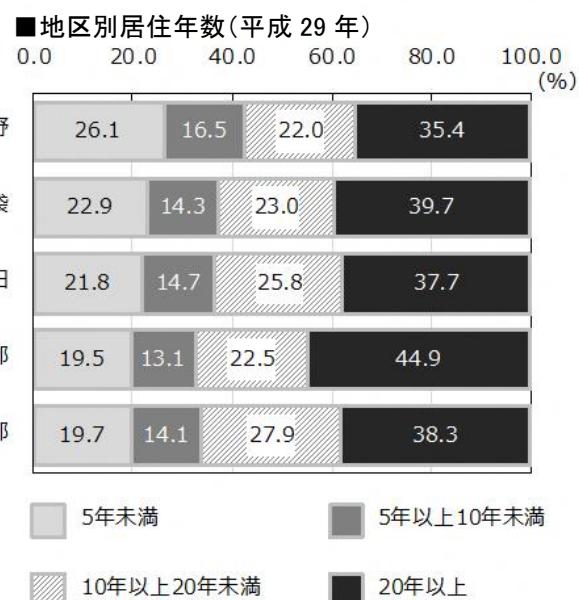
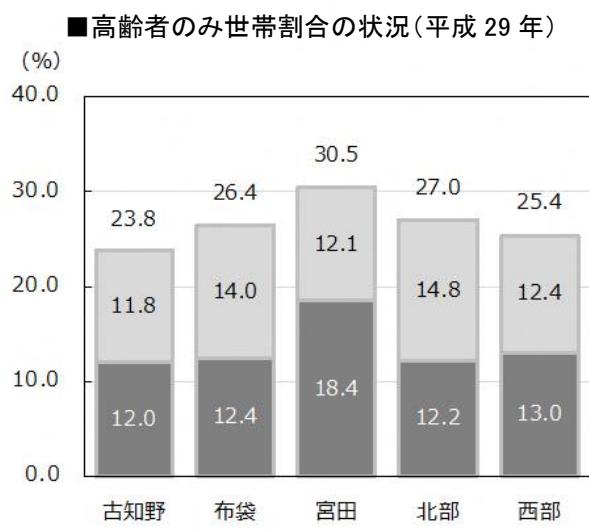
| 中学校区 | 特 徴   |
|------|---|
| 古知野  | 市内で最も人口が多い地区です。人口は微増で推移しています。<br>他地区に比べて高齢化率は低く、高齢者のみ世帯も少なくなっています。<br>居住年数が5年未満の人の割合が他地区に比べて高く、転入者が多い比較的若い年齢構成の地区であることが特徴となっています。 |
| 布袋   | 人口は他地区のなかで2番目に高く、微増で推移しています。<br>高齢化率は3番目に高いものの、年少人口割合も高く、平成28年までは他地区のなかで唯一減少していません。比較的高齢人口と年少人口のバランスが取れている地区です。                   |
| 宮田   | 人口減少率が最も高く、年少人口の減少・高齢化の上昇が顕著な地区です。<br>高齢化の上昇にあわせて高齢者のみ世帯の割合も高くなっています。<br>見守り・声かけが必要な世帯が増えています。                                    |
| 北部   | 宮田中学校区に次いで高齢化率が高い地区です。居住年数が20年以上の人も多く、今後高齢化が加速することも推測されます。  |
| 西部   | 市内で最も人口が少ない地区です。現時点では高齢化率は低いものの、年少人口の減少が顕著であり、長期的にみて高齢化率の上昇が見込まれます。   |





### 人口増減と高齢化率の変化の関係

平成 29 年の総人口を平成 25 年の総人口で除したものを「人口増減率」とし、また、平成 29 年の高齢化率と平成 25 年の高齢化率の差を「高齢化率の変化」としたものの相関について、各地区ごとに示している。



資料：住民基本台帳（4月1日現在）

資料：住民基本台帳（4月1日現在）

## ②地域資源の状況

各地域範囲における地域資源は次のとおりです。

### ■重層的な地域範囲ごとの地域資源

| 隣近所<br>区・町内会   | 小学校区<br>10 校区 | 中学校区<br>5 校区  | 日常生活圏域<br>3 圏域   | 市全域  | 都道府県 |
|--|---------------|---|--|--|------|
|  |               |   |  |  |      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会 約 130 地区</li> <li>・民生委員・児童委員※ 145 人</li> </ul> |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館: 3 か所 (地区公民館除く)</li> <li>・学習等供用施設: 15 か所</li> <li>・子育て支援センター※: 3 か所</li> <li>・相談支援事業所 (障害): 6 か所</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支所: 3 か所</li> <li>・地域包括支援センター※ (高齢): 3 か所</li> <li>・生活支援コーディネーター※ (高齢): 3 人</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・自立相談 (生活困窮): 1 か所</li> <li>・基幹相談支援センター※ (障害): 2 か所</li> <li>・保健センター</li> </ul> |      |
| <b>社会福祉法人 6 法人、N P O※、ボランティア</b>   |               |   |  |  |      |
| <b>保健所<br/>児童相談所</b>   |               |   |  |  |      |

#### \* 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間人。民生委員は児童委員を兼ねる。

#### \* 子育て支援センター

子育て家庭等に対して、親子同士のふれあいの場であるサロンの提供、育児不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育て講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う支援センターのこと。

#### \* 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で健やかに安定して暮らすことができるよう、総合的相談や要介護者等高齢者を総合的に支えるための地域の中核的機関。平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された。

#### \* 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす地域支え合い推進員のこと。

#### \* 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う。

#### \* NPO

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

### ■ふれあい・いきいきサロン※の設置状況

| 中学校区 | サロン箇所数   | 中学校区 | サロン箇所数  |
|------|--|------|---|
| 古知野  | <b>3カ所</b><br>・ほのぼのサロン<br>・ふれあいサロンなごやか<br>・生き・いき・サロン前野                     | 布袋   | <b>6カ所</b><br>・菜の花サロン<br>・力長サロン<br>・安良健康サロン<br>・サロンいまいしば<br>・北山サロン<br>・そもそも貯筋の会 |
| 宮田   | <b>5カ所</b><br>・3R宮田サロン<br>・ジョイフルサロン<br>・ふれあいサロン藤ヶ丘<br>・サロンふじの会<br>・サロン・前飛保 | 北部   | <b>5カ所</b><br>・ひまわりサロン<br>・新開・ふれあいサロン<br>・サロン「あじさいの会」<br>・小脇生きいきクラブ<br>・なか般若サロン |
| 西部   | <b>3カ所</b><br>・さわやかサロン<br>・上奈良気ままサロン<br>・ふじの郷サロン                           |      |   |

## 2

## アンケート等からみる市民や活動主体者の意識

### (1) アンケート調査結果概要

本計画の策定に際し、地域の現状やニーズ、活動主体者の活動状況等を把握し、施策立案の検討材料とするため、2種の調査を実施しました。主な概要は以下のとおりです。

#### ①市民意識調査

市内在住の18歳以上の市民2,000人を対象に、福祉に関する考え方、地域活動への参加状況などの実態をお聞きしました（回収率49.2%）。

#### ②活動主体者調査

地域で活動している民生委員・児童委員や区長・町総代281人を対象に、活動の状況や課題等をお聞きしました（回収率71.5%）。

#### 表記について

アンケート結果概要における数字は、実際にその設問に回答した人の数を母数にした比率を表しています。

Nは人数を表示しています。

比率は小数点第2位で四捨五入しているため、比率の合計は100.0%にならない場合があります。

回答を2つ以上選択できる複数回答では、比率の合計は100.0%を超える。

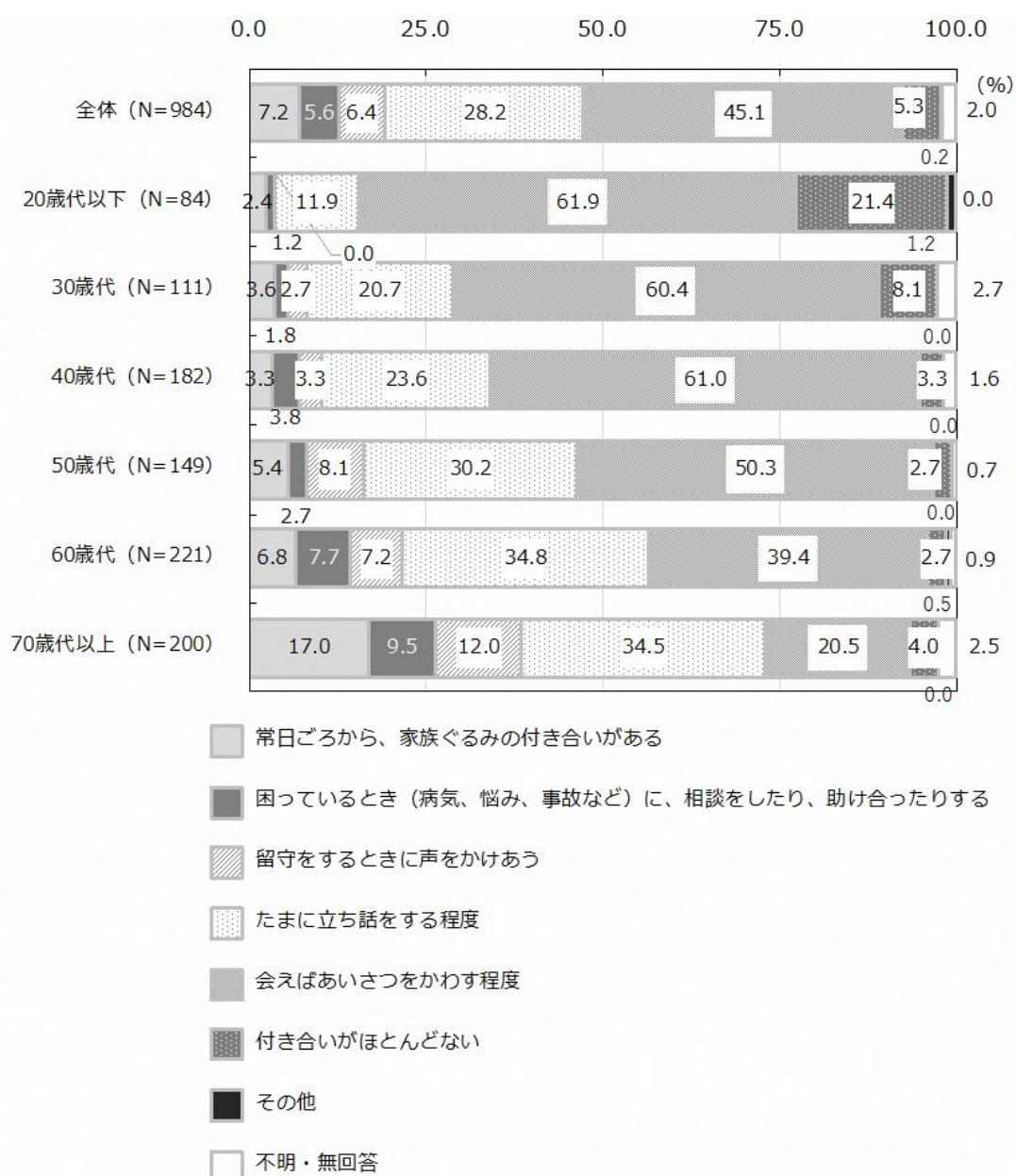
\* ふれあい・いきいきサロン

小地域において、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者が気軽に出て仲間づくりを行ったり、活動等をすることでいきいきと暮らせるための場のこと。

## ①近所付き合いの状況

近所付き合いの状況は、全体では「会えばあいさつをかわす程度」が最も高くなっています。年齢が上がるにつれて、「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談したり、助け合ったりする」といった、密な関係を築いている人が多くなる傾向にあります。一方で、20歳代以下の世代では「付き合いがほとんどない」が2割強となっています。

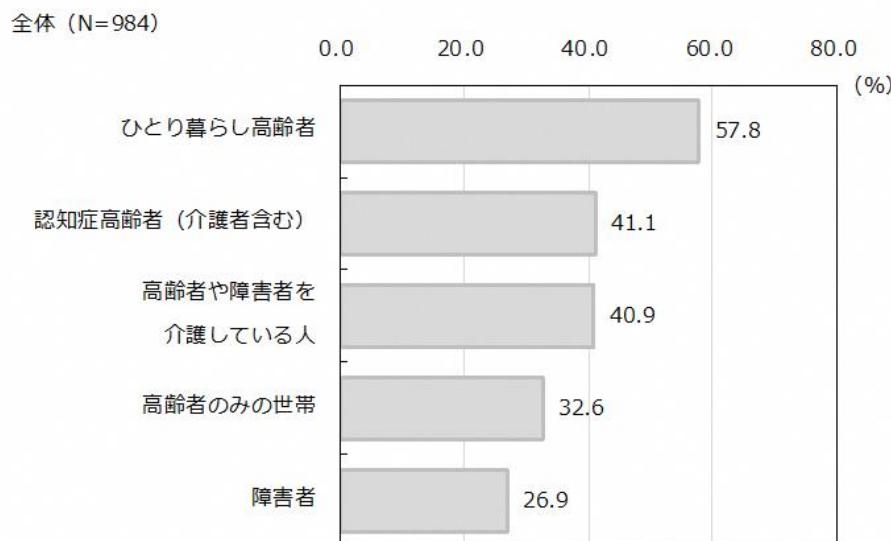
### ■近所付き合いの状況(市民意識調査 単数回答)



## ②支援が必要だと思う対象

特に支援が必要だと思う対象は、「ひとり暮らし高齢者」「認知症高齢者（介護者含む）」が高くなっています。

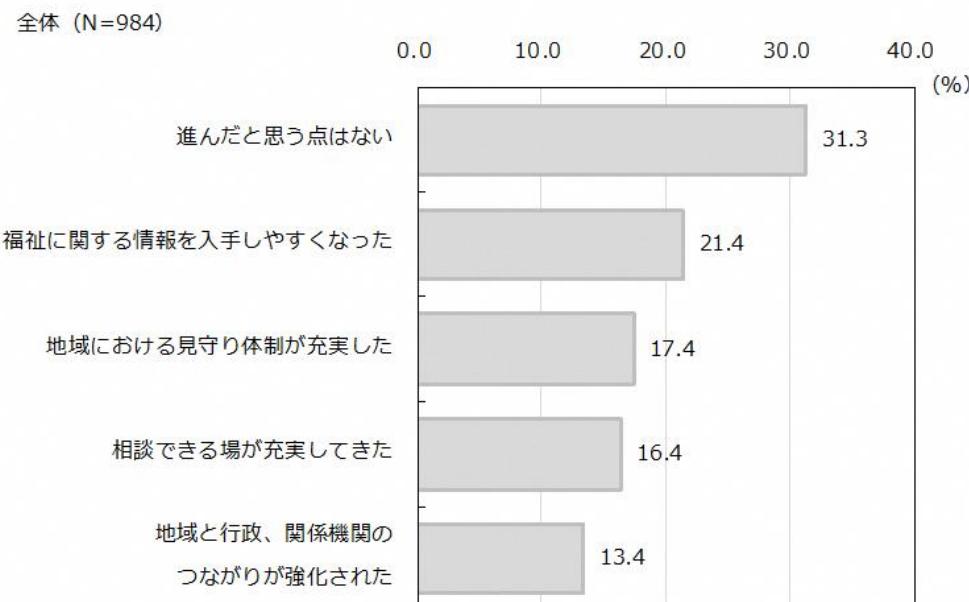
### ■特に支援が必要だと思う対象（市民意識調査 複数回答・上位5位）



## ③地域福祉が推進されたと思う点

地域福祉が推進されたと思う点について、情報の入手や見守り体制の充実といった点で一定の成果はみられるものの、「進んだと思う点はない」が最も高くなっています。

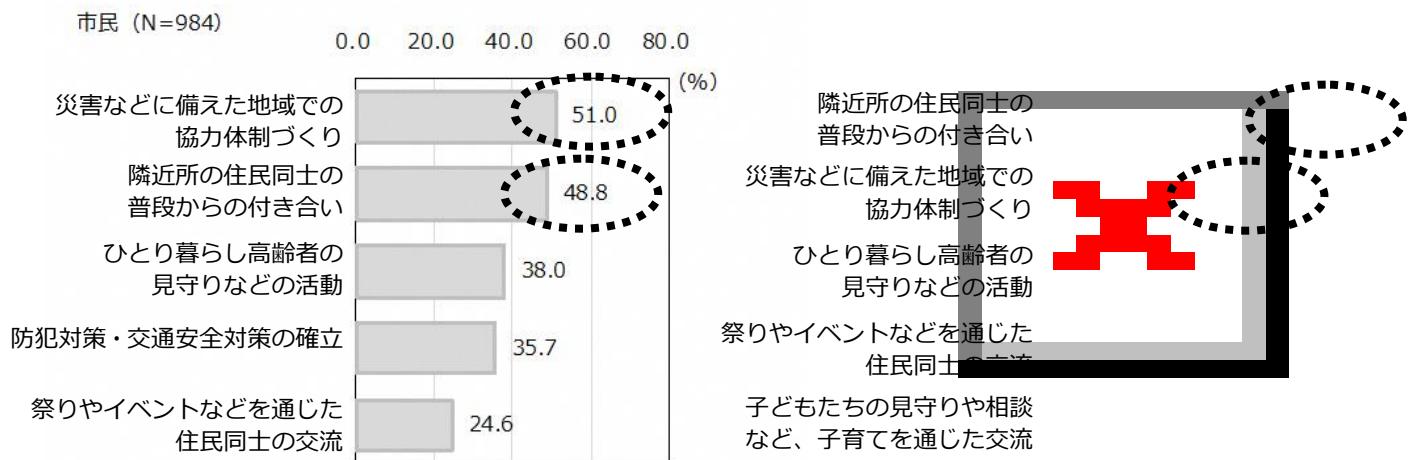
### ■日頃活動している地域のなかで地域福祉が推進されたと思う点（活動主体者調査 複数回答・上位5位）



#### ④今後力を入れていくべきこと

助け合い、支え合いのまちづくりのために今後力を入れていくべきだと思うことについて、市民・活動主体者ともに「災害などに備えた地域での協力体制づくり」「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が高くなっています。

##### ■助け合い、支え合いのまちづくりのために、今後力を入れていくべきだと思うこと (市民意識調査、活動主体者調査 複数回答上位5位)



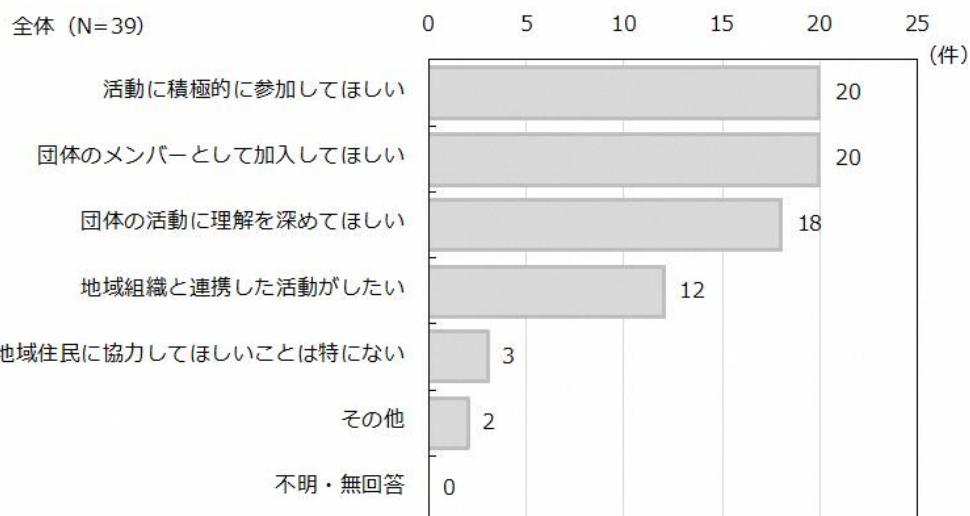
## (2) NPO・ボランティア団体へのヒアリング調査 結果概要

本計画の策定に際し、本市における地域福祉を取り巻く現状や課題、団体活動の今後の方針などを把握し、施策立案の検討材料とするため、地域福祉に関するNPO・ボランティア団体を対象に調査を実施しました。

### ①団体活動を進めるうえで、地域住民に協力してほしいこと

「活動に積極的に参加してほしい」「団体メンバーとして加入してほしい」が20件と最も多く、次いで「団体の活動に理解を深めてほしい」が18件となっています。

#### ■地域住民に協力してほしいこと(複数回答)



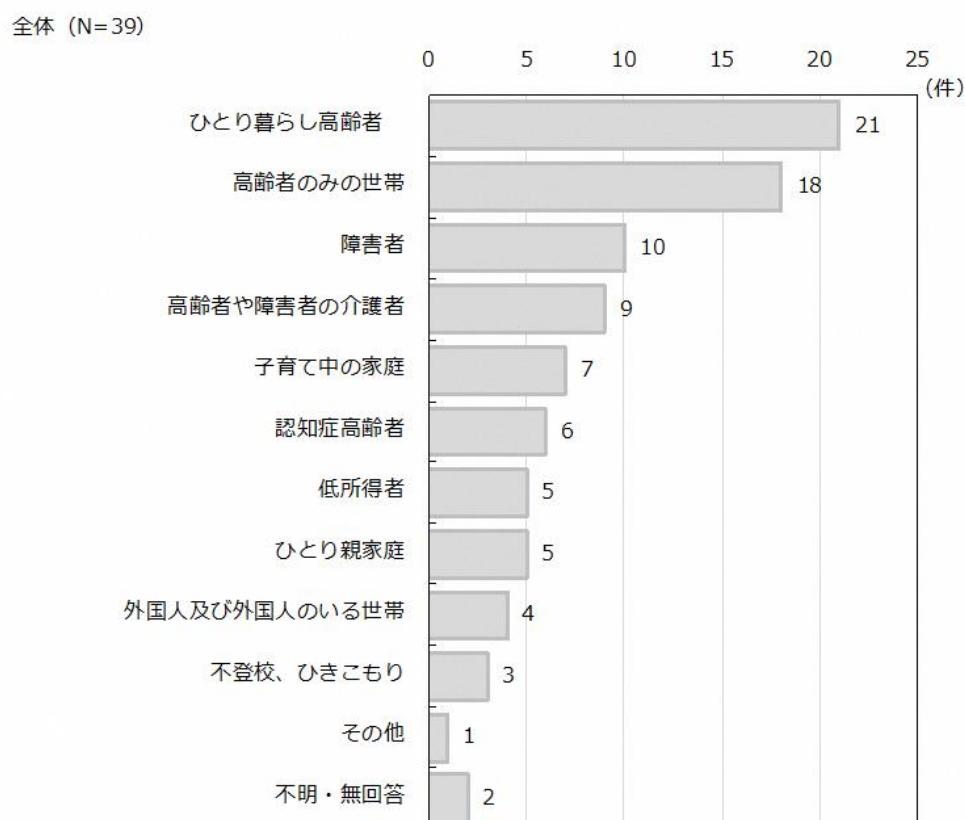
## ②支援が必要な対象

特に支援が必要だと思う対象は、「ひとり暮らし高齢者」が21件と最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」が18件となっています。

高齢者については主に外出支援について多く意見があがっています。閉じこもり防止のための活動への参加の呼びかけ、移動手段の充実が求められています。

いじめから精神障害につながっている方、外国人世帯で情報がうまく受け取れず生活困難になっている方など、複合的な課題を抱える家庭についての意見も多くなっています。関係機関が連携しながら対応していくことが必要となっています。

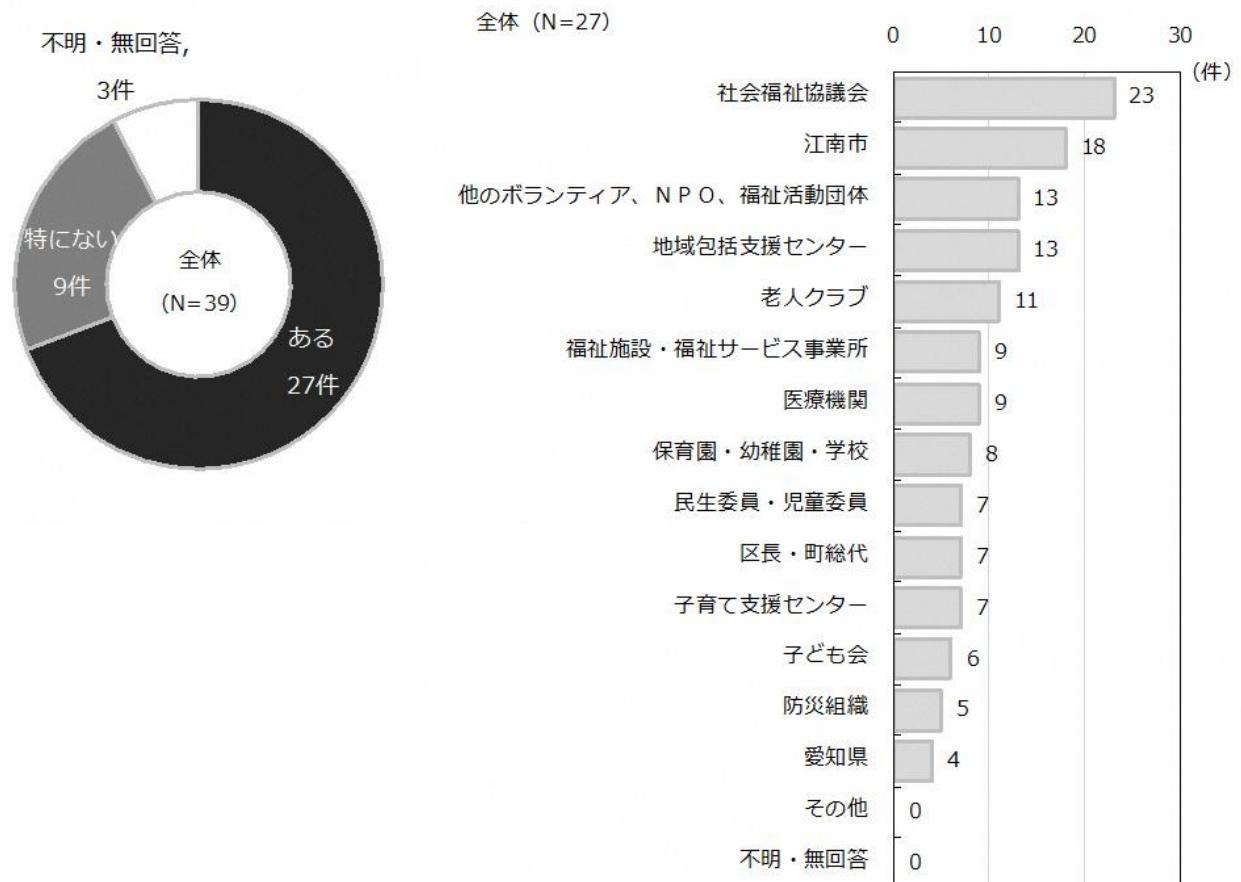
### ■特に支援が必要だと思う対象(複数回答)



### ③他団体との連携

連携を取りたい組織・団体が「ある」と回答した団体は27件となっています。連携を取りたい組織・団体としては「社会福祉協議会」「江南市」「地域包括支援センター」といった公的機関が多いものの、「他のボランティア、NPO、福祉活動団体」も多く回答されています。

■連携を取りたい組織・団体の有無(単数回答) ■連携を取りたい組織・団体(複数回答)



### 3

## 地域福祉懇談会からみる江南市の現状

### (1) 地域福祉懇談会の概要

中学校区ごとの課題や困りごと、その解決策を地域住民・活動主体者に話し合っていただくことで、今後的小地域福祉活動の基盤づくりを進めるためのきっかけとしていくために、地域福祉懇談会を実施しました。

|     | 開催日時                | 実施校区    | 参加人数                                      |
|-----|---------------------|---------|---|
| 第1回 | 1月22日（日）10：00～12：30 | 全 体     | 西部：11人 古知野：24人<br>宮田：28人 布袋：20人<br>北部：28人 |
| 第2回 | 1月31日（火）19：00～21：00 | 西部中学校区  | 20人                                       |
|     | 2月2日（木）19：00～21：00  | 古知野中学校区 | 21人                                       |
|     | 2月7日（火）19：00～21：00  | 宮田中学校区  | 32人                                       |
|     | 2月9日（木）19：00～21：00  | 布袋中学校区  | 19人                                       |
|     | 2月14日（火）19：00～21：00 | 北部中学校区  | 30人                                       |

### (2) 主な意見

中学校区ごとの結果は、「第6章 各地区の方向性」で提示しています。

いずれの中学校区においても共通して出された市全体における地域福祉に関する課題について、以下のとおりまとめました。

#### ①地域福祉活動の担い手の不足

各地域で活発に行われているサロン活動等の強みはあるものの、参加者の固定化や担い手の不足が課題となっています。その背景にあるものとして、新旧住民の交流の少なさによる「地域のつながりの限定化」や、地域福祉情報に関する情報発信の不足といった課題が指摘されています。

また、元気で活躍する意欲のある人は多いものの、そういう人を活動につなげていくための仕組みがないことも課題となっています。

## ②高齢者のみ世帯の増加

いずれの中学校区でも、高齢者のみの世帯の増加が課題としてあげされました。特に、住んでいる地域によって公共交通機関の便に差があり、外出ができずに閉じこもりがちになる人も多くなっています。

また、生活面・安全面でフォローが必要な高齢者のみの世帯ですが、個人情報の関係や、地域住民のつながりの希薄化などにより適切な情報が得られず、支援ができていないといった課題もあげられています。

## ③集いの場、交流の場の不足

高齢者の集いの場や、子どもの親同士の交流の場がなく、地域のなかでの孤立化が懸念される、といった意見が多くあげされました。支援が必要な人が増えているものの、交流機会が少なく、つながりが持てないなかで、近隣の状況把握が難しくなっているという課題があがっています。

また、高齢者の集いの場としてサロン活動等は実施されていますが、実施状況に地域差があることも課題となっています。

## 4

# 地域福祉を取り巻く主要課題

### 主要課題 1

人口減少により「担い手」は減っているが、  
福祉ニーズは増加・多様化している。

本市の人口は今後減少していくことが予想されています。人口全体が減っていくなか、地域福祉活動の担い手の固定化・新規参加者の少なさなどから、地域福祉を支える担い手はさらに減少していくことが懸念されます。

その一方で、高齢者のみの世帯や認知症高齢者、障害のある人、特別な支援が必要な子どもなど、支援ニーズは増加・多様化しています。

公的サービスの拡充のみでは対応しきれない多様なニーズについて、新たな担い手を確保しながら対応していく必要があります。

### 主要課題 2

地域の「交流」や「つながり」が少なく、相互扶助機能が低下している。

アンケート結果によると、密な近所付き合いをしている人の割合は少なく、地域福祉懇談会の意見においても交流の場の少なさから、見守り・支え合い体制の構築に課題があることが指摘されています。

アンケート結果では支え合いのまちづくりのために今後力を入れていくべきだと思うことについて、市民・活動主体者ともに「地域での協力体制づくり」「住民同士の普段からの付き合い」が多くあげられています。普段からの見守り体制の構築や、災害など有事の際の対応力の強化といった点から、地域のつながりを深め、相互扶助機能を高めていく必要があります。

### 主要課題 3

地域福祉を進めていくための活動基盤が整備されていない。

地区によっては、集いの場づくりや見守り体制など、独自の取り組みが行われている地区もあるものの、「小地域福祉活動」の範囲が明確でなく、市全体をみたときに、まとまった組織で体系的な取り組みが行われていないという現状があります。

アンケート結果では、地域福祉推進の成果が見えづらいという結果も出ており、地域福祉推進の基盤を整備しながら、計画的・戦略的に取り組みを進めていく必要があります。





第 3 章

計 画 の

基 本 的 な

考 え 方



# 1

## 計画の基本理念

第6次江南市総合計画ではめざす都市の将来像として、「地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市～生活・産業・文化の魅力があふれ、選ばれ続けるまち～」を掲げています。

本計画は、市や社会福祉協議会、地域、住民が一体となって支え合い・助け合いのまちづくりに取り組むことで、市民一人ひとりの「しあわせ」をつくり、いつまでも住み続けたい「選ばれ続けるまち」を実現することにつなげていくためのものです。

そこで、本計画の基本理念を次のとおりとします。

みんなで支え、みんなで育む  
「しあわせ」なまち 江南

## 2

# 計画の基本目標と重点プロジェクト

## (1) 計画の基本目標

基本理念として掲げる「みんなで支え、みんなで育む『しあわせ』なまち 江南」を達成するため、次の4つの基本目標に沿って施策を展開します。

福祉の

「心」  
をはぐくむ

1

地域住民の福祉意識の醸成、地域間のつながり・相互扶助意識の強化を目的に、各種広報媒体による啓発、福祉教育の推進、あいさつ活動の活性化等の施策を展開します。また、身近な地域で市民同士が交流できる機会・場の提供を図ります。

地域福祉を進める

「人」  
をつくる

2

地域福祉推進の基盤を整備するため、新たな担い手の育成を進めるとともに、ボランティア団体や民生委員・児童委員といった活動主体者への支援を進めます。

地域福祉推進の

「しくみ」  
をつくる

3

支援を必要としている人を適切な支援へとつなげられるよう、サービスの拡充や相談支援・情報提供体制の強化を図ります。また、総合事業の開始を踏まえた多様な主体によるサービス提供の基盤づくりを進めるとともに、地域の情報を関係機関で共有し、連携しながら解決できる小地域福祉活動推進の基盤づくりを進めます。

安心・安全な暮らしの

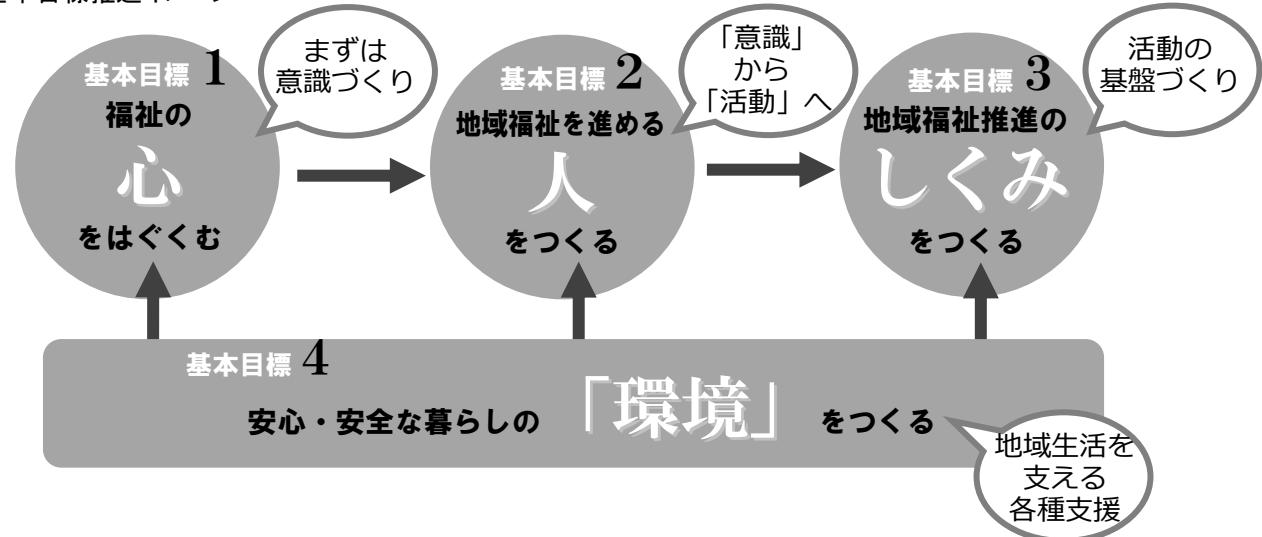
「環境」  
をつくる

4

生活困窮者への自立支援等、困難を抱えた人への支援を行うとともに、「地域共生社会」の実現に向けたソフト・ハード両面のバリアフリー化を進めます。

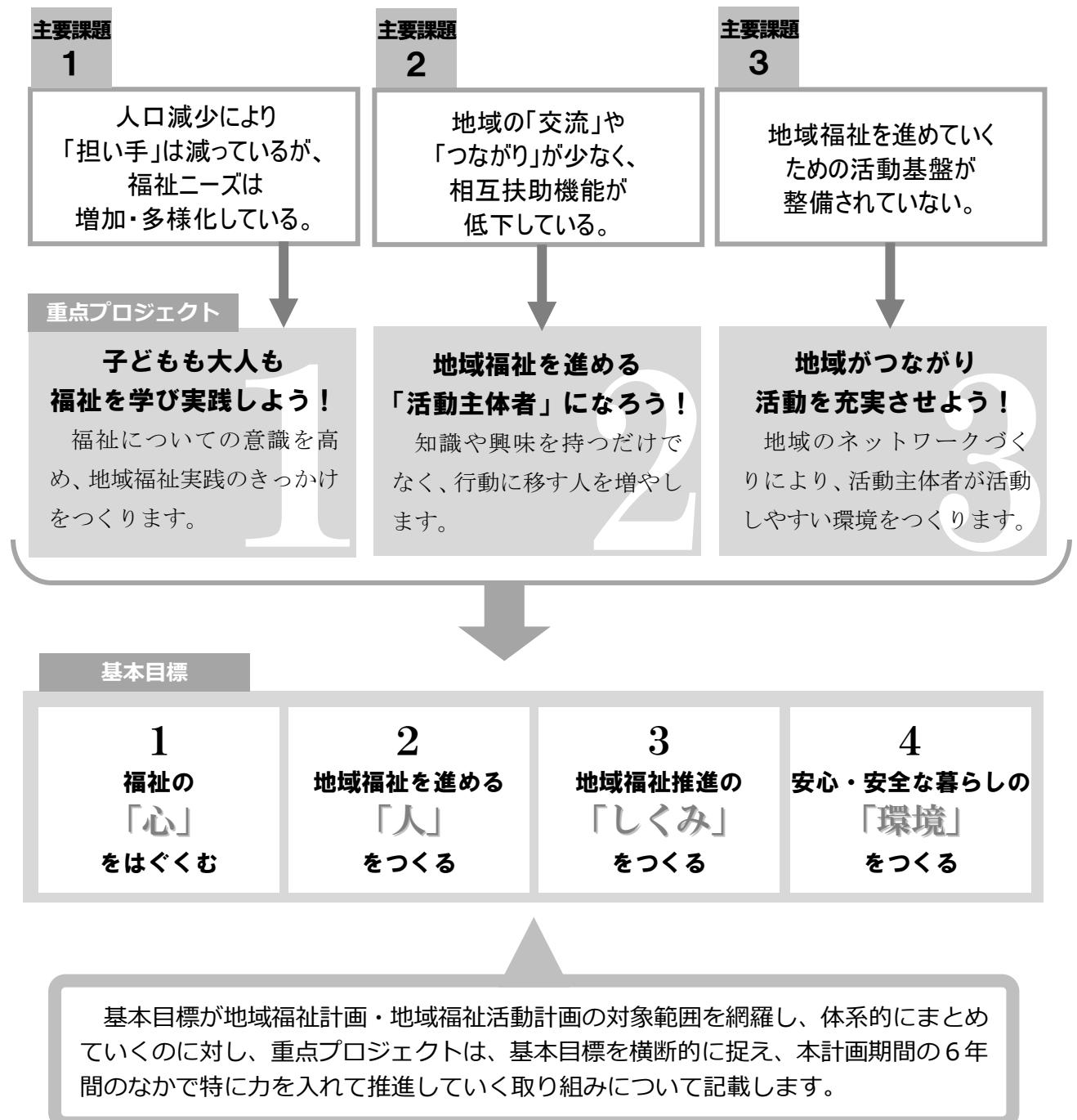
また、権利擁護に関する施策や、地域防災体制の強化、見守り体制の強化等により、安心・安全な地域づくりを進めます。

### ■ 基本目標推進イメージ



## (2) 計画の重点プロジェクト

第2章「4 地域福祉を取り巻く主要課題」でまとめた本市の地域福祉を取り巻く主要課題を踏まえ、本計画の重点プロジェクトを以下のとおり設定します。



# 3

# 施策体系

基本理念

みんなで支え、みんなで育む 「しあわせ」なまち 江南

重点プロジェクト

子どもも大人も  
福祉を学び実践しよう！  
**1**

地域福祉を進める  
「活動主体者」になろう！  
**2**

地域がつながり  
活動を充実させよう！  
**3**

| 基本目標  | 施策の方向性                       | 施策  |
|---|------------------------------|---|
| <b>1</b><br><b>福祉の<br/>「心」<br/>をはぐくむ</b>        | 1 地域福祉についての<br>意識の醸成         | 1 地域福祉の重要性についての<br>情報発信<br>2 福祉教育の推進            |
|   | 2 地域の関係を深める<br>きっかけづくり       | 1 隣近所での顔の見える関係づくり                               |
|   | 3 市民が活動・交流できる場<br>の提供        | 1 高齢者や障害のある人、<br>子育て家庭の居場所づくり<br>2 多世代交流の促進     |
| <b>2</b><br><b>地域福祉を進める<br/>「人」<br/>をつくる</b>    | 1 活動の担い手の育成                  | 1 活動に取り組むきっかけづくり<br>2 新たな担い手の確保                 |
|   | 2 福祉を進める<br>活動主体者への支援        | 1 市民・協働ステーション、<br>ボランティアセンターの充実<br>2 地域福祉活動への支援 |
|   | 3 必要な人に必要な支援を<br>届けるための体制の充実 | 1 総合的な相談支援体制の充実<br>2 福祉サービスの利用支援                |
| <b>3</b><br><b>地域福祉推進の<br/>「しくみ」<br/>をつくる</b>   | 2 多様な主体の参画促進                 | 1 介護予防・健康づくりをきっかけとした<br>地域活動の促進                 |
|   | 3 小地域福祉活動の推進                 | 1 地域コミュニティ機能の強化<br>2 地域におけるコーディネート機能の強化         |
|   | 1 自立を促す支援の推進                 | 1 生活困窮者等への支援<br>1 地域共生社会の実現に向けた理解の<br>浸透        |
| <b>4</b><br><b>安心・安全な暮らしの<br/>「環境」<br/>をつくる</b> | 2 共に生きるまちづくりの推進              | 2 バリアフリー化・ユニバーサルデザイン<br>の推進<br>3 外出支援の推進        |
|   | 3 権利擁護対策の推進                  | 1 権利を守る支援策の利用促進<br>2 虐待やDVの早期発見・早期対応            |
|   | 4 防災・防犯対策の推進                 | 1 災害時に備えた地域体制づくり<br>2 地域における防犯力の強化              |





# 第4章

## 重点

### プロジェクト

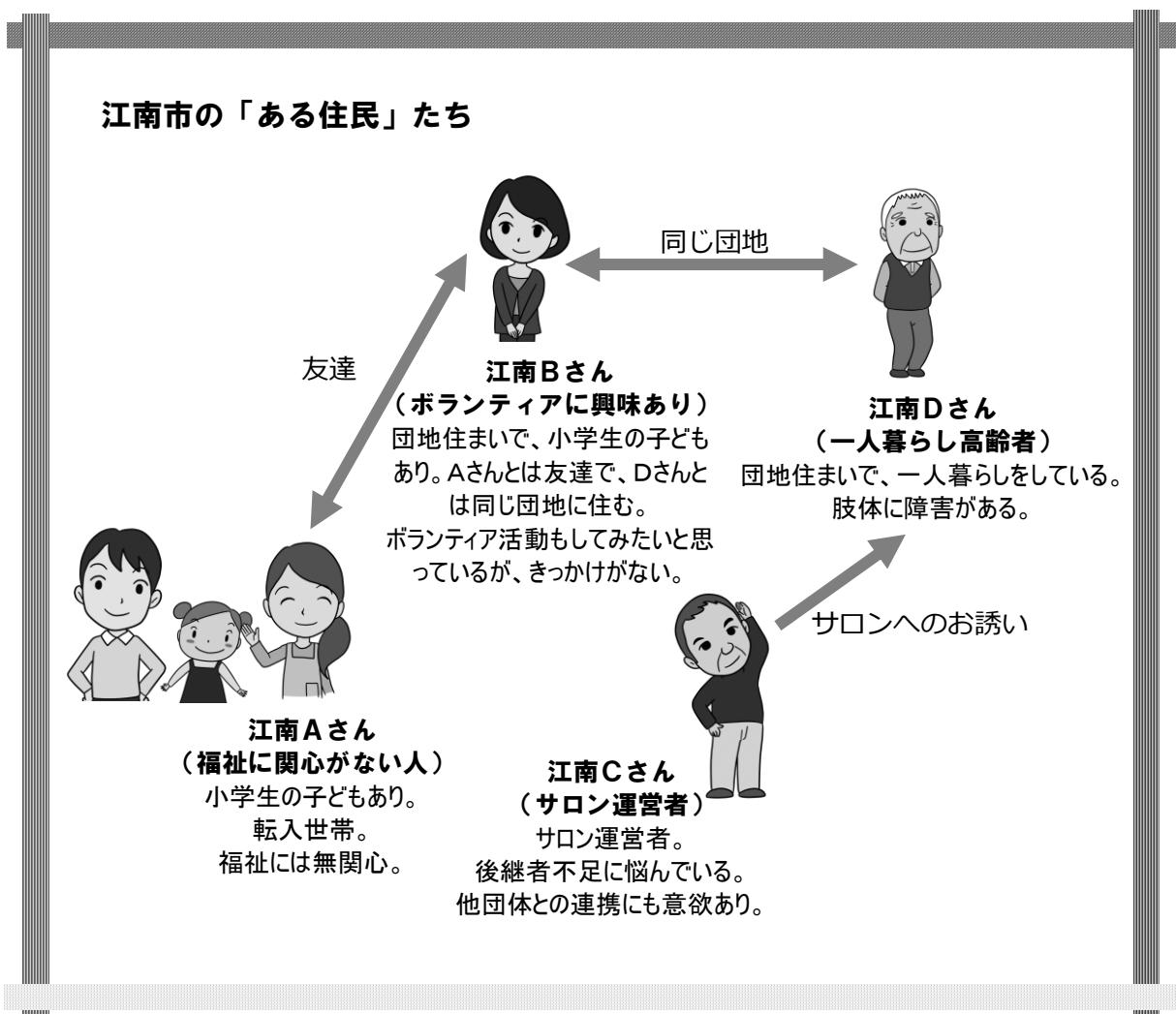


## 「第4章 重点プロジェクト」の見方

地域には、福祉に興味のない人、地域福祉活動を積極的に行っている人、困りごとを抱えているにも関わらず地域社会から孤立してしまっている人など、様々な人が関わり合いながら暮らしています。

本章では、以下の4人の人をその「江南市に住む“ある住民”」として設定し、それぞれの立場から現状や課題を「つぶやき」として掲載しています。それを受け、基本理念で掲げた『みんなで支え、みんなで育む「しあわせ」なまち 江南』の達成に向けた重点取り組みを掲載しています。

重点取り組みは市や社会福祉協議会の行う取り組みです。「ある住民」たちが実際に江南市で暮らしていることを想像し、自分にできることも考えてみましょう。



## ■重点プロジェクトの見方

### 重点プロジェクト

#### 1 子どもも大人も福祉を学び、実践しよう！



ある住民のつぶやき

江南Aさん  
(福祉に関心がない  
人)

『みんなで支え、みんなで育む「しあわせ」なまち 江南』に向けて…

福祉にまったく無関心な人が突然、地域福祉の活動者になるのは難しいですが、少しでも関心のある人は「地域福祉」の情報を届けることで、行動につながり、その行動が無関心な人の興味を呼び起すこともあります。

重点プロジェクト1では、子どもを対象とした学校における福祉教育を継続して進めつつ、学んだことを地域社会において実践できるよう機会づくりを進めます。また、地域において幅広い層にアプローチするための地域福祉についてのシンポジウムの開催や、大した学習プログラムを充実し、地域福祉の担い手の拡大につなげます。

#### 重点取り組み

|                                | 内容     |      |      |      |      |
|--------------------------------|--------|------|------|------|------|
|                                | 平成30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 |
| 地域を基盤とした学習機会の充実<br>【市・社会福祉協議会】 | 継続     |      |      |      |      |
| 体験や交流を通じた子どもの学びの促進【社会福祉協議会】    | 検討     | →    | 実施   |      |      |
| 子どもから大人までの学習機会の創出【社会福祉協議会】     | 検討     | →    | 実施   |      |      |

#### 関連施策

- 1-1-1 地域福祉の重要性についての情報発信 (P.49)
- 1-1-2 福祉教育の推進 (P.50)
- 2-2-2 新たな担い手の確保 (P.59)

### 【ある住民のつぶやき】

重点プロジェクトに関する江南市の現状や課題を、市民視点で掲載しています。

### 【みんなで支え、みんなで育む

#### 『しあわせ』なまち 江南に向けて…】

「ある住民のつぶやき」を受け、基本理念である「みんなで支え、みんなで育む『しあわせ』なまち 江南」に向けて取り組む、重点プロジェクトの方向性を示しています。

### 【重点取り組み】

市と社会福祉協議会の具体的な取り組みを示しています。

取り組みの実行性を確保するため、今後6年間の実施スケジュールもあわせて掲載しています。

### 【関連施策】

「5章 施策の展開」で示す施策との関連を示しています。

数字は「基本目標－施策の方向性－施策」の番号に対応しています。

## 重点プロジェクト

1

### 子どもも大人も福祉を学び、実践しよう！



ある住民のつぶやき



江南Aさん  
(福祉に関心がない人)

友達のBさんから地域福祉のシンポジウムに誘われました。今まで「地域」とか「ボランティア」には全然興味がなかつたのですが、シンポジウムなら気軽に参加できるので、行ってみてもいいかなと思っています。

子どもも先日、学校でボランティア活動をしたようです。親子でボランティアに参加してみるのもいいですね。

『みんなで支え、みんなで育む「しあわせ」なまち 江南』に向けて…

福祉にまったく無関心な人が突然、地域福祉の活動者になるのは難しいですが、少しでも関心のある人に「地域福祉」の情報を届けることで、行動につながり、その行動が無関心な人の興味を呼び起こすこともあります。

重点プロジェクト1では、子どもを対象とした学校における福祉教育を継続して進めつつ、学んだことを地域社会において実践できるよう機会づくりを進めます。また、地域において幅広い層にアプローチするための地域福祉についてのシンポジウムの開催や、大人を対象とした学習プログラムを充実し、地域福祉の担い手の拡大につなげます。

#### ■重点取り組み

|                                 |        | 内 容  |      |      |      |      |   |
|---------------------------------|--------|------|------|------|------|------|---|
| 地域を基盤にした学習機会の充実<br>【市・社会福祉協議会】  | 平成30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 |   |
|                                 |        | 継続   |      |      |      |      | → |
| 体験や交流を通じた子どもの学びの促進<br>【社会福祉協議会】 | 平成30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 |   |
|                                 |        | 検討   | →    | 実施   | →    |      | → |
| 子どもから大人までの学習機会の創出<br>【社会福祉協議会】  | 平成30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 |   |
|                                 |        | 検討   | →    | 実施   | →    |      | → |

関 連 施 策

1-1-1 地域福祉の重要性についての情報発信 (P.49)

1-1-2 福祉教育の推進 (P.50)

2-1-2 新たな担い手の確保 (P.59)

## 重点プロジェクト

### 2

## 地域福祉を進める「活動主体者」になろう！



ある住民のつぶやき



江南Bさん

(ボランティアに興味あり)

同じ団地の中に一人暮らしのお年寄りがいて、ときどき世間話をす  
るのでですが、言い出せないだけで、ちょっとした支援を欲しがっている  
人は多いみたいですね。何かできることがあるとよいのですが…。

江南市内にもサロンはたくさんできてきましたが、自分たち以外の地域活動はな  
かなか見えづらいですね。単体ではできないことも多いので、福祉サービスの事業  
所や団体が「地域福祉」という視点でつながっていけるといいと思います。



江南Cさん  
(サロン運営者)

『みんなで支え、みんなで育む「しあわせ」なまち 江南』に向けて…

身近な人の「ちょっとしたお手伝い」も、地域福祉活動のひとつです。「誰かの役に立ちた  
い」という気持ちと「誰かの手助けが欲しい」「誰かと交流を持ちたい」という気持ちをつな  
げていくことが大切です。

また、既に地域福祉活動をしている人や、サービス提供事業所などの専門職でも、それぞれの活動範囲のなかで、他の団体等と連携を取れずに活動している人が多くなっています。

重点プロジェクト2では、担い手を育成するとともに、各専門職に対する「地域福祉」の  
意識を醸成します。

### ■重点取り組み

|   |      | 内 容   |      |      |      |  |  |
|---|------|---|------|------|------|--|--|
| 地域福祉の担い手の育成の促進<br>【市・社会福祉協議会】           |      | 地域における見守りの輪を広げるための啓発プログラム作成を検討し、市民向けの見守りサポーター養成講座等を開催し、地域福祉の担い手の育成を促進する。                  |      |      |      |  |  |
| 平成30年度                                  | 31年度 | 32年度  | 33年度 | 34年度 | 35年度 |  |  |
| 検討                                      | →    | 実施  | →    |      |      |  |  |
| ボランティア・市民活動やサロンの担い手のさらなる養成<br>【社会福祉協議会】 |      | 地域課題の解決に向けたボランティア・市民活動の参加機会の創出や地域の居場所づくりである「ふれあい・いきいきサロン」の事例集等による啓発活動を行い、担い手のさらなる養成を推進する。 |      |      |      |  |  |
| 平成30年度                                  | 31年度 | 32年度  | 33年度 | 34年度 | 35年度 |  |  |
| 検討                                      | →    | 実施  | →    |      |      |  |  |
| 関係機関への「地域福祉」の理念の浸透<br>【市・社会福祉協議会】       |      | 高齢者、障害者、子どもなど各福祉分野における専門職が地域福祉の視点を持って福祉に関する事業に取り組めるよう、講演会等により地域福祉の意識を醸成する。                |      |      |      |  |  |
| 平成30年度                                  | 31年度 | 32年度  | 33年度 | 34年度 | 35年度 |  |  |
| 実施                                      | →    | →   | →    | →    | →    |  |  |

### 関 連 施 策

2-1-2 新たな担い手の確保 (P.59)

3-1-1 総合的な相談支援体制の充実 (P.66)

4-2-1 地域共生社会の実現に向けた理解の浸透 (P.77)

## 重点プロジェクト

### 3

### 地域がつながり、活動を充実させよう！



ある住民のつぶやき



活動団体はバラバラに活動しています。  
顔をあわせて地域のことを話す場が定期的にあるといいなと思います。

江南Cさん（サロン運営者）

もともと障害があったのですが、高齢になって、介護保険サービスに  
変わりました。

ただ、いろいろ相談したいとき、介護の方に相談すればいいのか、障  
害の方に相談すればいいのかわかりません。



江南Dさん  
(一人暮らし高齢者)

『みんなで支え、みんなで育む「しあわせ」なまち 江南』に向けて…

地域福祉を取り巻く多様な主体が、「地域福祉」という視点のもとでつながっていくことで、小地域福祉活動の基盤がつくられます。また、多様な主体が、つながることで、より多様な課題の解決ができる体制づくりにつながります。

重点プロジェクト3では、地域の関係者が地域の課題を話す場として、地域福祉懇談会を継続的に開催するとともに、地域におけるネットワークづくりを進めます。

#### ■重点取り組み

|   |  | 内 容    |      |      |      |      |      |
|---|--|--------|------|------|------|------|------|
| 協働事業を促進するためのネットワークづくりとコーディネート【市・社会福祉協議会】  |  | 平成30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 |
|   |  | 検討     | →    |      | 実施   | →    |      |
| 誰もが参加できる地域福祉懇談会等の定期的な開催により、地域課題の把握や共有、解決に向けた話し合いの場を設け、小地域活動の取り組みを行うための基盤づくりを推進する。 |  |        |      |      |      |      |      |
| 小地域福祉活動の基盤づくりの推進【市・社会福祉協議会】   |  | 平成30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 |
|   |  | 実施     | →    |      |      |      |      |
| ワンストップによる横断的な相談・支援の仕組みづくりへの整備【市】  |  | 平成30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 |
|   |  | 検討     | →    |      | 実施   | →    |      |

関 連 施 策

3-1-1 総合的な相談支援の充実 (P.66)

3-3-2 地域におけるコーディネート機能の強化 (P.72)



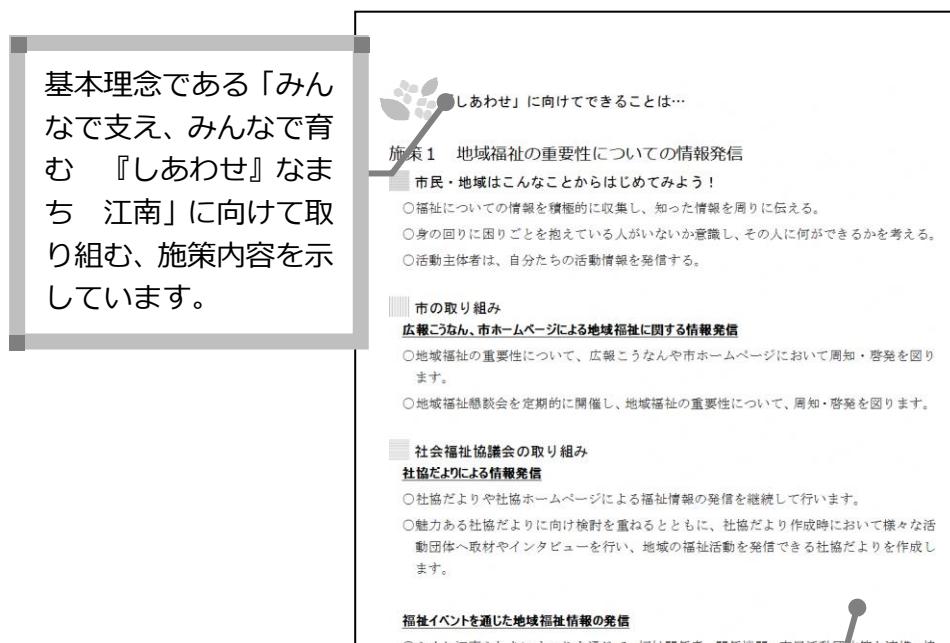
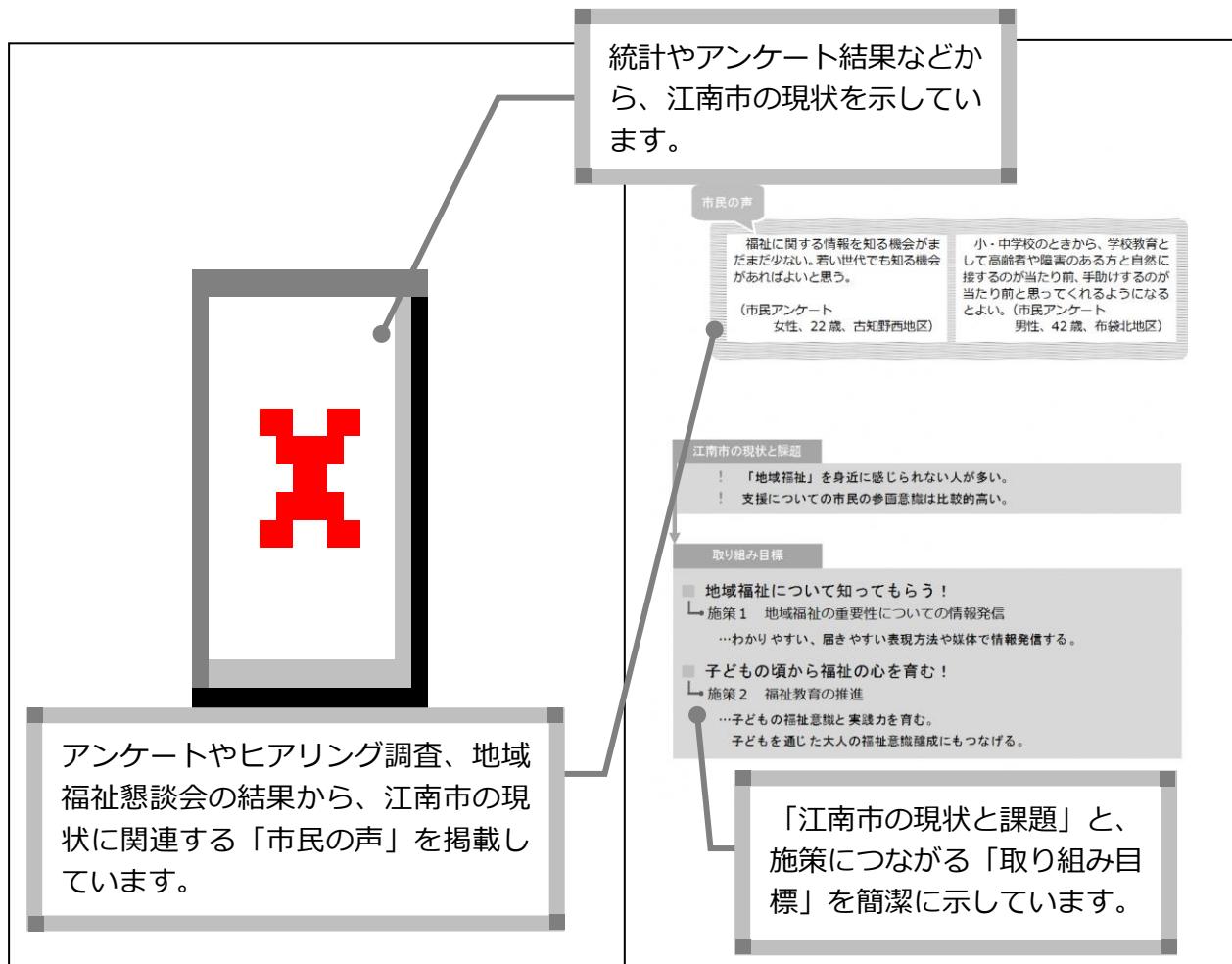
第 5 章

施 策 の

展 開



# 「第5章 施策の展開」の見方



施策は、「市民・地域（区・町内会や民生委員・児童委員、ボランティアやその他地域活動団体等などを含む）」「市」「社会福祉協議会」ごとに掲載しています。

## 基本目標 1



### 福祉の「心」をはぐくむ

#### 施策の方向性 1 地域福祉についての意識の醸成

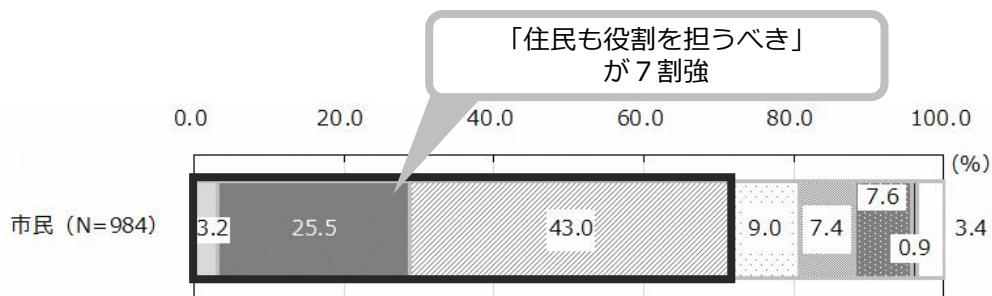


##### 江南市の状況は？

○地域福祉は行政や社会福祉協議会、地域福祉を推進する各種団体、事業所等、様々な主体が連携・協働しながら進めるものですが、その推進主体は地域に住む市民自身です。しかし「地域福祉」という言葉や概念自体が十分浸透しておらず、健康や暮らしに不自由がなく隣近所との関わりの薄い人などには「他人事」としてとらえられてしまうことが多いっています。地域福祉が誰にとっても身近なものであり、自分や地域にどのような役割が求められているのかを、市民一人ひとりが知ることが大切です。

○アンケートによると、支援が必要な対象を支援していくにあたっての役割分担について、住民もある程度の役割を担うべきであると考えている人が多くなっています。地域福祉についての意識醸成を進めていくことは、市民がどのような役割を担うことができるのかを知り、それを行動につなげていくための第一歩となります。

##### ■支援が必要な対象を支援していくにあたっての、住民や行政、民間企業等の役割分担(単数回答)



- 支援は住民の手によって行うべきで、行政はそれを支援すればよい
- 基本的には行政が行い、住民も積極的に関わる
- 基本的には行政が行い、住民もある程度は関わる
- 支援は行政がやるべきで、住民はあまり積極的に関わる必要はない
- 支援は福祉団体や民間企業が行うもので、必要な人はその支援やサービスを利用すればよい
- わからない
- その他
- 不明・無回答

### 市民の声

福祉に関する情報を知る機会がまだまだ少ない。若い世代でも知る機会があればよいと思う。

(市民アンケート  
女性、22歳、古知野西地区)

小・中学校のときから、学校教育として高齢者や障害のある方と自然に接するのが当たり前、手助けするのが当たり前と思ってくれるようになるとよい。(市民アンケート  
男性、42歳、布袋北地区)

### 江南市の現状と課題

- ! 「地域福祉」を身近に感じられない人が多い。
- ! 支援についての市民の参画意識は比較的高い。

### 取り組み目標

#### ■ 地域福祉について知ってもらう！

##### └ 施策1 地域福祉の重要性についての情報発信

…わかりやすい、届きやすい表現方法や媒体で情報発信する。

#### ■ 子どもの頃から福祉の心を育む！

##### └ 施策2 福祉教育の推進

…子どもの福祉意識と実践力を育む。

子どもを通じた大人の福祉意識醸成にもつなげる。



## 「しあわせ」に向けてできることは…

### 施策1 地域福祉の重要性についての情報発信

#### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 福祉についての情報を積極的に収集し、知った情報を周りに伝える。
- 身の回りに困りごとを抱えている人がいないか意識し、その人に何ができるかを考える。
- 活動主体者は、自分たちの活動情報を発信する。

#### 市の取り組み

##### 広報こうなん、市ホームページによる地域福祉に関する情報発信

- 地域福祉の重要性について、広報こうなんや市ホームページにおいて周知・啓発を図ります。
- 地域福祉懇談会を定期的に開催し、地域福祉の重要性について、周知・啓発を図ります。

#### 社会福祉協議会の取り組み

##### 社協だよりによる情報発信

- 社協だよりや社協ホームページによる福祉情報の発信を継続して行います。
- 魅力ある社協だよりに向け検討を重ねるとともに、社協だより作成時において様々な活動団体へ取材やインタビューを行い、地域の福祉活動を発信できる社協だよりを作成します。

##### 福祉イベントを通じた地域福祉情報の発信

- ふくし江南ふれあいまつりを通じて、福祉関係者、関係機関、市民活動団体等と連携・協働しながら、市民への啓発、交流の場の提供、ボランティア活動や福祉活動の理解、参加の促進を図ります。

## 施策2 福祉教育の推進

### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 福祉教育で学んだことを、何かひとつでも地域で実践してみる。
- 福祉教育で学んだことを、家庭や地域に伝える。

### 市の取り組み

#### 福祉教育事業の実施

- 児童・生徒が福祉に関心を持つきっかけとして、福祉実践教室の実施（開催）等、障害についての正しい知識を深めるための福祉教育を推進します。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### 福祉教育事業の実施

- 当事者やボランティアの協力により、学校で行われる福祉体験学習事業である福祉教育事業「福祉実践教室」に講師を派遣します。
- ユニバーサルデザイン※学習や当事者との交流体験を通じた学び等、学校教育における福祉教育ニーズに合わせたプログラムづくりを進めます。
- 継続して福祉協力校を指定し、総合的な学習の時間や学校行事等の授業時間において福祉教育を行います。

---

\* **ユニバーサルデザイン**

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。バリアフリーは、障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと、また障壁が取り除かれた状態のことをいうのに対し、はじめから障壁をつくらないという考え方をユニバーサルデザインという。

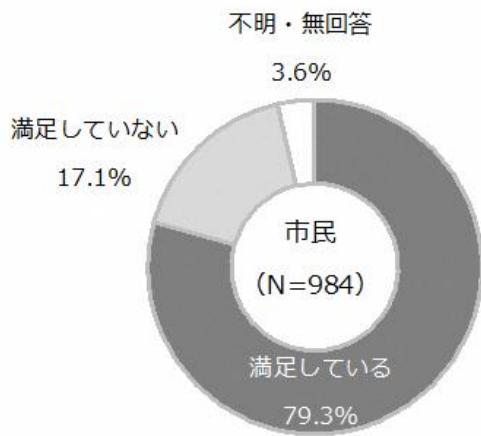
## 施策の方向性2 地域の関係を深めるきっかけづくり



### 江南市の状況は？

- 地域でのつながりは、地域福祉活動を進めていくうえでの基盤となります。しかし近年は、核家族化やライフスタイルの多様化などにより、地域の相互扶助力が低下しており、地域と積極的に関わりを持たない人も多くなっています。
- 地域福祉懇談会によると、福祉の担い手が固定化している背景として、新旧住民の交流不足による地域のつながりが限定的になっていることが指摘されています。地域課題の発見機能の強化、福祉の担い手の裾野を拡大していくためにも、転入者も含めた地域でのつながりづくりが必要です。
- アンケートによると、近所付き合いに関する満足度について、満足している人が8割近くを占めています。一方で、満足・不満の理由のどちらにも、近所付き合いの希薄さがあげられており、意識が二極化していることがうかがえます。ちょっとした声かけや見守りの大切さを伝え、交流を促進していく必要があります。

■近所付き合いに関する満足度(単数回答) ■満足・不満の理由(複数回答・上位3位)



|     | 満足している人(N=781)             | 満足していない人(N=168) |
|-----|----------------------------|-----------------|
| 第1位 | あいさつをかわす程度の人はいるが、関係が深くないから | 53.9%           |
| 第2位 | 付き合わないといけない人が少なく、気楽だから     | 23.8%           |
| 第3位 | 困っているときに頼りになる人がいるから        | 20.0%           |

#### 市民の声

誰もが気軽に参加できるイベントを各地域で行うことによって住民同士の付き合いができると思う。  
(市民アンケート  
女性、65歳、古知野西地区)

あいさつをはじめ、声をかけあえる地域であれば、いろいろな事業が円滑に運ぶと思う。市民全員の一声から、大きな輪・和になればすばらしい。  
(活動主体者アンケート 区長・町総代)

## 江南市の現状と課題

- ！ 地域のつながりの大切さが地域住民に根づいていない。
- ！ 地域の交流不足は、担い手不足にもつながっている。

## 取り組み目標

### 声かけ・あいさつからはじめる！

#### └ 施策1 隣近所での顔の見える関係づくり

…あいさつ運動、地域組織への加入促進により関係を深める。



「しあわせ」に向けてできることは…

#### 施策1 隣近所での顔の見える関係づくり

##### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

○隣近所とあいさつをする、ちょっとした情報を口頭で伝えるなど、地域との交流を深める。

○転入者に区・町内会等の地域組織加入のお誘いをする。

#### 市の取り組み

##### あいさつ運動の展開

○小学校、中学校合同で毎月1回「あいさつの日」を設定するとともに、PTAや民生委員・児童委員と連携してあいさつ運動を行います。

##### 地域組織への加入促進

○転入者に対し、区・町内会への加入を促進するための案内文書を配布します。

#### 社会福祉協議会の取り組み

##### 地域づくりを通じた顔の見える関係づくり

○市や地域包括支援センターと連携し、地域をベースにふれあい・いきいきサロンのサポート等を行うなかで、顔の見える関係づくりを進めます。

## 施策の方向性3 市民が活動・交流できる場の提供



### 江南市の状況は？

- 本市の世帯構成をみると、核家族世帯の割合が多くを占めており、また単独世帯の割合の増加が顕著であるなど、世帯規模が縮小化しています。
- 団体ヒアリングや地域福祉懇談会では、孤立した子育て家庭へのサポートについての課題、少子化による親子同士の交流の場の不足が指摘されています。また、高齢者の楽しめる交流の場が少なく、特に男性高齢者が閉じこもりがちになるという課題が多くあげられました。
- 子育てについての悩みを共有・相談できず不安を感じている子育て世帯や、閉じこもりがちになっている高齢者が、地域のなかで居場所をつくり、交流を持ちながら安心して暮らしていく環境整備が必要となっています。
- 本市では、高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン」や、精神障害のある人の居場所であるフリースペース活動「ハートフレンズ」、親子が一緒に過ごしながら仲間づくり・相談支援をすることができる「子育て支援センター」などにより、それぞれの居場所づくりを進めています。サロン等の場を周知し、参加を拡大していく必要があります。
- 多世代で交流できる場や機会の不足が課題となっています。年齢、性別問わず気軽に集まる場や機会を提供していくことが重要です。

#### 市民の声

江南市には地域の住民が集まれる場所が少ない。子どもや高齢者、子育て中の人が自然と顔を合わせ交流できる場が必要。

(市民アンケート 女性、39歳、古知野南地区)

## 江南市の現状と課題

- ！ 単独世帯の割合の増加により、孤立する家庭の増加が懸念される。
- ！ 多世代交流の場が不足している。

## 取り組み目標

### 地域に居場所をつくる！

- └ 施策1 高齢者や障害のある人、子育て家庭の居場所づくり

…気軽に集まれる場を地域に増やす。

### 多世代交流の機会をつくる！

- └ 施策2 多世代交流の促進

…世代を問わず参加できる地域での交流の機会を創出する。



「しあわせ」に向けてできることは…

## 施策1 高齢者や障害のある人、子育て家庭の居場所づくり

### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 地域のサロン等に参加し、仲間づくり・交流を楽しむ。
- サロン等の情報を周りの人々に伝え、「口コミ」で参加を呼び込む。

### 市の取り組み

#### 高齢者の居場所づくり

- 高齢者の生きがいづくりとして、活動の場、憩いの場を確保するとともに、利用促進を図ります。
- 各地域における身近な高齢者の活動の場、交流の場を確保するため、社会福祉協議会と協働して、サロン活動に対して積極的に支援します。
- 各地域の公民館・公会堂などに、運動指導の講師を派遣し、身近な地域で運動できる機会を提供します。
- 高齢者の社会参加や自立支援に結びつく事業を支援します。

#### 障害のある人の居場所づくり

- 精神障害のある人の居場所であるフリースペース活動「ハートフレンズ」の運営を支援します。

### **子育て家庭の居場所づくり**

- 子育て支援センターにおいて、親子の交流の場・相談支援・仲間づくりの場を提供します。

### **社会福祉協議会の取り組み**

#### **高齢者の居場所づくり**

- ふれあい・いきいきサロン事業の活動支援を実施し、相互の支え合い活動を推進します。
- 地域の情報収集に努め、身近な地域での高齢者の居場所づくりを進めます。
- ふれあい・いきいきサロン同士の交流機会を設け、活動内容の充実を図ります。

#### **障害のある人の居場所づくり**

- 精神障害のある人の居場所であるフリースペース活動「ハートフレンズ」の運営を支援します。

## **施策2 多世代交流の促進**

### **市民・地域はこんなことからはじめてみよう！**

- 地域で開催されているイベントに参加する。
- 地域組織・団体内での活動や、地域の行事、イベントなど、日常的に地域の人と交流できる機会をつくるとともに、多くの人の参加を促す。
- 子どもや若者、男性高齢者が参加できる企画など、性別・年齢に配慮した企画を考え、実行する。

### **市の取り組み**

#### **多世代交流の機会の確保**

- ボランティア団体等が行う多世代交流の企画について、場の提供等の支援を行います。
- 高齢者や子ども、外国籍市民も含めた交流の場の確保を検討します。

### **社会福祉協議会の取り組み**

#### **地域組織における多世代交流の促進**

- 区・町内会や老人クラブ、子ども会といった地域組織や団体とつながりを持ち、多世代交流が取り組まれるようサポートを行います。

## 基本目標 2

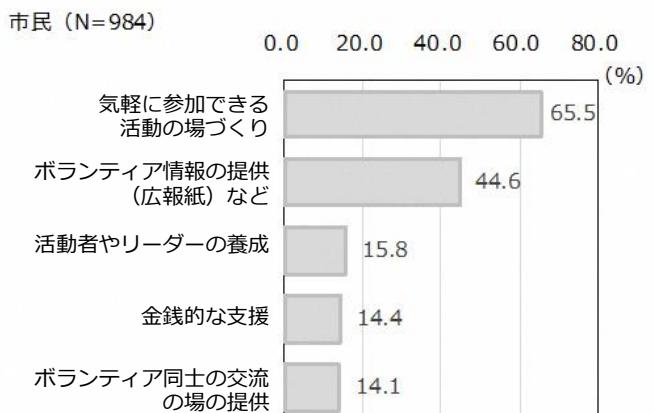
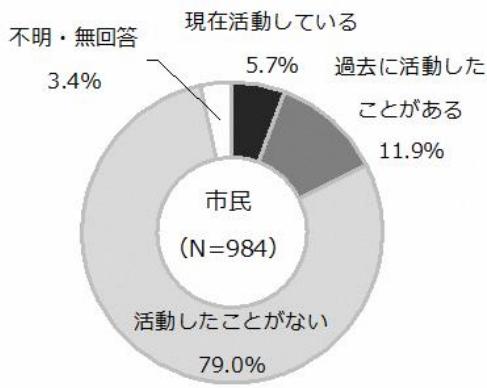
### □ 地域福祉を進める 「人」 をつくる

#### 施策の方向性 1 活動の担い手の育成

##### 江南市の状況は？

- 本市では「江南市市民自治によるまちづくり基本条例※」や「江南市市民参加条例」を制定し、市民協働によるまちづくりを進めています。しかし、福祉活動の担い手の多くは高齢者であり、メンバーが固定化していることが課題となっています。
- アンケートによると、NPO、ボランティア活動への参加状況は、「活動したことがない」が8割弱となっており、ボランティア活動を盛んにするために必要なことは、「気軽に参加できる活動の場づくり」が最も多く回答されています。活動をしたことがない人を活動につなげるためにも、ボランティアを身近に感じることができるような工夫が必要となっています。
- アンケートによると、困っている家庭に対してできる手助けとして、いずれの年代でも「非常時の手助け」や「安否確認の声かけや見守り」が多くあげられています。一方で、30歳代以下の人では「短時間の子どもの預かり」が1割程度回答されているなど、年代によってできる手助けに差もみられます。
- 一般的に地域福祉活動の担い手となりづらい65歳未満の高齢期前の世代であっても、きっかけや内容によっては、支援の担い手として活躍できる可能性があります。退職前の世代や、若い世代など、地域との関わりが少ない人への働きかけにより、新たな人材の発掘・育成へつなげていくことが必要です。

■NPO、ボランティア活動への参加状況(単数回答) ■ボランティア活動を盛んにするために必要なこと  
(複数回答・上位5位)



\* 江南市市民自治によるまちづくり基本条例

江南市におけるまちづくりの基本理念や、まちづくりの担い手の権利・責務や役割など、さらには市政運営の仕組みなどを定めた条例であり、平成23年（2011年）4月1日に施行。

■隣近所で、高齢者や障害者の介助・介護や子育てなどで困っている家庭があつたら、どのような手助けができるか(複数回答・年齢別上位5位)

|     | 20歳代以下・30歳代      | 40・50歳代 |                  | 60歳代以上 |                  |
|-----|------------------|---------|------------------|--------|------------------|
| 第1位 | 非常時の手助け          | 62.1%   | 安否確認の声かけや見守り     | 59.5%  | 安否確認の声かけや見守り     |
| 第2位 | 安否確認の声かけや見守り     | 52.3%   | 非常時の手助け          | 51.1%  | 非常時の手助け          |
| 第3位 | 地域の当番や役の引き受け、手助け | 26.7%   | 話し相手             | 25.1%  | 話し相手             |
| 第4位 | 話し相手             | 24.6%   | 地域の当番や役の引き受け、手助け | 23.9%  | 地域の当番や役の引き受け、手助け |
| 第5位 | 短時間の子どもの預かり      | 10.3%   | ごみ出し             | 12.4%  | ごみ出し             |

### 市民の声

夏休みに1つでもよいので学生がボランティア活動を経験できるようになれば、大人になってからも社会のなかで活かせるのではないか。  
(市民アンケート)  
女性、65歳、宮田地区)

退職世代の方に活躍いただく方法として、「3回目の成人式」をし、そこでリタイア生活に向けた事前講習会や男性向けのお料理教室を開催してはどうか。

(地域福祉懇談会)

### 江南市の現状と課題

- ! 支援の担い手が固定化している。
- ! 新たな担い手の育成に向けては、「きっかけ」「気軽さ」が必要。

### 取り組み目標

#### 地域福祉活動デビューのきっかけをつくる!

##### └ 施策1 活動に取り組むきっかけづくり

…活動の情報提供や活動に取り組む意識醸成・動機づけを行う。

#### 新たな「担い手」を発掘する!

##### └ 施策2 新たな担い手の確保

…これまで担い手として活躍している人が少なかった層をターゲットに担い手づくりを行う。



## 「しあわせ」に向けてできることは…

### 施策1 活動に取り組むきっかけづくり

#### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- ボランティアや市民活動、地域活動についての情報を入手する。
- 自分にできる活動を見つける。
- 友達と誘い合ってボランティアを行う。
- 地域組織や団体は、自分たちの活動をPRとともに、参加の間口を広げ、活動希望者を受け入れる。

#### 市の取り組み

##### ボランティア・協働意識の醸成

- 広報こうなんや市ホームページにより、「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」及び「市民参加条例」の啓発を行い、活動意欲の高揚を図ります。
- 活動のきっかけづくり、活動意欲の高揚のため、自発性・創意工夫性のある事業に対し公募により補助を行います。

##### ボランティア情報の提供

- ボランティアに関する情報提供のため、ボランティア講座を開催します。
- NPO・ボランティアガイドブックや市ホームページにより、団体の活動情報や助成金・補助金情報の啓発を行います。

#### 社会福祉協議会の取り組み

##### ボランティアの育成

- ボランティアセンター登録グループと協力し、ボランティア育成のための各種講座を実施します。
- 市内在住のボランティア活動を行っている人を相談員とし、ボランティアに関する相談や情報提供、ボランティア団体の紹介を行います。

## 施策2 新たな担い手の確保

### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- ボランティア活動に参加したことがない人は、ちょっとしたことでも人の助けになることを知り、できることからはじめてみる。
- 子どもや若者が「やってみたい」と思えるボランティア活動を企画する。
- 企業は、従業員による地域貢献活動を推進する。
- 働きながらでもできるボランティア活動など、「ちょっとしたボランティア」を企画する。

### 市の取り組み

#### 子どもの学びの機会の充実

- 児童・生徒が家庭や地域で行う自主活動を奨励する「子ほめ活動」を推進します。
- 市主催行事等でのボランティア活動への児童・生徒の参加を促進します。

#### 若い世代の地域福祉活動の促進

- 若い世代の活動参画を促進するため、N P O・ボランティア講座を開催します。

#### 高齢者の生きがいづくり、就労支援

- シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労機会の確保を進めます。
- 高齢者の知識や技術を地域に還元できる機会をつくるとともに、元気な高齢者に地域活動の担い手として活躍してもらえるような機会を確保します。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### 子どもの学びの機会の充実

- 福祉施設、障害者団体、ボランティア団体、子ども福祉塾サポーターと協働し、子ども福祉塾を実施します。
- 中学生、高校生を対象に、夏休み期間中に保育園や福祉施設における福祉体験学習事業を実施します。
- 子どもやその親世代がボランティアへの理解を深められるよう、子どもフェスティバルにおけるボランティア体験活動を実施します。

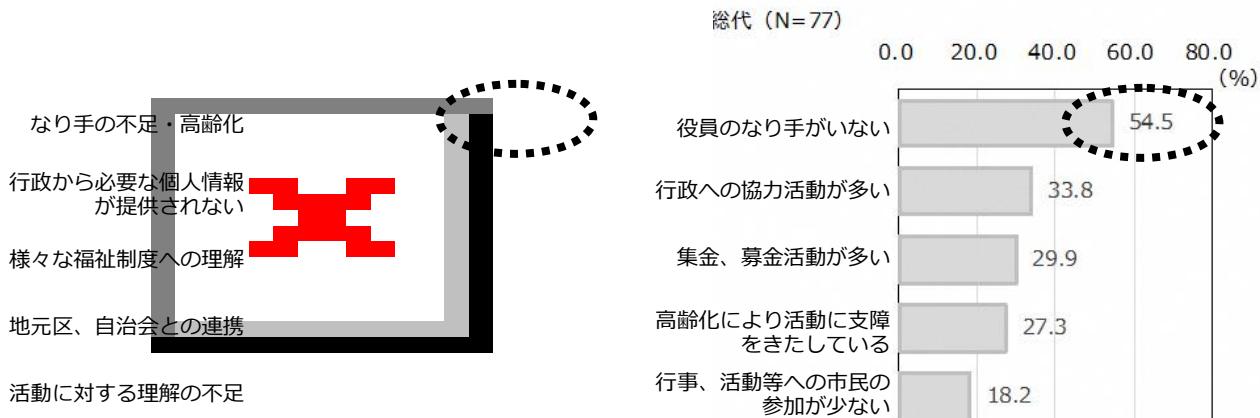
## 施策の方向性2 福祉を進める活動主体者への支援



### 江南市の状況は？

- 本市では民生委員・児童委員や区・町内会等の地域組織、N P O・ボランティア団体や市民活動団体等、様々な活動主体者が福祉活動を進めています。しかし、近年の少子高齢化、ライフスタイルの多様化等により、支援を必要とする人が増えていながら、それを支える担い手が増えていかず、一部の活動主体者に負担がかかっているという現状があります。アンケート結果でも、活動上の困りごととして、民生委員・児童委員、区長・町総代のそれぞれで担い手の不足・高齢化が最も多くあげられています。
- 団体ヒアリングによると、活動への参加者の拡大や、そのための情報提供、周知啓発に係る支援が求められています。また、団体活動の今後の方向性として「仲間づくりや交流を中心として進めたい」と回答している団体が多く、団体同士の連携・交流による活動内容の充実を図っていくことが重要です。
- 本市では、市民・協働ステーション、ボランティアセンターにおいて、活動に関する相談支援、情報提供、活動場所の提供等が行われています。

#### ■活動上の困りごと(複数回答・上位5位)



#### 市民の声

サービスを受ける側の考え方も変化しており、過去の民生委員が行っていたような活動ができない時代となつた。  
(活動主体者アンケート  
民生委員・児童委員)

民生委員と区・町内会との連携がないため情報交換できず、活動が限られてしまう。  
(活動主体者アンケート  
民生委員・児童委員)

## 江南市の現状と課題

- ！ 団体活動を活性化するための様々な支援が必要。
- ！ 団体は連携・交流により活動内容の充実を図ることを求めている。

## 取り組み目標

### ■ 活動に取り組みやすい環境を整備する！

- └ 施策1 市民・協働ステーション、ボランティアセンターの充実
  - …市民活動、ボランティア活動の拠点としての機能を強化する。

### ■ 団体活動の継続・充実を図る！

- └ 施策2 地域福祉活動への支援
  - …団体間の交流促進や研修機会の提供などにより活動を支援する。
  - 地域福祉の中心的役割を担う民生委員・児童委員の活動活性化に向けた支援を行う。



## 「しあわせ」に向けてできることは…

### 施策1 市民・協働ステーション、ボランティアセンターの充実

#### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 市民・協働ステーションやボランティアセンターに登録し、活動を行う。
- ボランティアセンター登録団体は、意見交流会に参加し、団体同士の連携・交流を深める。

#### 市の取り組み

##### 市民・協働ステーションの運営

- 市民協働・市民活動推進協議会において、市民・協働ステーションの利用促進等について協議をし、利用しやすい環境を整備します。

#### 社会福祉協議会の取り組み

##### ボランティアセンターの運営

- 登録ボランティア団体の活動を支援し、ボランティアニーズを充足します。
- ボランティアセンターの運営委員会を定期的に開催し、ボランティア団体との連携を強化するとともに、ボランティア活動についての課題出しや今後の方向性の検討を行います。
- 関係機関や当事者と新たなニーズの抽出や検討課題についての意見交換を行います。

## 施策2 地域福祉活動への支援

### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- NPOやボランティア団体は、他団体と合同研修会を実施するなど、連携と情報共有体制を強化し、活動内容を充実させる。
- 住民のもっとも身近な相談役である民生委員・児童委員の役割、活動内容について理解を深める。

### 市の取り組み

#### ボランティア・協働意識の醸成

- 活動のきっかけづくり、活動意欲の高揚のため、自発性・創意工夫性のある事業に対し公募により補助を行います。（再掲）

#### 民生委員・児童委員活動への支援

- 福祉制度の研修を行い、地域福祉の課題解決に向けて、連携・協力体制の強化を図ります。
- 愛知県や愛知県社会福祉協議会主催の研修会への積極的な参加を呼びかけます。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### ボランティア団体への支援

- ボランティア活動や地域での交流イベントの充実のため、資機材の貸し出しを行います。
- 福祉関係団体との連携を強化し、活動内容の充実に寄与できるような支援を行います。
- 活動内容の研究・勉強の場とするため、ボランティア団体同士が連携・交流できる場や機会を提供します。

#### 民生委員・児童委員活動への支援

- 江南市民生委員児童委員協議会の活動を積極的に支援し、地域福祉部会の運営を支援します。

## 基本目標 3

### 地域福祉推進の「しくみ」をつくる

#### 施策の方向性 1 必要な人に必要な支援を届けるための体制の充実



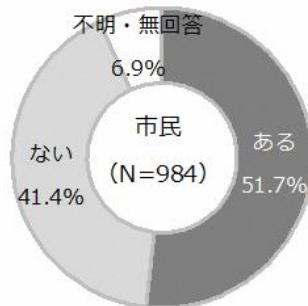
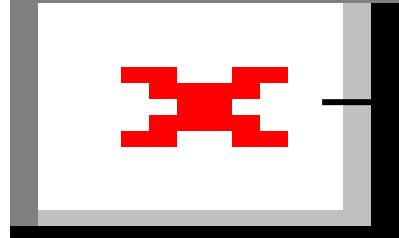
##### 江南市の状況は？

○国では、「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるうえでの方向性として、市町村における包括的な相談支援体制の構築を掲げています。本市においても関係機関の連携強化を進め、ワンストップ的な相談対応ができる体制づくりを進めていく必要があります。

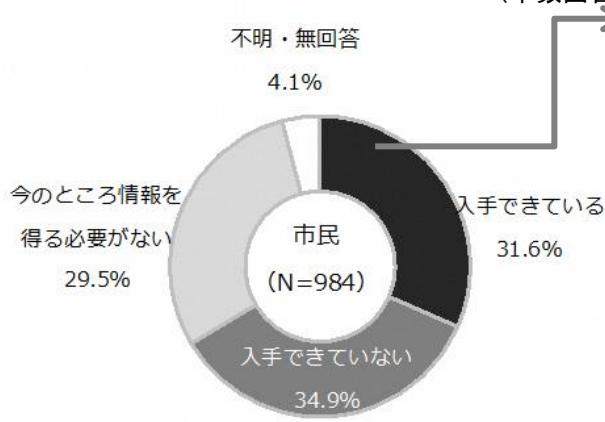
○本市では、市役所窓口をはじめ、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等による相談対応を行っています。また、広報こうなんや市ホームページ、社協だよりをはじめとした多様な媒体でサービスについての情報提供を行っています。しかし、アンケートによると、悩みや不安を感じことがある人のうち、相談できる場所がある人は半数程度、また福祉サービスの情報が入手できている人は3割強となっており、支援が必要な人にその情報が十分に届いていない現状がうかがえます。

○各種福祉サービスの多様化が図られていくなかで、量的な充実だけでなく、サービスの周知やサービスの質の向上などにより、利用の円滑化を図っていく必要があります。

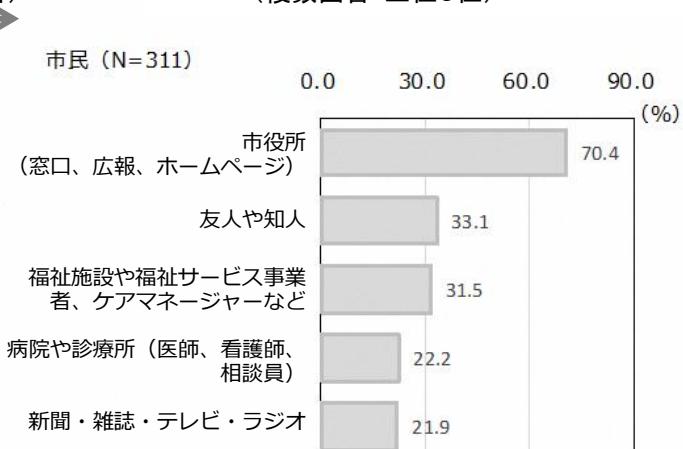
■悩みや不安を感じることはあるか(単数回答) → ■(ある人のみ)相談できる場所はあるか(単数回答)



■必要な「福祉サービス」の情報を入手できているか  
(単数回答)



■(できている人のみ)情報の入手先  
(複数回答・上位5位)



### 市民の声

福祉サービスを受ける際に、情報の入手程度により格差が生まれているように感じます。  
(市民アンケート  
女性、54歳、草井地区)

情報はあふれるほどあるのに、どれを選べばよいかわからないという声をよく聞く。  
(団体ヒアリング)

### 江南市の現状と課題

- ! 相談支援体制は整いつつあるが、相談できる場所がある人は半数程度。
- ! 福祉サービスを必要としている人に、その情報が十分に届いていない。

### 取り組み目標

#### 相談対応力を強化する！

##### └ 施策1 総合的な相談支援体制の充実

…相談員や市職員のスキルアップを図り、相談窓口のネットワーク化を図る。

#### 情報発信力を強化する！

##### └ 施策2 福祉サービスの利用支援

…必要な福祉サービスを市民が自分自身で選ぶことができるよう、福祉サービスについて多様な媒体を通じて情報発信する。



## 「しあわせ」に向けてできることは…

### 施策1 総合的な相談支援体制の充実

#### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 悩みや不安は、一人で抱え込まず身近な人に相談する。
- 身近な人の相談相手になる。
- 自分や家族、身近な人で解決できない困りごとは、専門的な相談窓口を利用する。
- 団体は、地域の困りごとの相談を受けるとともに、必要な関係機関につなげる。

#### 市の取り組み

##### 総合的な相談支援体制の整備

- 地域包括支援センターや基幹相談支援センター等において、総合的な相談支援を実施します。
- 総合的な相談体制の仕組みづくりに向け、専門職の確保や市職員のスキルアップを図ります。
- 子どもから高齢者までライフステージに応じた相談・支援ができる体制を検討します。
- 地域生活課題について、包括的に相談を受け止め、福祉サービスに関する利用相談、苦情、権利侵害の相談などができる総合的な相談体制について検討します。

#### 社会福祉協議会の取り組み

##### 相談支援体制の強化

- 市民のあらゆる生活課題に対応するため、ボランティアセンター・地域福祉活動推進部門、障害者相談支援部門、生活困窮者自立相談支援部門、居宅介護支援事業部門、訪問介護事業部門間の連携を強化し、横断的な個別相談支援の体制づくりや地域資源の開発に向けた連携体制の強化を図ります。

## 施策2 福祉サービスの利用支援

### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 福祉サービスが必要な人は、サービスについての情報収集を行い、自分に必要なサービスを選べる力をつける。
- サービス提供事業者は、適切なサービスの提供ができるよう、専門知識の習得や能力の向上に努める。

### 市の取り組み

#### 福祉サービスにかかる職員の資質向上

- サービス提供事業者に対し、各種研修への参加を促進し、専門性を確保します。
- サービス提供事業者に対し、定期的に実地指導を行い、質の確保を図ります。

#### ケースケア会議の開催

- 市単独で解決できないケース、複合的な課題等に対応するため、ケースケア会議を開催し、関係機関との連携、情報共有体制を強化します。

#### 福祉サービスに関する情報発信

- 市内事業所の情報について、多様な媒体で発信します。
- SNS<sup>\*</sup>等の新たなコミュニケーションツールを利用した情報発信のあり方について検討します。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### 福祉サービスに関する情報発信

- 社協だよりや社協ホームページによる福祉情報の発信を継続して行います。（再掲）
- SNS等の新たなコミュニケーションツールを利用した情報発信のあり方について検討します。

---

\* SNS

Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

## 施策の方向性2 多様な主体の参画促進



### 江南市の状況は？

- 介護サービス提供事業所のみならず、N P Oやボランティア団体も含めた多様な主体により介護予防・生活支援サービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業※」という。）が、本市では平成29年度から開始されています。
- 総合事業の本質は、公的サービスの提供のみに依存しない地域の創意工夫によるサービス提供体制の確立です。しかし、地域主体のサービス提供体制づくりは、地域づくりのプロセスそのものであり、その構築には地域の理解と参画が不可欠です。
- サービス提供事業者による既存サービスの拡充とともに、地域の理解を深めながら、N P Oやボランティア団体の参入促進や、元気な高齢者も含めた新たな扱い手づくり等、扱い手の裾野拡大に向けた取り組みを進めていく必要があります。

#### 市民の声

地域で進めるといつても、素人が前に立って進めていくことがとてもできない。できる人がいても、周りの協力が得られないと難しい。市や社会福祉協議会に支援を求めていきたい。

（団体ヒアリング）

#### 江南市の現状と課題

！ 地域ぐるみの支援体制を構築し、持続可能なものとしていくために、地域の理解・参画が必要。

#### 取り組み目標

#### 介護予防・健康づくりを地域づくりにつなげる！

└ 施策1 介護予防・健康づくりをきっかけとした地域活動の促進

…周知・広報、サービス内容の充実を行う。

\* 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすもの。

## 施策1 介護予防・健康づくりをきっかけとした地域活動の促進

### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 介護予防や健康づくりの活動に参加する。
- こうなん健康マイレージ※に参加する。
- 自分にできる生活支援はないか考える。

### 市の取り組み

#### 総合事業の周知・広報

- 生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと連携し、総合事業についての地域の理解を深めます。
- N P Oやボランティア団体に対して、総合事業への参入を促進します。
- 各地域の公民館・公会堂などに、運動指導の講師を派遣し、身近な地域で運動できる機会を提供します。（再掲）

#### 総合事業の充実

- 生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと連携し、地域の支え合い活動や住民主体の通いの場づくりを支援します。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### 総合事業の周知・広報

- 関係機関と連携を図りながら、総合事業についての周知・広報を行います。
- 生活支援コーディネーターを地域包括支援センター圏域に配置し、地域の支え合い活動をサポートしながら、総合事業についての周知・広報を行います。

#### 総合事業の充実

- 訪問型サービスの受け手などが、担い手として活躍できるための仕組みを検討します。
- 高齢者の介護予防・健康づくり事業を継続して実施するとともに、ニーズに応じて開催回数を増やすなど、内容の充実を図ります。

---

\* こうなん健康マイレージ

平成27年10月より開始した、健康づくりの取り組みを行い、40ポイントを貯めると、県内の健康マイレージ協力店でサービスが受けられる優待カード「まいいか」と交換ができる事業のこと。

## 施策の方向性3 小地域福祉活動の推進



### 江南市の状況は？

○地域には様々な悩みや困りごとを抱えている人がいます。その一方で地域のなかで活動している団体には、活動内容がうまく地域に届いていないと感じる団体が多くあり、需要と供給を結びつける手段がないために、うまく支援体制として機能していない場合があります。

○本市では様々な地域の範囲で取り組みが進められていますが、まとまった単位での組織体制がなく、地域課題の収集やその対策の検討、人的資源も含めた地域資源の状況などを体系的に取りまとめる手段が不足しています。

○地域課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを行うためには、地域間のネットワークづくりが重要です。身近な地域の範囲のなかで関係機関が連携しながら地域課題解決の体制を構築していくための、小地域福祉体制の基盤づくりが必要となっています。

#### 市民の声

需要側の情報収集方法と、供給側の情報提供方法が異なる場合があるため、需要側と供給側が出会える機会をいろいろな方法で設けていくことが必要。

(団体ヒアリング)

地域で情報を伝達する仕組みをつくり、江南市におけるネットワークを活用して生活を支えたい。

(団体ヒアリング)

#### 江南市の現状と課題

！ 地域課題をみつけ、支援につなげる「地域の課題解決力」の向上が必要。



#### 取り組み目標

##### 地域力を向上する！

###### └ 施策1 地域コミュニティ機能の強化

…地域コミュニティ活動を促進し、地域力を向上する。

##### 小地域福祉活動の基盤をつくる！

###### └ 施策2 地域におけるコーディネート機能の強化

…地域課題を共有し、支援につなげるための関係機関の連携の場を充実する。

## 施策1 地域コミュニティ機能の強化

### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 「地域コミュニティ」が果たす役割を理解し、自分にできることを考える。
- 地域福祉に関する研修や活動に参加し、リーダーなどの役割を務める。
- コミュニティ・スクール※の取り組みに参加し、地域ぐるみで子どもを見守り育てる。

### 市の取り組み

#### 地域におけるリーダーの育成

- 地域におけるコミュニティ活動の主体的・継続的な運営を支援するため、地域リーダーの育成を図ります。

#### 地域と連携した教育の推進

- 地域とともにある学校づくりを進めるため、市内小中学校へのコミュニティ・スクールの導入を進めます。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### コミュニティ活動の拠点整備

- コミュニティ活動の場として、中央コミュニティセンターなどの有効活用を図ります。
- ふれあい・いきいきサロン等の地域の居場所づくりの活動ができるよう、拠点確保の支援を行います。

---

\* コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる仕組みのこと。

## 施策2 地域におけるコーディネート機能の強化

### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 自分の困りごとを周りに伝え、どのような支援が必要かを共有する。
- 自分にできる生活支援を周りに伝える。
- 活動主体者は、地域のなかでの課題の発見力を強化するとともに、関係機関と連携・協力しながら解決に向けた取り組みを行うことで、地域力を強化する。

### 市の取り組み

#### 地域の情報収集と共有

- 民生委員・児童委員や生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、活動主体者等がそれぞれの活動のなかで得た地域の情報を共有する場を充実します。
- 地域福祉懇談会を継続実施するとともに、協議体や地域ケア会議等との役割のすみ分けを明確にし、効果的な情報共有・連携強化の場となるよう検討します。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### 地域の情報収集と共有

- 生活支援コーディネーターは、市や地域包括支援センターと連携しながら、地域づくりを進めます。

#### 地域づくりを通じた顔の見える関係づくり

- 市や地域包括支援センターと連携し、地域をベースにふれあい・いきいきサロンのサポート等を行うなかで、顔のみえる関係づくりを進めます。（再掲）

## **基本目標 4**



### **安心・安全な暮らしの「環境」をつくる**

#### **施策の方向性 1 自立を促す支援の推進**



##### **江南市の状況は？**

- 近年、社会経済環境の変化に伴い、全国的に生活保護受給世帯や、生活に困窮する人が増加しています。
- 平成 27 年度からは生活保護に至る前の生活困窮者※への支援を強化するための「生活困窮者自立支援制度※」が開始されており、本市でも自立相談支援事業※の実施、住居確保給付金※の支給等に取り組んでいます。
- ひとり親家庭の相対的貧困率※の上昇、核家族化により家族の援助が受けられない高齢者の增加なども踏まえ、子どもや高齢者も含めた総合的な貧困対策が必要となっています。
- 近年の経済不況や雇用構造の変化、いじめ問題等の様々な要因により、ニート※やひきこもり状態に陥った人の増加が社会問題となっています。
- こういった課題は、様々な要因が重なって生じることが多く、一世帯のなかで複合的な課題を抱えている可能性があります。市民の生活を支える重層的な保護体制の構築が必要となっています。

---

※ **生活困窮者**

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

※ **生活困窮者自立支援制度**

生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談支援事業、就労訓練事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援、一時生活支援事業などの支援を行う制度のこと。平成 27 年 4 月から開始されている。

※ **自立相談支援事業**

生活困窮者自立支援制度の一つ。生活に困りごとや不安を抱えている方が相談する地域の相談窓口。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

※ **住居確保給付金**

生活困窮者自立支援制度の一つ。離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給するもの。

※ **相対的貧困率**

厚生労働省の国民生活基礎調査における、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のこと。

※ **ニート**

15～34 歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方のこと。

## 江南市の現状と課題

- !**複合的な課題を抱えている人は多数いると思われるため、相談支援につながる仕組みが必要。**
- !**相談者の状況に応じた支援方法やネットワーク体制の整備が必要。**

## 取り組み目標

### 支援が必要な人の把握、解決、資源開発までの総合支援体制を構築する

#### ・施策1 生活困窮者等への支援

…生活困窮者等の発見の仕組みから相談支援への連携、解決に向けたネットワーク体制や資源開発といった総合支援体制を構築する。



「しあわせ」に向けてできることは…

#### 施策1 生活困窮者等への支援

##### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 生活に困窮している人など、地域のなかで困っている人を発見した場合は、地域の民生委員・児童委員等に知らせたり、専門的な相談窓口に報告する。
- 生活に困窮している、あるいは複合的な課題を抱えている家庭は、家庭内だけで抱え込まず、身近な人や専門的な相談窓口に相談する。

#### 市の取り組み

##### 生活困窮者への支援

- 生活困窮者の自立に向けて、関係機関と連携しながら総合的な支援体制を構築します。
- 経済的に困窮している家庭について、関係各課や各機関との連携により情報を共有し、支援につなげます。
- 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を検討します。

#### 社会福祉協議会の取り組み

##### 生活困窮者への支援

- 生活困窮者の自立に向けて、生活困窮者自立支援相談事業として、相談及び自立支援を行います。
- 生活困窮に関する相談者が複合的な課題を抱えている場合に、相談者の状況に応じた支援を行えるよう、関係機関とのネットワークづくりや資源開発を進めます。

## 施策の方向性2 共に生きるまちづくりの推進



### 江南市の状況は？

- 「障害者差別解消法※」や、「『我が事・丸ごと』地域共生社会」の理念に基づき、誰もが適切な配慮のもとで共に生きられる地域をつくっていくことが求められています。
- 本市では認知症高齢者や障害のある人など、支援が必要な人が増加しています。それぞれの福祉制度の枠組みのなかでサービスの充足は図られつつありますが、身近な地域での共生社会の実現のためには、地域住民の一人ひとりに正しい理解が根づき、支え合い、助け合える体制が整備されていることが何より重要です。
- 本市では外国籍の市民も一定程度在住しています。外国籍の市民は言語や文化の違いにより、情報の入手や地域活動などへの参加などに困難を感じる場合が多く、地域での多文化共生※に向けた支援が必要です。
- 地域共生社会の実現に向けては、誰もが地域社会に参加できる手段が確保されていることも重要です。団体ヒアリングや地域福祉懇談会では、移動手段がないために地域参加に困難をきたしている例が多くあげられており、公共交通の利便性の向上や移動支援の充実が求められています。

#### 市民の声

子どもの頃から福祉をきちんと理解し体の不自由な人、老人に恥ずかしがらず、声かけ、手助けができることが当たり前となるとよい。

(市民アンケート)

女性、54歳、草井地区)

交通手段の不足により、地域活動の活性化に影響が出ている。良い場や活動があっても交通手段がないために参加できない人も多い。

(地域福祉懇談会)

※ 障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、「差別の禁止」を基本原則とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めている。

※ 多文化共生

国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認めた上で、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

## 江南市の現状と課題

- ！ 特別な支援が必要な人には、まず地域の理解と協力が大切。
- ！ 移動手段の少なさが地域参加の妨げとなっている。

## 取り組み目標

### 理解を深める！

#### ・施策 1 地域共生社会の実現に向けた理解の浸透

…認知症センターの養成や多文化共生、合理的配慮の理念の浸透などに取り組み、地域社会全体で支え合い助け合う体制をつくる。

### 社会参加を促進するための「障壁」を取り除く！

#### ・施策 2 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

…施設や情報のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを進める。

#### ・施策 3 外出支援の推進

…交通手段の確保、移送サービスの充実により地域社会への参加を促進する。



## 「しあわせ」に向けてできることは…

### 施策1 地域共生社会の実現に向けた理解の浸透

#### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 認知症サポーター※養成講座に参加する。
- 「障害者権利条約※」や「障害者差別解消法」についての理解を深める。
- 外国籍の市民との言葉や文化の違いについての理解を深める。
- 企業は、障害者雇用の促進に努めるとともに、障害特性を理解し、障害のある人でも働きやすい職場づくりに努める。
- 活動主体者等は、外国籍の人も含めた市民に、地域組織や地域のイベントへの参加を呼びかける。

#### 市の取り組み

##### 認知症の支援の担い手の育成

- 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者の支援の担い手を育成します。

##### 合理的配慮※の提供推進

- 職員対応要領※に基づき、全庁的に障害のある人に対する合理的配慮の提供を推進します。
- 事業所や施設に対し、合理的配慮や差別的取り扱いについての事例等を紹介します。

##### 多文化共生の取り組みの推進

- 外国籍の市民と市民が互いの文化を認め合い、多文化共生のまちづくりを進めていくよう、江南市国際交流協会への活動支援をはじめとした取り組みを推進します。
- 日本語教室を実施し、外国籍の市民の多文化共生に向けた支援を行います。

---

※ 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

※ 障害者権利条約

正式名称は、「障害者の権利に関する条約」で、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

※ 合理的配慮

障害のある人が他の者と平等な人権や自由を享有するために必要かつ適当な、「均衡を失した負担 又は 過度の負担」を課さない程度における配慮のこと。

※ 職員対応要領

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、障害者差別解消法に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めたもの。

### **福祉教育事業の実施**

- 児童・生徒が福祉に関心を持つきっかけとして、福祉実践教室の実施（開催）等、障害についての正しい知識の向上を図るための福祉教育を推進します。（再掲）

### **社会福祉協議会の取り組み**

#### **認知症の支援の担い手の育成**

- 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者の支援の担い手の裾野を拡大します。

### **福祉教育事業の実施**

- 当事者やボランティアの協力により、学校で行われる福祉体験学習事業である「福祉実践教室」に講師を派遣します。（再掲）
- ユニバーサルデザイン学習や当事者との交流体験を通じた学び等、学校教育における福祉教育ニーズに合わせたプログラムづくりを進めます。（再掲）
- 継続して福祉協力校を指定し、総合的な学習の時間や学校行事等の授業時間において福祉教育を行います。（再掲）

## 施策2 バリアフリー<sup>※</sup>化・ユニバーサルデザインの推進

### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- バリアフリーやユニバーサルデザインについて理解し、施設や情報の利用のしやすさについて考える。
- 企業等は、オフィスの段差の解消等、バリアフリーやユニバーサルデザインに努める。
- 地域福祉団体は情報発信する際に、誰にとってもわかりやすい情報となるよう、文字のサイズや色に配慮するなど、ユニバーサルデザインを心がける。

### 市の取り組み

#### 公共施設のバリアフリー化の推進

- 公共施設、公共交通機関や駅前広場のバリアフリー化を進めるとともに、民間施設についてもバリアフリー化が図られるよう周知・PRします。
- 新設する公共施設については、設計段階において「ひとにやさしい街づくりの推進に関する条例」に適合するよう計画します。

#### 情報のバリアフリー化

- 市ホームページにおいては、翻訳サービスや読み上げサービス、文字拡大サービスを導入し、日本語が苦手な外国籍の市民や視覚障害のある人など、誰に対しても情報提供ができるようにします。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### 情報のバリアフリー化

- 視覚障害のある人への情報提供手段として、ボランティアグループの協力により、広報こうなんや社協だよりの点訳・音訳を行います。
- 小中高等学校的福祉教育プログラムにおいて、ユニバーサルデザインに関する授業に講師を派遣し、体験学習の教材を活用しながら普及を進めます。

---

\* バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。

### 施策3 外出支援の推進

#### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 地域で協力し、移動に困っている人の手助けをする。
- 買い物や喫茶店に行く人は一緒に声をかけあって外出する。

#### 市の取り組み

##### 公共交通の利便性の確保

- 市のコミュニティタクシー「いこまいCAR<sup>※</sup>」と既存路線バス等を合わせた公共交通により、市内における移動支援を行います。
- 高齢者や障害のある人に対する福祉タクシー料金の助成、自動車改造費の支給により、社会参加や地域イベントへの参加手段の確保を図ります。

#### 社会福祉協議会の取り組み

##### 移送サービスの実施

- 一人での移動が困難な人に対し、ボランティアの協力を得ながら移動支援を行います。

---

\* いこまい CAR

市民が地域社会に積極的に参加しやすくするために、市内移動の交通手段として、市が平成14年1月から運行しているコミュニティ・タクシー。

## 施策の方向性3 権利擁護対策の推進



### 江南市の状況は？

- 近年、高齢者を狙った詐欺被害などの悪質な犯罪、高齢者や障害のある人、子どもへの虐待やDVなどの社会問題が増加しています。
- 高齢者や障害のある人に対する虐待は、被害者が虐待の事実を伝えることができず、被害が潜在化する可能性があります。また、子どもへの虐待、DVであっても、家庭内の出来事であるため被害が顕在化せず、周りに気づかれないまま深刻化するケースも多くなっています。
- 本市では、成年後見制度※や日常生活自立支援事業※により、判断能力が十分でない人の財産保護やサービスの利用支援を行っています。また、虐待やDV等の相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら支援を行っています。今後は、各種制度の周知を進め利用の円滑化を図るとともに、権利擁護についての市民の理解を深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めいく必要があります。

#### 江南市の現状と課題

！ 誰もが権利を侵害されることのない暮らしを送れるよう、消費者被害、虐待やDVの早期発見と、対応策の強化が必要。

#### 取り組み目標

#### 権利を守る制度の認知度を向上し、利用の円滑化を図る！

##### └ 施策1 権利を守る支援策の利用促進

…権利を守る各種制度を充実するとともに、利用支援を行う。

#### 暴力の根絶に向けた取り組みを進める！

##### └ 施策2 虐待やDVの早期発見・早期対応

…暴力を許さない意識の醸成、地域におけるDV発見機能の強化、関係機関との連携強化による早期対応に向けた体制づくりを進める。

※ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の件利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

※ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。



## 「しあわせ」に向けてできることは…

### 施策 1 権利を守る支援策の利用促進

#### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度を知り、必要に応じて利用できるよう理解を深める。
- 消費者被害にあわないよう情報収集に努める。また、周りとも情報交換し、被害が広がらないようにする。

#### 市の取り組み

##### 成年後見制度の実施

- 判断能力が十分でない人に対して財産保護やサービスの利用支援を行う成年後見制度について、制度の周知を推進し、利用の円滑化を図ります。
- 社会福祉協議会に設置している江南市成年後見センターに対して支援します。
- 成年後見制度の利用が必要な人を発見し、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを検討します。
- 必要な人が成年後見制度を利用できるよう、保健・医療・福祉の連携だけでなく、司法も含めた連携を図ります。

##### 消費者被害等についての相談支援

- 消費生活センターにおいて、専門相談員による市民への消費生活相談を実施します。
- 消費生活センターを周知し、利用の促進を図ります。

#### 社会福祉協議会の取り組み

##### 日常生活自立支援事業の実施

- 判断能力が十分でない人が自立した生活を送れるようサービスの利用支援等を行う日常生活自立支援事業について、事業の周知を推進し、利用の円滑化を図ります。
- 認知症高齢者の増加などにより利用者の増加が推測されるため、支援体制の強化に向けた人員の確保を進めます。

#### 成年後見センターの運営

- 江南市成年後見センターにおいて、後見人等の受任や成年後見制度の相談支援を実施します。
- 権利擁護の支援が必要な人を早期発見できるよう地域の見守り体制を構築します。
- 日常生活自立支援事業との連携を図り、必要に応じて成年後見制度への移行を進めます。

## 施策2 虐待やDVの早期発見・早期対応

### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 虐待やDVを発見した際には、必ず通報する。
- 虐待やDVを受けている場合は一人で抱え込まず、周りの人、専門的な相談窓口など、自分が相談できるところに伝える。
- 地域組織などが虐待やDVについての相談を受けたり発見した場合、個人情報に配慮しつつ専門相談窓口に伝え、二次被害を防ぐ。

### 市の取り組み

#### DV防止に関する啓発・情報提供の推進

- 市民に対し、暴力根絶に関する講演会や、広報こうなん、市ホームページなどによりDVや虐待等の暴力防止の啓発、各種相談窓口の情報提供を行い、市民の意識の向上と配偶者やパートナーへの暴力を許さない環境づくりを進めます。

#### DV等に関する相談

- DVの被害が潜在化しないよう、相談窓口を充実するとともに、広報こうなんや市ホームページによる相談窓口の周知を進めます。
- 相談にあたっては、匿名相談や個室での相談対応など、個人情報の保護を徹底します。
- DVの二次被害を防ぐため、相談担当者及び関係職員に対するDVの知識の普及を図り、資質の向上に努めます。

#### 関係機関との連携強化

- DVの被害者に対する支援について、府内での連携体制を強化し、適切な対応を図ります。
- 県や関係機関との連携のもと、DV等被害者の状況に応じた生活支援を行います。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### 虐待の未然防止、早期発見

- 高齢者や障害のある人の支援を行うなかで、関係機関と情報共有し、虐待の未然防止や早期発見にかかる取り組みを行います。

## 施策の方向性4 防災・防犯対策の推進



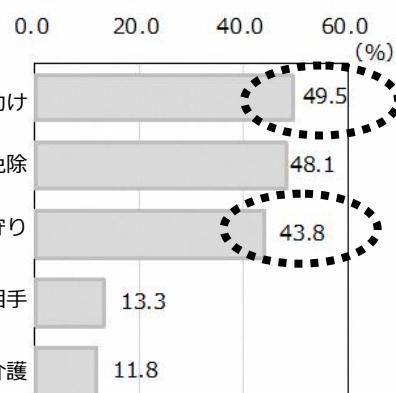
### 江南市の状況は？

○アンケートによると、近所の人にしてほしい手助けとして、非常時の手助けや見守りが多くあげられています。また、地域のつながりが必要だと感じるときについて、災害や防犯といった安心・安全づくりの面での項目が多くあげられており、防災・防犯面における地域力の重要性について市民も認識を深めていることがうかがえます。

○緊急時における地域力の発揮のためには、平常時から見守り・支え合いの体制づくりを行っていることが大切です。地域に住む一人ひとりが地域を支える担い手であることを認識し、見守り・安心・安全なまちづくりに参画することが重要です。

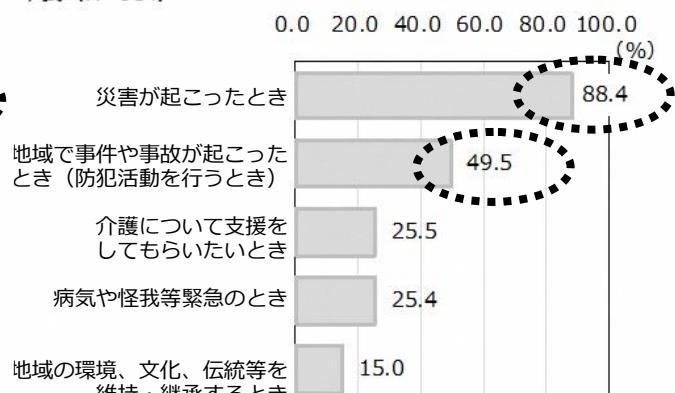
■自分や家族が困ったときに地域の人にしてほしい手助け  
(複数回答・上位5位)

市民 (N=984)



■地域のつながりが必要感じるとき  
(複数回答・上位5位)

市民 (N=984)



#### 市民の声

近い将来起こりうる災害に備え、近隣とのつながり、助け合いは必要なのですが、昔のような付き合いは少なくなってきたいる気がします。

(市民アンケート  
女性、54歳、古知野南地区)

毎年各地で防災訓練は行われているが、いざというときの行政あるいは地域単位での救助の制度はどうなっているのかがわからない。

(活動主体者アンケート  
民生委員・児童委員)

## 江南市の現状と課題

！ 地域力が、防災・防犯に寄与することを意識している市民が多い。

## 取り組み目標

### 「意識」から「行動」に移す市民を増やす！

#### ● 施策1 災害時に備えた地域体制づくり

…平時からの備え、災害時の自助・共助・公助の役割分担についての意識を醸成する。災害時支援の担い手を育成する。

#### ● 施策2 地域における防犯力の強化

…一人ひとりの防犯意識を向上する。地域における見守りの輪を広げる。

◎防災の分野では、近隣や地域の人々が協力して、災害に備えることを「共助」といいます。



### 「しあわせ」に向けてできることは…

#### 施策1 災害時に備えた地域体制づくり

##### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

○食料や生活物資の備蓄など、平常時から災害対策を行う。

○隣近所に住む高齢者や障害のある人、妊婦、乳幼児、外国籍の市民などの避難行動要支援者の状況を把握する。

#### 市の取り組み

##### 避難行動要支援者の把握と支援体制の確立

○避難行動要支援者名簿を整備し、活用します。

○民生委員・児童委員により作成された「災害時要援護者リスト・マップ」や、独居老人及び高齢者世帯の状況を把握する「生き生きライフカード」を活用し、地域支援体制の強化を推進します。

### **災害に備えた環境の整備**

○災害ボランティアコーディネーター※を養成し、災害ボランティアによる支援体制を整備します。

### **地域の防災力の強化**

○自主防災組織※による防災訓練を支援し、防災力の向上に努めるとともに、訓練の場を通じた要配慮者※への支援についての啓発を行います。

### **災害に対する意識の醸成**

○災害対応力の意識啓発を図る講座の開催などを通じて、災害時における自助・共助・公助の役割分担意識を醸成します。

○広報こうなんや市ホームページを通じて家具転倒防止資機材整備費等の補助制度の啓発を行い、平常時から災害対策を行うよう促します。

## **社会福祉協議会の取り組み**

### **災害に備えた環境の整備**

○災害時におけるボランティアの受け入れを円滑に行うため、災害救援ボランティアセンターの運営に向けた体制づくりを行います。

---

\* ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティアを必要とする人・組織などをつなぐ専門職、またはその立場のこと。

\* 自主防災組織

自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」あるいはコミュニティに根差して取り組むという「地区防災」の取り組みの中心的な役割を担う組織のこと。

\* 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人のこと。

## 施策2 地域における防犯力の強化

### 市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 子どもや高齢者を対象とした犯罪を防ぐため、地域で見守り、声かけをする。
- 消費者被害にあわないよう情報収集に努める。また、周りとも情報交換し、被害が広がらないようにする。(再掲)
- 地域安全パトロール隊に参加する。

### 市の取り組み

#### 防犯活動の推進

- 関係機関と連携し、振り込め詐欺等に対し、防犯啓発を行います。
- 地域安全パトロール隊に対し、地域の犯罪発生状況や対処方法の情報提供を行い、防犯意識の向上を図ります。

#### 見守りの輪の拡大

- 事業所と見守り協定を締結します。
- 見守り事業者連絡会を開催し、連携を深めます。
- 消費者被害防止のため、関係部署と連携しながら、地域全体で高齢者を見守る体制づくりを進めます。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### 地域住民による見守り活動の活性化

- サロン等の居場所づくり活動、認知症の啓発活動を通じて、見守りボランティアの活動につなげます。





第 6 章

各 地 区 の

方 向 性



# 「第6章 各地区の方向性」の見方

平成28年度に実施した地域福祉懇談会では、中学校区ごとに、身近な地域における魅力や課題について話し合いを行いました。そのなかでも、特に力を入れて取り組むべき「優先課題」を選定するとともに、その課題を抱えている人物像を具体的に設定し、その人やその人を取り巻く周囲の人の「しあわせ」に向け、地域として何ができるかを考えていきました。

本章では、地域福祉懇談会での検討結果を受け、各地区の方向性をまとめています。

## ■各地区の方向性の見方

### 古知野 中学校区

#### 古知野中学校区の特徴

| 総人口     | 世帯       |
|---------|----------|
| 31,806人 | 13,205世帯 |
| 高齢化率    | 年少人口率    |
| 24.7%   | 13.5%    |

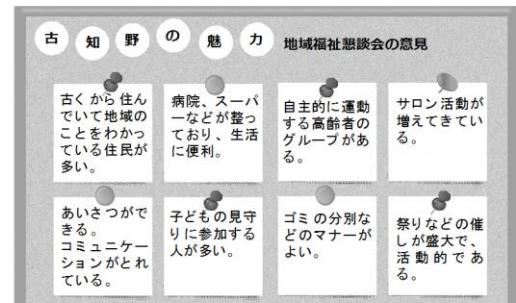
資料：住民基本台帳（平成29年4月1日現在）

市内で最も人口が多い地区です。人口は微増で推移しています。

他地区に比べて高齢化率は低く、高齢者のみの世帯も少なくなっています。

居住年数が5年未満の人の割合が他地区に比べて高く、転入者が多い比較的若い年齢構成の地区であることが特徴となっています。

地域福祉懇談会では、地域の魅力として、生活環境のよさや、サロンやボランティア活動が活発であることがあげられています。古くからの住民同士はつながりが深いものの、転入世帯と地域とのつながりが薄いこと、集合住宅に住んでいる人の状況について把握が難しいことが課題としてあげられています。



優先課題に関する各地区の現状や課題を、その地区の住民視点で掲載しています。

人口や世帯、高齢化率、年少人口率といった人口構造を示すとともに、地域福祉懇談会から出た各地区の魅力を掲載しています。

地域福祉懇談会で選定した、特に力を入れて取り組むべき課題を、「優先課題」としています。

#### 古知野中学校区の今後の方向性

##### 優先課題 1 地域のコミュニケーションの不足の解消

###### ある住民のつぶやき

子どもが生まれてから江南市に転入してきましたが、周りは古くから住んでいる世帯が多く、同世代の世帯が少ないので、地域に溶け込みづらく感じています。

同じ世代の親や子どもと関われないのもさみしいですが、実家も遠いで、子育ての先輩のような、上の世代の人とも関わりがあると安心できるのですが…。

###### 「優先課題1 地域のコミュニケーション不足の解消」の先にある「しあわせ」とは…?

★親同士のつながりがある。  
★地域に友達ができる。

★地域で世代を超えて相談できるような環境がある。

###### 地域の「しあわせ」に向けて古知野中学校区でできること

○親自身も町内会に入会したり、子どもと公園に遊びに行き友達をつくるなど頑張る。

○子どもも会で親の集まりの機会をつくる。

○子どもと一緒に参加できるような地域の行事を行う。

○各地区に母親の「世話人」をつくり、声をかける仕組みをつくる。

まず課題解決の先にある「しあわせ」のイメージを共有した上で、その「しあわせ」に向けて各地区のできることを掲載しています。

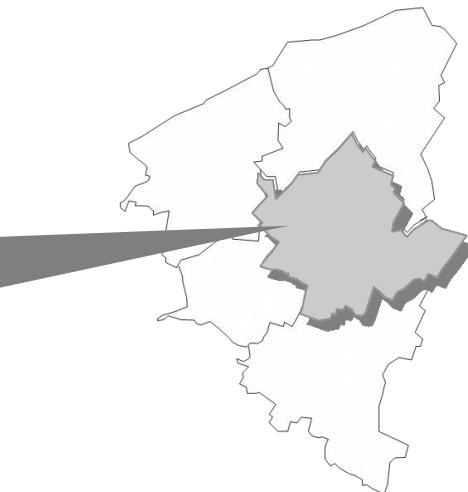
「できること」は地域福祉懇談会で出た意見の一部を掲載しているものです。

# 古知野 中学校区

## 古知野中学校区の特徴

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 総人口<br><b>31,806人</b> | 世帯<br><b>13,205世帯</b> |
| 高齢化率<br><b>24.7%</b>  | 年少人口率<br><b>13.5%</b> |

資料：住民基本台帳（平成29年4月1日現在）



市内で最も人口が多い地区です。人口は微増で推移しています。

他地区に比べて高齢化率は低く、高齢者のみの世帯も少なくなっています。

居住年数が5年未満の人の割合が他地区に比べて高く、転入者が多い比較的若い年齢構成の地区であることが特徴となっています。

地域福祉懇談会では、地域の魅力として、生活環境のよさや、サロンやボランティア活動が活発であることがあげられています。古くからの住民同士はつながりが深いものの、転入世帯と地域とのつながりが薄いこと、集合住宅に住んでいる人の状況について把握が難しいことが課題としてあげられています。

### 古 知 野 の 魅 力 地域福祉懇談会の意見

古くから住んでいて地域のことをわかっている住民が多い。

病院、スーパーなどが整っており、生活に便利。

自主的に運動する高齢者のグループがある。

サロン活動が増えてきている。

あいさつができる。コミュニケーションがとれている。

子どもの見守りに参加する人が多い。

ゴミの分別などのマナーがよい。

祭りなどの催しが盛大で、活動的である。

# 古知野中学校区の今後の方向性

## 優先課題 1 地域のコミュニケーションの不足の解消

### ある住民のつぶやき



子どもが生まれてから江南市に転入してきましたが、周りは古くから住んでいる世帯が多く、同世代の世帯が少ないので、地域に溶け込みづらく感じています。

同じ世代の親や子どもと関われないのもさみしいですが、実家も遠いので、子育ての先輩のような、上の世代の人とも関わりがあると安心できるのですが…。

### 「優先課題1 地域のコミュニケーション不足の解消」の先にある 「しあわせ」とは…？

- ★親同士のつながりがある。
- ★地域に友達ができる。

- ★地域で世代を超えて相談できるような環境がある。

→

→

### 地域の「しあわせ」に向け 古知野中学校区でできること

- 親自身も町内会に入会したり、子どもと公園に遊びに行き友達をつくるなど頑張る。
- 子ども会で親の集まりの機会をつくる。
- 子どもと一緒に参加できるような地域の行事を行う。
- 各地区に母親の「世話人」をつくり、声をかける仕組みをつくる。



ある住民のつぶやき



**古知野Bさん**  
(80歳代 男性高  
齢者)

30年以上集合住宅に住んでおり、今は一人で暮らしています。車を持っておらず、足が悪いので、外出に不便を感じています。

私の家からは高齢者サロンが遠いので、参加が難しいです。近くにあつたとしても、知り合いがないサロンに参加することには抵抗があります。

一人で暮らしていると、災害が起きたときのことも不安です。「災害時は近所の助け合いが大切」ということもよく聞きますが、近所付き合いがないので、私が困っていても助けてもらえるかどうか…。

**「優先課題2 生活に不安を抱える高齢者への支援」の先にある  
「しあわせ」とは…？**

★趣味がある、でかける場所がある。

⇒

★身近な地域とのつながりがあり、声をかけ合うなかで様々な支援をしあえる。

⇒

★「人のための活動」を行う機運が地域に醸成されていることで、助け合いの地域づくりが進められている。

⇒

**地域の「しあわせ」に向け  
古知野中学校区でできること**

- 町内会か地区の集会所で、定期的に集まる場を開催する。より身近な場所で、より身近なメニューをつくることにより、生きがい活動につなげる。

- 空き家を活用してサロンをつくる。

- ごみ出しのときなどに地域の人が声をかけ合う。

- 民生委員が高齢者など困りごとを抱えた世帯を把握しつつ、地域の様々な主体がそういった世帯に手助けできるようにする。喫茶店など、地域における店や企業も巻き込む。

- ボランティア情報を積極的に紹介する。

## 優先課題

3

## ボランティア活動の活性化



ある住民のつぶやき



古知野Cさん  
(60歳代 男性)

最近退職したばかりで、自由な時間が増えました。何かボランティア活動でもしたいのですが、行動に移すきっかけが持てずにいます。ボランティア情報もどこで入手したらよいかわかりません。近所に一人暮らしの高齢者世帯も増えているので、そういう方にも何か手助けできたらよいと考えています。妻は地域に友達もいるようですが、これまでずっと地域活動に参加してこなかったので、これからどうしていこうかという不安もあります。

### 「優先課題3 ボランティア活動の活性化」の先にある 「しあわせ」とは…?

★地域に居場所があり、困った時に助ける仲間がいる。

★人の役に立つ、という役割を持っています。

★ボランティアの活動者が増えている。

### 地域の「しあわせ」に向け 古知野中学校区でできること

⇒ ○地域資源を活動してイベントを企画する。

○イベント・行事への参加を促進する。

⇒ ○シルバー人材センターへの登録を促進する。

○一人暮らし高齢者の話し相手・電球交換など、身近な生活支援を行える体制をつくる。

○SNSを活用し、ボランティア活動紹介をする。

### 具体的なアイデア

○古知野町で3回目の成人式を開催する。

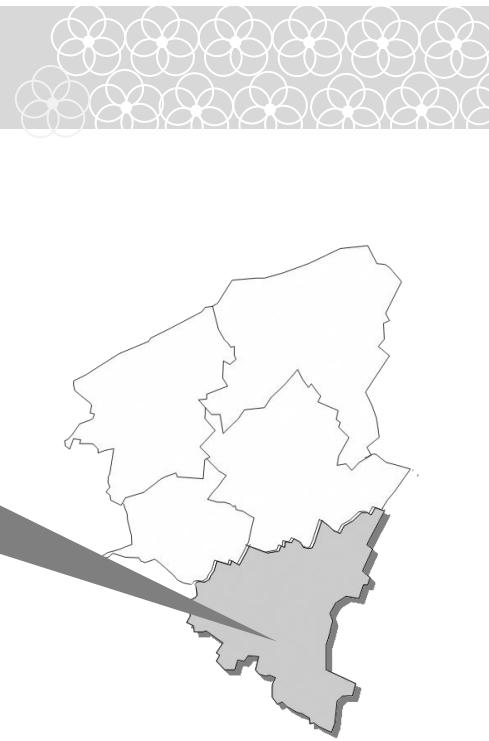
…「3回目の成人式」として、リタイア後の生活に向けた事前準備講習会を開催する。余暇時間でのボランティア活動の促進、地域とのつながりづくり等についての講習会を行うとともに、同世代との交流・仲間づくりの場としても活用できるようにする。

# 布袋 中学校区

## 布袋中学校区の特徴

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 総人口<br><b>21,130人</b> | 世帯<br><b>8,119世帯</b>  |
| 高齢化率<br><b>27.1%</b>  | 年少人口率<br><b>14.2%</b> |

資料：住民基本台帳（平成29年4月1日現在）



人口は他地区のなかで2番目に高く、微増で推移しています。

高齢化率は3番目に高いものの、年少人口割合も高く、平成28年までは他地区のなかで唯一減少していません。比較的高齢人口と年少人口のバランスが取れている地区です。

地域福祉懇談会では、地域に愛着を持っている人が多く、地域とのつながりが深い人が多いといった魅力があげられました。そういうつながりがボランティア活動や地域活動の活発さにつながっている一方で、担い手の高齢化による負担増などの現状も見受けられる、といった課題があがっています。

### 布袋の魅力 地域福祉懇談会の意見

|                      |                           |                            |                       |
|----------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 自主防災会活動に熱心な人が多い。     | ボランティア活動に積極的な人が多い。        | 近所の交流、付き合いが比較的密である。        | サロン活動への参加者が少しずつ増えている。 |
| 新しい家が増え、子どもが増えてきている。 | 区の役員と子ども会で協力してお祭りを開催している。 | 子どもの登下校のパトロールに参加してくれる人がいる。 | 子どもが友達になってくれる。        |

# 優先課題 1 生活に不安を抱える高齢者への支援



ある住民のつぶやき



布袋Aさん  
(80歳代 女性)

30年以上集合住宅で暮らしています。

近所付き合いはほとんどなく、近くに頼れる人がいません。特にお店や病院が遠いので、生活に不便を感じています。

近頃体の衰えも感じているので、近くに健康づくりの場があるとよいです。そういう場に参加することで、地域で仲間づくりもできるとよいですね。

## 「優先課題1 生活に不安を抱える高齢者への支援」の先にある「しあわせ」とは…？

★地域に健康づくりの場があり、参加しやすい環境となっている。

★地域での集まり・交流の機会がある。  
★そうした場で友達・仲間づくりができる。  
★近所の人と交流できている。



## 地域の「しあわせ」に向け布袋中学校区でできること

- 安全な散歩コースを整備し、地域でのウォーキングを行う。
- 公民館でストレッチ運動教室等を開催する。
- 健康づくりの場への「口コミ」での参加を拡大する。
- 老人クラブ活動に参加を促す。
- スクールガードなどのボランティアへの参加を促す。
- 町内の共有スペースに花壇をつくるなど、地域で緑化運動に取り組む。
- 地域のサロン活動をもっとPRし、参加の機会を増やす。
- 高齢者世代と子ども世代、孫世代でお祭りや炊き出しなどの場での交流を行う。



## 優先課題 2 困りごとを抱えた人の把握と支援



布袋Bさん  
(60歳代 男性)

昔から布袋地区に住んでおり、今は高齢者サロンの運営をしています。

私自身地域に顔見知りも多く、地域でのつながりや助け合いができるいるな、と感じる一方で、最近転入してきた人のことはよくわからず、把握しきれていないなかに困りごとを感じている人もいるのではないかと感じています。

### 「優先課題2 困りごとを抱えた人の把握と支援」の先にある 「しあわせ」とは…？

- ★地域において、ふれあい・交流の場が充実している。
- ★新しく転入してきた人も気軽に相談できたり、困ったときに助け合える。
- ★昔からの住民と新しい住民、集合住宅の住民が交流できる。

- ★サロンに参加する仲間が増え、みんなで楽しく過ごしている。

### 地域の「しあわせ」に向け 布袋中学校区でできること

- 新しい世帯や集合住宅を訪問して声かけをする。
- みんなで地域のことについて話す機会を持つ。
- 近所で集まって炊き出しをするなど、交流機会を増やす。
- 子ども会と高齢者サロンのコラボレーションなど、多世代が交流できる機会をつくる。
- サロン参加者の趣味・興味のあることを把握し、囲碁の会、カラオケの会、ゴルフの会など、サロン活動の幅を広げる。
- 月1回の「区だより」や回覧板において、サロンの呼びかけを行う。
- コミュニティの瓦版を活用して、楽しいサロンをつくる。
- サロンの存在を知ってもらうとともに、もっとオープンにして、誰でも参加できるよう敷居をさげる。
- 活動の担い手となる人を発掘する。

⇒

⇒

# 宮田 中学校区

## 宮田中学校区の特徴

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 総人口<br><b>18,834人</b> | 世帯<br><b>8,207世帯</b>  |
| 高齢化率<br><b>29.4%</b>  | 年少人口率<br><b>11.9%</b> |

資料：住民基本台帳（平成29年4月1日現在）



人口減少率が最も高く、年少人口の減少・高齢化の上昇が顕著な地区です。高齢化の上昇にあわせて高齢者のみ世帯の割合も高くなっています。見守り・声かけが必要な世帯が増えています。

地域福祉懇談会では、藤まつりの開催される曼陀羅寺などの地域資源や、自然環境が魅力としてあげられています。

また、地域活動などについてはよい活動をしている団体は多いものの、その活動内容が多くの人々に伝わっていない、という課題もあげられました。

| 宮田の魅力                      |                               | 地域福祉懇談会の意見                |                     |
|----------------------------|-------------------------------|---------------------------|---------------------|
| 宮田小学校区のボランティアの参加人数が多い。     | 保育園のほほえみ広場などで、子どもたちと顔なじみになれる。 | 蘇南公園、フラワーパーク江南など自然が豊かである。 | 新しい住民が多く、自由な雰囲気がある。 |
| 老人クラブ（女性部）などが定期的に集会を開いている。 | 江南団地には子どもが遊べる公園がある。           | 喫茶店で交流が行われている。            | サロンへの参加者が多い。        |

# 優先課題 1 一人暮らし高齢者の増加への対応



ある住民のつぶやき



宮田Aさん  
(一人暮らしの男性  
高齢者 80歳代)

妻を亡くしてから一人暮らしをしています。家のことは自分でも一通りできますが、ゴミ出し、買い物などちょっとしたことを手伝ってもらえるとありがたいなと感じています。特に移動には不便を感じています。サロンや老人クラブへのお誘いはありますが、交通手段がなく行きづらいです。

## 「優先課題1 一人暮らし高齢者の増加への対応」の先にある 「しあわせ」とは…？

★近所とのコミュニケーションが活発になるなかで、見守り体制や交流・相談の体制ができている。

★生活面でのちょっとした支援が充実している。

⇒

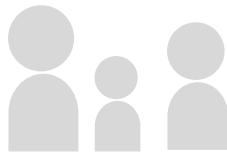
## 地域の「しあわせ」に向け 宮田中学校区でできること

- 回覧板を回すときなど、安否確認や声かけを行う。
- 民生委員の補助員等を検討し、民生委員活動を活発にする。
- 子どもの訪問活動を実施する。
- コミュニティバスの運行をするN P Oなど、移動手段充実のためのボランティア活動を検討する。
- ワンコインヘルシーメニューの拡大など、配食サービスを提供する。
- 有償サービス団体などによる家事補助を行う。

⇒



ある住民のつぶやき



宮田B一家  
(幼稚園に通う子どもとその両親)

名古屋市から転入してきて、子どもは幼稚園に通っています。親子ともに地域での交流が少なく、幼稚園が終わった後は親子で家で過ごすことが多いです。地区のイベントも、お知らせは見ますが、まだ参加したことはありません。

「優先課題2 親子での地域における交流の場の充実」の先にある  
「しあわせ」とは…?

- ★地区のイベントに子どもと一緒に参加できる環境がある。
- ★イベントを通じて、地域とのつながりづくりが行われている。

地域の「しあわせ」に向け  
宮田中学校区でできること

- ⇒ ○転入者に自治会への加入の声かけをし、地域の活動への参加を促す。
- 子ども会への参加を促進し、子ども会行事の参加につなげる。
- 防災会の行事への参加を呼びかける。

## 高齢者が参加できる活動の活性化



ある住民のつぶやき



宮田Cさん  
(地域活動を行う女性)

サロンの運営や老人クラブの活動を行っています。参加者からは、楽しいし健康増進にもつながっている、という声を聞きますが、ここのところ新しいメンバーが増えないことが悩みです。運営メンバーがこのまま高齢化していくと、活動も難しくなっていくので、新しい人にも参加してもらいたいのですが…。

### 「優先課題3 高齢者が参加できる活動の活性化」の先にある 「しあわせ」とは…?

★一緒に活動してくれる人が増え活動の輪が広がる。50歳代から60歳代の若い世代も参加している。

★健康づくりの活動が活発であり、高齢期になっても健康で暮らせる。

★世代を超えて誰でも気軽に集える場所がある。

⇒

### 地域の「しあわせ」に向け 宮田中学校区でできること

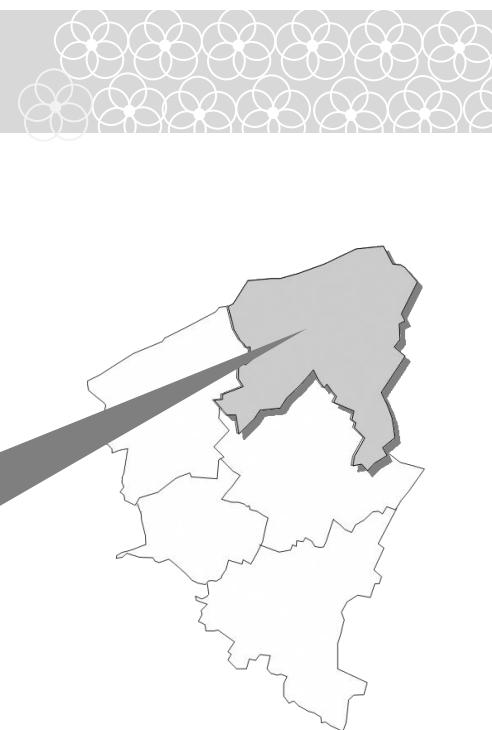
- 防災訓練など、地域の関心の高い取り組みを行い、そこから地域活動への参加につなげる。
- 地域活動の活動報告の場やツールを検討する。
- 校区のなかでのウォーキングコースをつくる。
- ウォーキングと見守りをあわせて行い、健康づくりを安心・安全の地域づくりにつなげる。
- 地域における体操教室等を開催する。
- 空き店舗や公会堂等を活用して居場所づくりを進める。
- 常設のサロンや子連れカフェに協力してくれそうな店舗を探してお願いする。

# 北部 中学校区

## 北部中学校区の特徴

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 総人口<br><b>16,936人</b> | 世帯<br><b>6,215世帯</b>  |
| 高齢化率<br><b>28.6%</b>  | 年少人口率<br><b>13.7%</b> |

資料：住民基本台帳（平成29年4月1日現在）



宮田中学校区に次いで高齢化率が高い地区です。居住年数が20年以上の人も多く、今後高齢化が加速することも推測されます。

地域福祉懇談会では、古くから住んでいる住民同士の顔の見える関係づくりは進んでいるものの、古くからの住民と新しい住民の交流機会が少ないことが課題としてあげされました。

### 北 部 の 魅 力 地域福祉懇談会の意見

- 公共施設や商業施設が近くにある。
- 音楽寺のあじさい祭りにおいて、地域のコミュニケーションを図っている。
- 般若地区において高齢者の見守りやサロン活動が活発である。
- 静かで住みやすい地域。
- フラワーパーク、すいとぴあ江南など、ウォーキングで行けるところが多い。
- 古くから住んでいる住民が多く、近所付き合いがある。
- 喫茶店など、人の集まる場所が多い。
- 下校中の子どもを見守つてくる人たちがいる。

## 優先課題 1 一人暮らし高齢者の増加への対応

### ある住民のつぶやき



一人暮らしをしています。足が少し悪く、最近は外出するのが少し難しくなってきています。

人付き合いを積極的にするのは苦手ですが、ゴミ出しなど、ちょっととしたことで手伝ってもらえたらいいなと思っています。

また、わざわざ遠くに行くのは気がひけますが、健康づくりのためにも、近くに高齢者サロンがあったら行ってみてもいいなと思っています。

#### 「優先課題1 一人暮らし高齢者の増加への対応」の先にある 「しあわせ」とは…？

★人とのふれあいの機会がある。

★日常生活のちょっとした支援がある。  
買い物やゴミ出しなど。

★健康で、概ね自分自身で生活できている。

⇒

⇒

#### 地域の「しあわせ」に向け 北部中学校区でできること

○身近な地域で気軽に集まることができるサロンの場を拡大する。

○買い物はいこまいCARでまとまっていく、自分の買い物について欲しいものを買ってくるなど、柔軟な買い物支援の仕組みをつくる。

○「ゴミ出し援助カード」をつくる。

○無理のない方法で、ゴミ出しボランティアを育成する。

○民生委員を補助する「見守り隊」を組織する。

○健康アップ相談を実施。

○健康づくりについての情報交換の場を提供する。



ある住民のつぶやき

北部Bさん  
(40歳代 女性)

江南市の北部中学校区に転入してきて1年程経ちました。地域のイベントや行事が開催されていることは知っていますが、働いていてあまり地域との関わりもないで参加しづらいな、と感じています。子どもは小学校低学年ですが、地域との関わりがあると子どもの防犯面からも安心なので、近所に知り合いが増えるといいなとは思うのですが、なかなかきっかけがありません。

### 「優先課題2 地域での交流機会の充実」の先にある 「しあわせ」とは…？

★働いている人でも参加しやすいイベントや行事がある。

★地域の子どもの見守り体制がある。

★母親同士のふれあい、話し合いができる場所がある。

★短時間でよいので交流が持てる会場がある。



### 地域の「しあわせ」に向け 北部中学校区でできること

○土曜日・日曜日に参加できる体操、集団遊びの会を開催する。  
○自由参加で不特定、全戸で参加しやすいイベントを考える。

○登下校途中の民家や商店も巻き込み、「気配り隊」として子どもの見守りを行う。  
○子どもたちの見守りの「古北小スクールガードボランティア（K S V）」と、子どもたちとの交流の場を増やす。

○子どもからお年寄りまで、誰もが集まる場所をつくる。  
○公民館を開放する。



ある住民のつぶやき



高校生のときに授業でボランティアや福祉について学び、この知識を地域に還元していきたいなと考えています。

江南市外に住んでいる自分の祖父が足が悪く生活に困っているという話をよく聞いており、自分の住む北部中学校区にもそういう人は多くいるのではないかと思っています。身近な地域にいるからこそできることもあると思うのですが、具体的にどう行動したらよいのかわかりません。

### 「優先課題3 ボランティア・福祉情報の発信」の先にある 「しあわせ」とは…？

- ★人の役に立ち、それが自分のためになる支え合い・助け合いの地域となる。
- ★地域で困っている人の情報がわかり、ボランティアを実践することができる。
- ★どのような活動が求められているのかの情報が提供されている。

⇒

### 地域の「しあわせ」に向け 北部中学校区でできること

⇒

- ボランティアのことで家族間での話題が増えるなど、ボランティアのメリットを発信する。
- 地域で困っている人の情報を集約し、いつでも閲覧できる仕組みをつくる。
- 地区で必要なボランティア活動の情報をまとめ、回覧板でよく似た内容を募る。
- スクールガード、サロンや老人会など、既存の活動への参加を促進する。

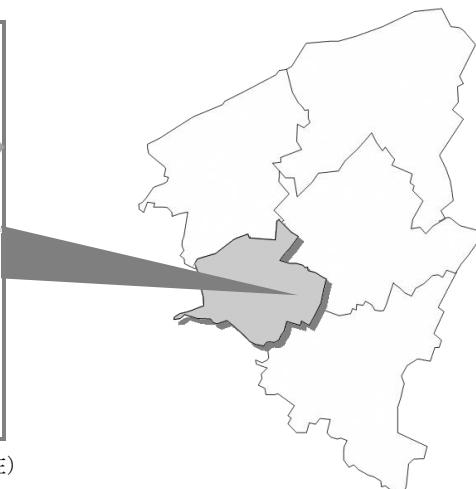
# 西部 中学校区



## 西部中学校区の特徴

|         |         |
|---------|---------|
| 総人口     | 世帯      |
| 12,210人 | 4,667世帯 |
| 高齢化率    | 年少人口率   |
| 24.8%   | 13.0%   |

資料：住民基本台帳（平成29年4月1日現在）



市内で最も人口が少ない地区です。現時点では高齢化率は低いものの、年少人口の減少が顕著であり、長期的にみて高齢化率の上昇が見込まれます。

地域福祉懇談会では、地域の魅力として、高齢者向けサロンの活動が活発であることがあげられていますが、地域全体での活動には至っていないことが課題となっています。

### 西 部 の 魅 力 地域福祉懇談会の意見

|                 |                   |                 |                    |
|-----------------|-------------------|-----------------|--------------------|
| 昔からの付き合いが残っている。 | サロンが複数個所ある。       | 買い物など安心して生活できる。 | 大人も子どももあいさつができる。   |
| 生活環境がよい。        | 「セーフティネット」の活動がある。 | 防犯パトロールを行っている。  | 若い人が民生委員として活動している。 |

## 西部中学校区の今後の方針

### 優先課題 1 地域活動の活性化



西部Aさん  
(70歳代 女性)

サロン活動や防災パトロールなど、意欲をもって地域活動に参加しています。ただ、私自身も周りの人も高齢化していて、活動への新しい参加者はなかなか増えていません。このままだと活動自体なくなってしまうかもしれません。

高齢になってからマンションに住み始めた方だったり、転入してきた若い世代とは交流の機会がないので、そういう方には声がかけづらいです。そういう人のなかにも困りごとを抱えている人もいると思うのですが、なかなか把握が難しいです。

#### 「優先課題1 地域活動の活性化」の先にある「しあわせ」とは…？

- ★定期的に地域の人が集まれる楽しい場所がある。
- ★そのなかで、活動をする人と活動を必要とする人との交流がある。

- ★サロン活動参加者が増え、活動が活性化する。

- ★地域の人が健康に暮らせる。
- ★地域の健康づくりに関わる活動が活発である。

#### 地域の「しあわせ」に向け 西部中学校区でできること

- ⇒ ○認知症による徘徊高齢者への声かけ訓練を行う。  
○町内当番を持ち回りで行う。  
○地域の高齢者が関心を持つことを探り、楽しい活動に活かす。  
○各種団体・クラブ等の組織を利用し、地域の交流の機会を持つ。
- ⇒ ○サロン活動等の広報を行う。  
○自分の周りが楽しくしてくれるのではなく、何か一つでいいから奉仕の精神で役に立とうとか思う。  
○参加する人も仕掛ける人も楽しくやろう。
- ⇒ ○サロン活動の参加者を拡大するため、健康教室のようなものを開いてもらう。  
○体操教室、ヨガ教室を行うなど健康づくりに関する取り組みを進める。

## 優先課題

2

# 安心・安全な地域づくり

## ある住民のつぶやき



西部Bさん  
(小学校低学年の  
子どもの親)

子どもの通学路に、自転車マナーが悪い高校生や高齢ドライバーなどが通って、登下校のときに子どもが危険な思いをしたことがあります。

共働きで、平日家に両親がいないなかで過ごさせてるので、地域で知り合いがいたら少しは安心かもしれない、という気持ちもありつつ、防犯上の理由から、知らない人とは話してはいけないよ、と子どもには言っているので、近所の人とのあいさつだったり交流も少ないです。

## 「優先課題2 安心・安全な地域づくり」の先にある「しあわせ」とは…？

★近所の人と顔見知りになって、あいさつがし合える地域になる。

★近所での見守りのネットワークができている。

★平日、子どもが学校終わりに家以外で集まれる場がある。

⇒

## 地域の「しあわせ」に向け 西部中学校区でできること

- 地域であいさつ運動をする。
- 小学校の行事に、地域の人が積極的に参加することで、学校と地域のつながりを強化する。
- 時間にゆとりのある人が登下校の見守り運動を行う。
- 高齢者の介護予防もかねて、子どもと高齢者が一緒に下校する。
- 学校終わりに防犯パトロールと関わる遊び場をつくる。
- 高齢者のサロンを利用した子どもの居場所づくりを行う。

⇒



# 第7章

# 計画の推進



# 1

## 計画の推進体制

### (1) 連携・協働による計画の推進

地域福祉の推進には、市や社会福祉協議会だけでなく、市民や地域活動団体、NPO・ボランティア団体や事業者等、様々な主体の活動が必要です。

さらなる地域福祉の推進に向けて、市と社会福祉協議会との連携を強化するとともに、市民一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め地域福祉活動に取り組むことができるよう、地域福祉についての情報発信を進めながら、協働体制の強化を図ります。



### (2) 地域力の強化

地域の課題を地域で発見し、解決できる仕組みづくりのため、定期的に「地域福祉懇談会」を実施し、地域における現状・課題の共有や、主体的な小地域福祉活動を促進します。

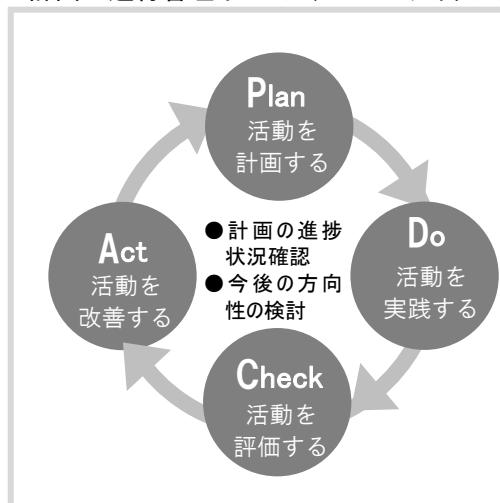
## 2

# 計画の進行管理

市民参加のもとで地域福祉を推進するため、高齢者、障害、子ども、社会福祉協議会関係者などで構成する「地域福祉計画推進委員会(仮称)」を設置し、計画の進行管理、見直しを行います。

本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルに沿って、定期的な「成果測定(評価)」と継続的な「改善」を通じて実施します。特に「第4章 重点プロジェクト」に掲げた各種取り組みについては、毎年その進捗状況を評価し、今後の方針性を検討するものとします。

■計画の進行管理イメージ(PDCAサイクル)







# 資料編



# 1

# 計画の策定経過

| 年月日                        | 内容   |
|----------------------------|--|
| <b>平成 28 年度</b>            |  |
| 平成 28 年 7 月 5 日            | 第 1 回江南市地域福祉計画策定部会・地域福祉活動計画策定部会<br>(以下、「合同策定部会」という。) |
| 平成 28 年 7 月 15 日           | 第 1 回江南市地域福祉計画策定会議                                   |
| 平成 28 年 7 月 25 日           | 第 1 回江南市地域福祉計画策定委員会                                  |
| 平成 28 年 8 月 22 日～9 月 7 日   | 市民アンケートの実施   |
| 平成 28 年 8 月 20 日～9 月 23 日  | 活動主体者アンケートの実施  |
| 平成 28 年 8 月 25 日           | 地域福祉計画研修会  |
| 平成 28 年 10 月 25 日          | 第 2 回江南市地域福祉計画策定部会                                   |
| 平成 28 年 11 月 4 日           | 第 2 回江南市地域福祉活動計画策定部会                                 |
| 平成 28 年 11 月 11 日          | 第 2 回江南市地域福祉計画策定会議                                   |
| 平成 29 年 1 月 1 日            | 第 3 回合同策定部会  |
| 平成 29 年 1 月～2 月            | 地域福祉懇談会の実施   |
| 平成 29 年 3 月 15 日           | 第 2 回江南市地域福祉計画策定委員会                                  |
| <b>平成 29 年度</b>            |  |
| 平成 29 年 5 月 23 日～6 月 12 日  | 団体ヒアリングの実施   |
| 平成 29 年 6 月 24 日           | 若い世代へのアンケートの実施                                       |
| 平成 29 年 7 月 5 日            | 第 4 回合同策定部会  |
| 平成 29 年 7 月 13 日           | 第 3 回江南市地域福祉計画策定会議                                   |
| 平成 29 年 7 月 25 日           | 第 3 回江南市地域福祉計画策定委員会                                  |
| 平成 29 年 8 月 25 日           | 第 5 回合同策定部会  |
| 平成 29 年 8 月 30 日           | 第 4 回江南市地域福祉計画策定会議                                   |
| 平成 29 年 9 月 26 日           | 第 4 回江南市地域福祉計画策定委員会                                  |
| 平成 29 年 10 月 14 日          | 各種団体懇親会  |
| 平成 29 年 11 月 2 日           | 第 6 回合同策定部会  |
| 平成 29 年 11 月 14 日          | 第 5 回江南市地域福祉計画策定会議                                   |
| 平成 29 年 11 月 20 日          | 第 5 回江南市地域福祉計画策定委員会                                  |
| 平成 29 年 12 月 22 日～1 月 22 日 | パブリックコメントの実施   |
| 平成 30 年 1 月 14 日           | 地域福祉推進シンポジウム開催                                       |
| 平成 30 年 1 月 31 日           | 第 7 回合同策定部会  |
| 平成 30 年 2 月 14 日           | 第 6 回江南市地域福祉計画策定委員会                                  |

## 2

# 策定委員会等設置要綱・委員名簿

## (1) 江南市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 江南市地域福祉計画の策定及び計画の立案をするため、江南市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画策定のための調査及び研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画案の調整、修正及び決定に関すること。
- (3) その他市長が命ずる事項の処理に関すること。

### (組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

### (会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課及び江南市社会福祉協議会において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

## (2) 江南市地域福祉計画策定会議設置要綱

### (目的)

第1条 江南市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び計画の立案をするため、江南市地域福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 策定会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 計画策定のための調査及び研究に関すること。
- (2) 計画案の立案、修正及び決定に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 策定会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 策定会議は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 策定会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (部会)

第6条 策定会議に、地域福祉計画策定部会（以下「策定部会」という。）及び地域福祉活動計画策定部会を置き、策定部会は、部会長及び委員をもって組織する。地域福祉活動計画策定部会については、社会福祉法人江南市社会福祉協議会が別に定める。

2 部会長及び委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 策定部会は、次の事項を所掌し、調査及び研究の経過並びに結果を必要に応じて策定会議に報告する。

#### (1) 計画案の作成

#### (2) 計画の策定及び推進に関する必要事項の調査検討

#### (3) その他市長が命ずる事項の処理に関すること。

3 策定部会は、部会長が招集し、会務を総理する。

4 策定部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 策定会議の庶務は、健康福祉部福祉課及び江南市社会福祉協議会において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

別表第1

| 役職  | 職名              |
|-----|-----------------|
| 会長  | 健康福祉部長          |
| 副会長 | 江南市社会福祉協議会事務局長  |
| 委員  | 防災安全課主幹         |
| 〃   | 市民サービス課長        |
| 〃   | 高齢者生きがい課長       |
| 〃   | 子育て支援課長         |
| 〃   | 福祉課長            |
| 〃   | 健康づくり課長         |
| 〃   | 保険年金課長          |
| 〃   | 地方創生推進課長        |
| 〃   | 秘書政策課長          |
| 〃   | 教育委員会教育課長       |
| 〃   | 〃 生涯学習課長        |
| 〃   | 江南市社会福祉協議会事務局次長 |

別表第2

| 役職  | 職名         |
|-----|------------|
| 部会長 | 福祉課長       |
| 委員  | 防災安全課職員    |
| 〃   | 市民サービス課職員  |
| 〃   | 高齢者生きがい課職員 |
| 〃   | 子育て支援課職員   |
| 〃   | 福祉課職員      |
| 〃   | 健康づくり課職員   |
| 〃   | 保険年金課職員    |
| 〃   | 地方創生推進課職員  |
| 〃   | 秘書政策課職員    |
| 〃   | 教育委員会教育課職員 |
| 〃   | 〃 生涯学習課職員  |

### (3) 江南市地域福祉活動計画策定部会設置要綱

#### (目的)

第1条 江南市地域福祉計画及び江南市地域福祉活動計画の一体的策定体制において、計画を立案するため、地域福祉活動計画策定部会（以下、「活動計画部会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 活動計画部会は、次の事項を所掌し、調査及び研究を行う。

- (1) 計画案の作成
- (2) 計画の策定及び推進に関する必要事項の調査検討
- (3) その他江南市社会福祉協議会会长が命ずる事項の処理に関すること

#### (組織)

第3条 活動計画部会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 江南市社会福祉協議会事務局長
- (2) 江南市社会福祉協議会事務局次長
- (3) 江南市社会福祉協議会職員
- (4) ボランティア・NPO代表
- (5) 地域関係者代表
- (6) 江南市内福祉サービス事業所等代表
- (7) その他、江南市社会福祉協議会会长が認めた者

#### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (部会長及び副部会長)

第5条 活動計画部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 活動計画部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 活動計画部会には必要に応じ、活動計画部会以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

3 会議内容、調査及び研究の経過並びに結果を必要に応じて、部会長及び副部会長が江南市地域福祉計画策定会議に報告する。

#### (事務局)

第7条 活動計画部会の事務局は江南市社会福祉協議会事務局に置く。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、活動計画部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

##### (招集の特例)

2 最初に召集される活動計画部会は、第6条の規定に関わらず江南市社会福祉協議会会长が招集する。

## (4) 江南市地域福祉計画策定委員会委員名簿

| 氏 名            | 役職名等                 |
|----------------|----------------------|
| 石川 勇男<br>(副会長) | 社会福祉法人江南市社会福祉協議会会长   |
| 岩根 佐代子         | 特定非営利活動法人子どもと文化の森理事長 |
| 奥村 勝次          | 江南市身体障害者福祉会会长        |
| 柏原 正尚<br>(会長)  | 日本福祉大学准教授            |
| 倉知 榮治          | 江南市民生委員児童委員協議会副会長    |
| 澤野 康樹          | 古知野区区長               |
| 坪内 三           | 老人クラブ連合会会长           |
| 内藤 昇彦          | 江南市子ども会連絡協議会会长       |
| 永田 幸子          | 江南南部地域包括支援センター管理者    |
| 名倉 尚之          | 藤里小学校長               |
| 丹羽 義嗣          | 江南市民生委員児童委員協議会会长     |
| 三ツ口 文寛         | 三ツ口医院院長              |

(敬称略 五十音順)

# 3

## 用語解説

### あ行

|             |   |
|-------------|---|
| いこまい CAR    | 市民が地域社会に積極的に参加しやすくするために、市内移動の交通手段として、市が平成 14 年 1 月から運行しているコミュニティ・タクシー。  |
| SNS(エスエヌエス) | Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。 |
| NPO(エヌピーオー) | 「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。   |

### か行

|                     |  |
|---------------------|--|
| 基幹相談支援センター          | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う。   |
| 協働                  | 協働とは、住民、事業者、行政など、様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。                          |
| こうなん健康マイレージ         | 平成 27 年 10 月より開始した、健康づくりの取り組みを行い、40 ポイントを貯めると、県内の健康マイレージ協力店でサービスが受けられる優待カード「まいか」と交換ができる事業のこと。                |
| 江南市市民自治によるまちづくり基本条例 | 江南市におけるまちづくりの基本理念や、まちづくりの担い手の権利・責務や役割など、さらには市政運営の仕組みなどを定めた条例であり、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日に施行。                   |
| 合理的配慮               | 障害のある人が他の者と平等な人権や自由を享有するために必要かつ適当な、「均衡を失した負担 又は 過度の負担」を課さない程度における配慮のこと。                                      |
| 子育て支援センター           | 子育て家庭等に対して、親子同士のふれあいの場であるサロンの提供、育児不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育て講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う支援センターのこと。 |
| コミュニティ・スクール         | 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる仕組みのこと。  |
| 基幹相談支援センター          | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う。   |

### さ行

|        |  |
|--------|--|
| 自主防災組織 | 自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」あるいはコミュニティに根差して取り組むという「地区防災」の取り組みの中心的な役割を担う組織のこと。 |
|--------|--|

## さ行

|              |   |
|--------------|---|
| 社会福祉協議会      | 社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。                               |
| 住居確保給付金      | 生活困窮者自立支援制度の一つ。離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給するもの。                                   |
| 障害者権利条約      | 正式名称は、「障害者の権利に関する条約」で、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。                     |
| 障害者差別解消法     | 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、「差別の禁止」を基本原則とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めている。  |
| 障害者総合支援法     | 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成 25 年 4 月 1 日に施行。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。 |
| 小地域福祉活動      | 生活に密着した小地域単位で行われる住民の自主的な福祉活動のこと。①住民間のつながりを再構築する活動、②要援護者に対する具体的な援助を行う活動、③地域社会の福祉的機能を高める組織化活動が含まれる。                   |
| 職員対応要領       | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、障害者差別解消法に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めたもの。   |
| 自立相談支援事業     | 生活困窮者自立支援制度の一つ。生活に困りごとや不安を抱えている方が相談する地域の相談窓口。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。     |
| 生活困窮者        | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。  |
| 生活困窮者自立支援制度  | 生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談支援事業、就労訓練事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援、一時生活支援事業などの支援を行う制度のこと。平成 27 年 4 月から開始されている。   |
| 生活支援コーディネーター | 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす地域支え合い推進員のこと。           |
| 成年後見制度       | 認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の件利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。                                   |

## さ行

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業) | 市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすもの。 |
| 相対的貧困率                | 厚生労働省の国民生活基礎調査における、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のこと。  |

## た行

|                   |   |
|-------------------|---|
| 多文化共生             | 国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認めた上で、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。  |
| 地域共生社会            | 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。 |
| 地域包括ケアシステム        | 高齢者ができる限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供される仕組み。  |
| 地域包括支援センター        | 高齢者が住み慣れた地域で健やかに安定して暮らすことができるよう、総合的相談や要介護者等高齢者を総合的に支えるための地域の中核的機関。平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された。                                |
| DV(ドメスティックバイオレンス) | 夫婦や恋人など親しい人間関係のなかでおこる暴力を言い、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。  |

## な行

|            |   |
|------------|---|
| ニート        | 15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方のこと。   |
| 日常生活自立支援事業 | 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。 |
| 認知症        | いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。          |
| 認知症サポーター   | 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。                                  |

## は行

|                |   |
|----------------|---|
| バリアフリー         | 障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。                            |
| 避難行動要支援者       | 障害のある人や高齢者、乳幼児など、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。                              |
| ふれあい・いきいきサロン   | 小地域において、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者が気軽に出て仲間づくりを行ったり、活動等をすることでいきいきと暮らせるための場のこと。 |
| ボランティアコーディネーター | ボランティア活動を行いたい人とボランティアを必要とする人・組織などをつなぐ専門職、またはその立場のこと。                  |

## ま行

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間人。民生委員は児童委員を兼ねる。

## や行

### ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。バリアフリーは、障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと、また障壁が取り除かれた状態のことをいうのに対し、はじめから障壁をつくらないという考え方をユニバーサルデザインという。

### 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人のこと。